

ノ。エギア等と相持して善く戦ふカルロス黨カタルニアラゴン二國の過激黨と相結ひ大舉す地方素より總理の大言を疑ふアラゴンソレンシア二國の人民總理の其言に違ふを怒り將に貳れんとす新議會改進黨より成る而して深く總理を信せず首領イヌツリスガリアノ新派を組織し攝政の意を迎ふ三月總理復援を佛蘭西に請ふ佛蘭西辭す英吉利へイを總督とし艦隊を遣し西班牙を援く五月五日英吉利艦隊司令官へイ英吉利隊司令官エワンス等サンセバスチアン町境の要地に北側四境を距る區に四里に戦ひ捷つ總理エワンスの爲に異數の勳章を請ふ攝政許さす十四日内閣辭すイヌツリス總理と爲る議會攝政に争ひ新總理の不信認を票決す二十三日總理解散を行ふ七月末過激黨復千八百十二年の憲法をアンタルシア國に布き數日にしてアンタルシア全國を動かすアラゴンカタルニヤ等中央國北の諸地又援るカルロス黨機に乗し西アヌツリアス國南カスナララ・ラ・サ・エハ國を繋つ總理狼狽し復援を佛蘭西に請ふ攝政若し過激黨の意に従ふにあらざれば

イヌツリス
總理と爲る

ラ・ジラン
ハの變

カトララ
總理と爲る

バルドメ
ロ・エス
パ
ル
テ
ロ
總
督
と
爲
る

四方續て亂れ政府餘喘を國都に保つに過ぎざらんとす佛蘭西在て請を容れ兵八千を以て入援す及ばす八月十三日夜ラ・ジランハ離宮を警備せる近衛下士ガルシア亂兵を率て攝政の寢殿を侵し千八百十二年の憲法を布くを約せしむ内閣倒れカトララ總理と爲り國都擾る佛蘭西國都の騷擾を英吉利に歸し援兵を班し埃地利等の策を學ばんとす攝政大に懼れ其本國ナポリに歸るの意あり漸進黨は過激黨の要路に在るを惡み漸くドン・カルロスに黨せんとす英吉利隊は數月給料を得ず士卒亂を作す佛蘭西隊は甚減員せるも之を補充せず陸軍大臣コルドバ辭し猶後任なし敵將ゴメスガルシアエプロ河南河に於て其上流國の南境を成すの地を略し國都に逼らんとす敗績して南に走るナルワエス先にガルシアを平く十一月末に至りゴメスをカサズ市邊に撃ち之を破るゴメス乃殘兵一萬を率ひエプロ河を渡り北に歸るドン・カルロス復ビルバオを圍むバルドメロ・エスパルテロ王師をハニコ國に督すビルバオに川あり川口ポルツガレテ港あり以て海に通すカルロ

復す
一八三七年

ス黨其中間ルナナ堡に據り王の兵を苦む十二月二十五日夜天大に雪ふるニスバルテロ堡を掩ふカルロス黨力戦して敗れ著黄ビルバオを棄つ千八百三十七年三月ニスバルテロはビルバオよりサルスフェエルドはバムプロナよりエワンスはサンセバスチアンより三道兵五萬を以てトロサ村里バムコ國ギブスコア縣に在リビルバオを距る遼東十八里南五里に會し大舉してドンカルロス黨を撃たんとすニスバルテロサルスフェエルド二將敵を退くる能はず獨エワンス三月十五日オリアメンチ村に戦ひ捷つ明日ドンカルロスの弟ドンセバスチアンエワンスを破るエワンス退く計成らす五月ニスバルテロ海路サンセバスチアンに至り兵三萬六千を率る復トロサ村に向ふドンカルロスエスタラ村に營す三月中兵一萬四千を率る東南アラゴン國に向ふ小部隊を留めバスコ國を守らしむニスバルテロ行敵を敗て進むドンカルロス。マドリド府を取らんと欲す而してエプロ河を渡り直に國都を指さす東に迂し後四週日東北カタルニョ國サルソナ村に在りカブレラワレ

ドンカ
ロス國都
に
通る

ンシア國山間に據り屢王の兵を惱すドンカルロスの東北に潜むを觀固く請ひチエルト津コナ町を距る西南十五里餘ラを渡り南下す而して猶國都を指さす先つ南ワレンシア國を掠む政府急に兵を集め七月十五日敵の備なきに乘し之をチワ村ワレンシア府を距る四七里に敗る敵兵則山間に走るニスバルテロ既にバスコ國を定め大總督に任し兵を擧て南下す若し大作戦計畫を爲し各地の部隊を一處に合し諸道敵を撃たばドンカルロス必ず免れし而して大總督の策此に出てす各部隊をして獨立の戦を爲さしむ敵將カブレラサラチエギ等善く戦ひ王の兵を割き或は孤軍を撃ちカルロス黨の全軍をマドリド府に進めテシ河を渡る九月十二日ドンカルロス兵一萬六千を率るアルガンダ村カスチララマエロ國マドリに至る其前衛國都の寺塔を望む是より先き總理カトラワ千八百十二年の憲法を布くも漸進策を執り憲法改正委員を命し六月八日改正憲法成る八月カルロス黨の兵國都に逼らんとする大總督の部將等切に内閣の交迭を需む總理乃辭し大總

エスバルテ
ロ總理を兼
ぬ

一八三八年

督入て總理を兼ね國都防禦の策を講ずドンカルロス國都を襲ふ能は
す九月十三日東北に退く行軍艱苦し多く士卒を失ふ十月末エプロ河
に達すカルロス黨益相軋り各派責を推諉す僧徒派遂にドンカルロス
を挟みゲルゲを總督とす千八百三十八年中屢エスバルテロに破らる
レオン僧正等僧徒派首領權を恃て強梁なり將士怒り亂を作すバスコ
人兵亂に倦み東方諸國漸くドンカルロスを疎し軍資給せずゲルゲ罷
められマロト之に代るマロト將才あり僧徒派に惡まる僧徒派之を陥
れんとすマロト怒り奸臣を斥け自派人士の獄に繋かるる者を縱たん
を請ふ許さず明年二月十八日ゲルゲガルシア等四將をエスアルテラ村
に殺すドンカルロスマロトの罪を問ひ其總督を罷め入て命を待たし
むマロト兵を率る程に上る之を拒く者なしドンカルロス在マロト
の意に従ひ四將の誅戮を裁可し僧徒派首領等三十五人を放ちマロト
を待つに殊禮を以てす而して之を除かんと欲すマロト之を知り安ん
ぜす二月中款をエスバルテロに通しドンカルロスの長子を皇婿と爲

一八三九年

マロト降る

ドン・カル
ロス西班牙
を去る

ドン・カル
ロス薨す

一八四〇年

さんどす應せず益進み向ふ所撻を奏し戦捷公爵に進むマロト屢敗れ
仇黨益之を陥れんとすエスバルテロバスコ國に入り鹵掠を極む軍隊
マロトを怒り亂を作す乃降を議す八月三十一日エルガラ村ギバスコ
ア縣在リトに條約し其兵降る王降將に其舊職を授けバスコ
國に其舊特權を賜ふ九月十四日ドンカルロス乃バスコ國を去り佛蘭
西に入る佛蘭西王命してブルジュシユル町在リに居らしむ乃
繼承權を長子伯爵モンテモリンに譲り千八百四十五年佛蘭西を去り
同五十五年埃地利トリエスト府埃地利唯一の大商港にに薨す同六十
年モンテモリンドンカルロス第六と號し次子ドンフェルナンド之を輔
けて西班牙の王位を争ふ得ず兄弟尋てトリエスト府に薨す俱に子な
し其弟ドンファン織き同六十八年十月繼承權を其長子ドンカルロス
に譲るドンカルロス乃ドンカルロス第七と號し弟アルフォンソと俱に
西班牙に入り王たらんとす千八百三十九年ドンカルロスのバスコ國
を去る其遺將カブレラ仍戦ふ明年七月に至り殘兵を率ひ佛蘭西に投

總理屢代る

す亂七年にして弭む亂已に弭み黨争又烈し攝政千八百三十七年の憲法に循ひ漸進黨を擧げ大總督北伐の後十二月オファリアを總理とす千八百三十八年九月辭し公爵フリクス・ペレス・デ・カストロ相尋て代る漸進黨の二黨相軋り國政を執る能はず急進黨益跋扈す漸進黨急進黨と合し千八百三十九年三月租税を協賛せず總理解散を行ふ再度大に撰舉に干渉し遂に議會に多數を得たり明年六月市町村制を改め市町村長を官撰とす國都諸都市騷擾す攝政素行修まらず先王の殂する幾もなく近衛の一將校ムニョスなる者を寵し數子を生む醜聲頗聞ゆ人民服せず大總督ドン・カルロスの餘黨をカタルニヤ國に平く攝政勅使を遣り入て總理たらしめんとす大總督勅使とバルセロナ府に會し國政を革めんと請ふ未だ許さず騷擾益加はり暴徒國都に政務委員を置き勢威將に全國に及はんとす乃九月十六日大總督エスバルテロを總理と爲し改進黨内閣を組織せしむ二十九日總理國都に入る府民歡呼して之を迎ふ攝政ワレンシア國に駐る總理議會を解散し市町村制を廢し

エスバルテロ復總理と爲る

一八四一年

小部屋組を斥けんを請ふ攝政悦はす十月十二日職を辭し内閣をして其事を行はしめ佛蘭西に遊ふ千八百四十一年五月八日議會總理エスバルテロを攝政兼太傅に任す總理素仇人多し漸進黨オドンネル・ナルワエス・コンチン等反を圖る乃討て之を平く佛蘭西王前攝政の歡心を迎へ其子を西班牙王の皇婿たらしめんとし竊に資を給して西班牙總理の仇黨に賂ふ西班牙總理勉て急進黨を繋く而して之を服する能はず自黨亦漸く散す乃英吉利と相結ぶ仇黨以て西班牙を賣ると爲し千八百四十三年七月ナルワエス漸進黨を大佐アリム急進黨を率て相合す暴徒亦國都に起り革命政府を置く總理則辭し三十日カヤズ港に至り英吉利に赴く諸黨已に内閣を倒す而して國事を料理する能はず議會已を得ず王の親政を發布す王歳甫て十三憲法に誓告し位に在る二十五年佛蘭西王母后と議し千八百四十六年十月十六日從兄アッシンシ公ド・フランシスコを皇婿とし佛蘭西王の季子モンペンシエー公を妹ルイサに配す王亦素行修まらず幾もなく其婿を厭ひ改進黨將官セルラ

一八四三年
エスバルテロ英吉利に赴く

一八四四年
ナルワエス
總理と爲る

第五章 革命の反動

百九十

ノを籠シラジランハ離宮に遊ふ醜聲連に漏る總理又再び代り千八百四十四年五月漸進黨ナルワエス總理と爲り明年五月二十五日憲法を改め行政を新にし同四十九年大赦を行ふ國人始て安んず總理職に在る七年辭し保守黨之に代る

第六章 變動の兆候

土耳其と埃及

埃及

土耳其露西亞とアドリアンブル市に和し希臘の事平くも國歩の艱難舊の如し埃及藩主メヘメドアリ希臘の亂に入援し既に功を以てカンチア。グニイプロス二嶋を領す而して尙ママスクス府テシリヤの名邑にして産地を以て著る東北アッカの太守を望む十三四世紀の交マメルク梭里椋極盛の時に當りシリヤを領してエウフラテス河上流の要地を固め西部亞細亞の貿易を專にし埃及の國礎固し土耳其梭里椋埃及のシリヤに根柢を張り獨立せんを憂ひメヘメドアリの請を許さずアッカ村はシリヤ國四鎮の一にして極南に位し其管轄境埃及に接すアッカ太守アフダルラ權勢あり屢梭里椋と争ふ又埃及藩主と惡しアフダルラ嘗て藩主に債あり又埃及亡命の徒を庇匿す藩主之を梭里椋に訴ふ蓋アッカを取る辭を得んと欲するなり梭里椋之を察し藩主の訴を聞かず藩主豫之を測り世子イブラヒムをして國境に屯し之に備へしむ是時に

土耳其

一八三一年

當り佛蘭西兵を白耳義に出し列國交渉に忙し土耳其亦亂る初梭里檀
 エニチエリ兵を廢す不平の徒アルバニア・ボスニアの二地に起りボスニ
 ア酋長等土耳其太守を逐ひフッサインを渠魁としスクタリ州太守スコ
 ドラ侯と相結ひ兵六萬を率て東進し千八百三十一年初ルメリア州に
 入る梭里檀レシド侯に命し賊を征す侯反間を縱つ賊互に疑ふスクタ
 リ太守先づ退く乃ボスニア酋長に諭しフッサインを太守に任し其兵を
 合してスクタリ太守を撃つ太守敗れ擒せらる明年ボスニア兵を討ち
 之を敗るフッサイン塊地利に奔る亂平く蓋太守の互に争ふは土耳其の
 弊習にして列國亦意を此に注かす埃及藩主之を利し世子をしてシリ
 アを侵さしむ千八百三十一年十月二十九日イブラヒム・シリヤに入り
 戰はすしてガザ村埃及境より三十里に在りヤフ村ガザ村を距る十里
 ルサレム町有名なる耶の要地を取りアカ村十五里海に臨むニを圍む
 太守アブデルラ善く守る埃及艦隊亦來り攻む數月取る能はず梭里檀
 埃及藩に命しシリヤを去らしむ從はず乃藩主父子の官爵を覘ふ梭里

一八三二年

ハレブ降る

コニヤの戰

檀更に兵をハレブ市緯緯の産地にして古より亞細亞貿易の要衝に當り東
 南東其港イスキオンを距る二十八里に在り
 に集め埃及兵を却すイブラヒム一部隊を分てアカを圍ましめ進て新
 アッカ太守オスマン侯に當る明年四月二十三日梭里檀藩主父子に法律
 の保護を解き土耳其總督フッサイン侯進て埃及兵を撃つ五月二十五日
 アッカ城下りママスクス太守戰はずして走りハレブ市降る七月九日土
 耳古部將メヘメト侯埃及兵とヘムス町ダマスカス府を距る北東北三
 十五里ハレブ市を距る南東北三
 四十三里に戰ひ敗績す二十七日土耳其總督フッサイン侯更にペイラン
 村イスカンタル湖の西北に在りハレブ市に至る孔道に當りアに戰ひ又潰也
 フッサイン侯敗れて罷められレシド侯之に代る十二月二十一日イブラ
 ヒムとコニヤ町小亞細亞コニヤ州に在りコニヤ州に戰ひ復潰也埃及世
 子小亞細亞中央に進み兵十萬を擁す梭里檀拒く能はず世子徑に國都
 を指さんどす梭里檀マームード狼狽し援を露西亞に請はんとす露西
 亞帝ニコライ第一既に土耳其を破る乃策を更て土耳其を援け恩を賣
 り藩屏の實を擧げしめんとす若し策行はれされは自らマルメネレ

一八三三年

佛蘭西調停を試む

埃及大に地を求む

ス海峽を取り列國と商議して自餘土耳其領を處せんとす故に埃及の
 置梁を惡みコニヤの蹙戦に先ち梭里檀を援けんとす梭里檀辭し援を
 英吉利に請ふ應せず千八百三十三年一月露西亞復援を説く梭里檀之
 を受けんとす英吉利等西方諸國の公使之を聞て大に驚く佛蘭西公使
 ルーッセン先づ露西亞を頼むの危きを土耳其政府に説き佛蘭西の援助
 を約し埃及と商議する要件を盡す二月一日梭里檀の允許を得露西亞
 使節之を聞きコンスタンチノブル府を辭せんとす梭里檀アッカチヤルサ
 レムトリポリの三地を埃及に割かんとす藩主聽かず佛蘭西の調停を
 却け世子をして進撃せしむ梭里檀已を得ず復援を露西亞に請ふ帝喜
 んで諾し將官ラサレフを總督とし艦隊をボスフォルス海峽に入れ四月
 末陸路大軍をコンスタンチノブル府に進め海路兵一萬五千をスクタ
 リ町ボスフォルス海峽を隔てコンに上陸せしむ西方諸國未だ陸海軍を
 小亞細亞地方に出さず藩主乃しシリア全部アマナ州小亞細亞東南隅の
 地に於てシリアの
 北に連りタウルス山脈を隔て西北コタウルス諸嶺を求む西方諸國露
 二州と相對す古のキリキア國なり

キニタイエ和議

ウンキアラ
ル・スケレ
ン條約

西亞の戦に與らんを懼れ梭里檀に説くに援を露西亞に借るの不利な
 るを以てし藩主の要求を容れしめんとす埃地利又聲援を西方諸國に
 與ふ而して露西亞帝敢て關せず援兵の進退一に梭里檀に委ぬ帝蓋謂
 ふ梭里檀西方諸國の言を容れ領土を叛臣に割かは是れ梭里檀の罪な
 り帝の知る所にあらず又藩主諸國の要求を拒み進撃せば帝は梭里檀
 を助け義戦するを得へし梭里檀の意執れに決するも露西亞の勢威爲
 に土耳其に揚からんと梭里檀遂に西方諸國の言を容れ五月六日埃及
 とキニタイエ町ボスフォルス海峽を隔てコンに在り古のフに和す梭里檀埃及藩
 主にシリア全部を與へ世子イブラヒムにアマナ州を授け埃及は舊に
 依て埃及アラビア及クニイプロスカンチア二嶋に於る梭里檀の帝權を
 認む和已に成り露西亞土耳其に兵を駐むるの名を失ひ其陸海軍を撤
 す七月八日露西亞土耳其と八年間の攻守同盟をウンキアラ・スケレ
 ン村ボスフォルス海峽東岸に在りコンに結ぶ約文に秘密の條あり幾もなく
 泄る條に據れば露西亞開戦するも土耳其は實援を爲すに及ばず唯列

亞艦隊のダルダネレス海峡を過るを拒むへし即黒海の鎖鑰を露西國に與へたるなり英吉利佛蘭西大に怒り土耳其に争ふ聽かす英吉利乃武を用て埃及を抑へ政治行政の革新を土耳其政府に促し漸次露西亞の勢を殺かんと欲し佛蘭西は埃及に與し其勃興を助け土耳其に代り東洋を制歴せしめんと欲す露西亞は埃地利とムニヘングレイツ村埃地利はヘミフ國東北部に在りエルベ河支流に臨むに商議し土耳其を存し埃及を抑へ土耳其若し崩潰せば各其利益を衛らんと欲す英吉利固よりスエズ地峽紅海を佛蘭西若は他國の制歴するを欲せず故に埃及藩主を惡む甚し藩主既に和し復アラビア地方を經營す英吉利默視する能はず千八百三十八年英吉利船アデン港に難破する土人其商品を掠む英吉利外務大臣バルメーアーストン償金を求む埃及應せず明年アデン港を取る是より先き千八百三十五年英吉利土耳其に説き汽船航行線をエウフラテス河に置く露西亞争ふも聽かす之を検し其通し難きを知る乃航行の權を紅海に握らんとし埃及を抑へんと欲す露西亞英吉利の二國利害を此に

英吉利アデン港を取る

一八三五年

ウルクアイ

チエルクス

一八三六年

同す故を以てバルメーアーストン深く露西亞に忤ふを欲せずダホドウルクアールトコンスタンチノール府英吉利公使館に書記官たり東洋の事情に通し書を著して露西亞の政略を穿つ又英吉利商を煽き彈藥大廠をチエルクシア沿岸カスビ海東南隅に密輸せしむ沿岸地はアドリアンノール條約に據り露西亞の新に得たるものチエルクスと呼ぶ部族此に居り僥倖を以て聞ゆる露西亞之を征す賊英吉利商の密輸を得容易く服せず千八百三十六年秋露西亞戰艦英吉利商船を捕へて之を没す英吉利商怒るウルクアイ利益之を激し本國をして開戦せしめんと欲すバルメーアーストン露西亞政府の説明に満足を表し書記官を召還すバルメーアーストン書記官と爲り公使を助け英吉利の勢を張らんとし通商條約を結ぶ舊條約に據れば輸出入關稅を三分と定む然るに土耳其政府數種の稅を加へ英吉利輸入品に課する稅額四割乃至六割に至り輸出稅額計割に達す商業隨て振はす蓋埃及藩主の置ける數種の權估權多く之を致す藩主以て富強なり若し通商條約に據り新稅法を土耳其全領土に布

一八三八年
バルタリ
マン通商條
約

モルトケ

かは藩主の財源應に潤るへし梭里檀藩主の新税法を拒み爲に英吉利
と合はざるに至らしめんを期し英吉利の議を容れ千八百三十八年八
月十六日バルタリマン村に調印す規定頗る英吉利に利なり露西亞亦
之に倣ふ埃及藩主素獨立せんと欲す英吉利藩主の新條約に従はざる
を期し地中海艦隊を増し列國と共に藩主を切かしてウンキアルヌク
レシ條約を廢し若は土耳其と列國との攻守同盟を結はしめんと欲す
藩主之を知り佛蘭西の忠言に従ひ列國に約して新條約を拒まず而し
て益出師を準備す梭里檀亦戰を欲し藩主の新條約を拒み和の破れん
を期す英吉利之を察し梭里檀に告て云ふ埃及兵の精強なる土耳其の
敵にあらず宜く國力の伸張を計るへしと土耳其閣臣等實勢を奏する
能はず梭里檀深く普魯西大尉ヘルムート・フォン・モルトケの編制せる土
耳古陸軍を信す埃及のシリア警備隊兵寡く金匱乏し人民爲に服せず
梭里檀又財を反徒に頼つ藩主土耳其領土に寧歳なきを觀君側の奸者
と結ひ老大の梭里檀を廢し年少の太子を立て躬ら之を輔佐せんとす

一八三九年

ニシブの戰
梭里檀マ
ムド殂し
アフツル
メチド立つ
土耳其艦隊
降る

千八百三十九年初ハフイズ侯クルド部族を征服して還りシリア境に至
る埃及世子國境に陣す梭里檀藩主の未だ新條約を施行せざるを讓ひ
藩主佛蘭西領事ケイレと議し四月二十九日新條約に調印し領事をし
て世子の營に至らしめ命してハフイズ侯進擊せされは亦兵を勵ささら
しむ梭里檀戰を欲する切なり六月九日復藩主に法律の保護を解く二
十四日兩軍ニシブ村小亞細亞ハレニア州に在り東北ハレニア市に近しに戦ふハフイズ
侯モルトケの策を用ひす大に敗る報未だ國都に達せず三十日梭里檀
殂す壽七十太子アフツルメチド十六歳にして立つカプマン侯をして
埃及艦隊を撃たしむ七月五日侯艦隊を率るダマネリース海峡を出
つ佛蘭西戰艦一隻之に伴ふアレクサンドリア港に至り埃及に降る列國
若し干渉せされは土耳其將に亡ひんとす露西亞ウンキアルヌクレシ
條約を決行せんとすメタルニ之を察し列國と合従し七月二十七日書
を土耳其政府に致す其意に云ふ列國商議して東洋問題を專決せんと
す梭里檀當に列國の成功を埃ち躬ら埃及と議すへからすと露西亞怒

埃及の蝸殻

るも在て之に與ず梭里檀拒む能はず埃及藩主亦世子を以て戰を停めしむ而して其侵取せる諸州を領せんとすパルメニアストン云ふ藩主を埃及の蝸殻に蝨せしめされは東洋の平和は永く維持すへからすと佛蘭西之を斥け藩主に制壓を加へざらんとす英吉利佛蘭西の二國則離れ露西亞英吉利と合せんとす九月末露西亞男爵ブルンノフをロンドン府に遣り議する所あり其要に云ふ露西亞はサンキアルヌケレンシ條約を棄つへし露西亞艦隊若しコンスタンチノブル府を警備せば英吉利艦隊亦マルマネレウス海峡に入るへしと英吉利は佛蘭西を絶つを欲せず露西亞は絶たしめんとす英吉利佛蘭西に説く而して佛蘭西地中海艦隊を増し列國と商議せず獨土耳其埃及の和を謀り英吉利と戰はんを期す明年二月列國公使ロンドン府に會し東洋の事を議す土耳其公使亦與る佛蘭西獨異議を唱へ其新聞紙は宣戰を主張し獨逸を侵さんを勸む三月一日ナエー總理と爲り宣戰論益熾なり英吉利遂に其説くへからざるを知り土耳其駐紮佛蘭西公使の獨和を謀るに及び佛

一八四〇年

八三

ロンドン同盟

パリに城く

西を棄て列國と條約せんとす英吉利駐紮佛蘭西公使ギン一固より列國の議終に此に出てんを知る而して議俄に決せるを覺らす七月十四日形勢猶動かざるを報す明日露西亞英吉利埃地利普魯西の四國同盟す土耳其即加はる梭里檀藩主の十日を出てすして歸服せば埃及を世襲せしめ終身シリアの一部を領せしめんとす聽かされは更に十日を延へ竟に聽かされは埃及を沒せんとす四同盟國梭里檀の意を以て先づボスフォルヌズマルマネレウス海峡を占領してコンスタンチノブル府を警備す列國佛蘭西を辱かしむるを欲せず密に同盟の成れるを報し其加盟して藩主に説かんを請ふ佛蘭西總理大に怒り王亦宣戰を唱ふ議會方に在らす總理斷して艦隊を増し聯隊十八を設け軍資三千萬圓を起しパリに城き管に東洋に戦ふのみならず又獨逸を侵さんとす前數週日シエアンブル公セイントヘレナ島に赴きナポレオン第二の遺骸を迎ふ國人復帝制の盛時を懐ひ必勝を期す幾もなく實業家は戰亂に生ずる影響を顧み公債の價額日に下る沈重の人士亦同盟四國の武

ベイルト陥
る

カレブ・メ
テナの戦

力を量り佛蘭西の武器軍馬運送船に欠く所あるを知る王の意亦漸く動き埃地利駐紮佛蘭西公使をしてメッタルニヒと會せしめ議する所あり埃及藩主固く佛蘭西の入援を信し梭里檀の旨に従はず梭里檀乃埃及を没す四同盟國シリア山間のドルス・マロニト部族等を煽て反せしめ英吉利將官ストップフォルド英吉利埃地利土耳其三國の聯合艦隊を率てシリアに向ひ九月十四日ベイルト市シリア國の要港にして西北を距る二十里餘を取る沿岸諸邑相尋て下る埃及兵退く獨逸ハムブルグ人ヨヒムス土耳其陸軍を率て之を迎へ十月十日之をカレブ・メテナ村に破る埃及兵更に破るる兩度十一月四日英吉利埃地利の兵アッカを取り英吉利艦隊司令官ナビエアーアレクサンドリア港を鎖す藩主入援晚きを觀英吉利に因り和を議し埃及を全うせんとす佛蘭西國人シリアの戰報に接し切に戦はんを欲す總理謂ふ急に兵を土耳其に遣り其要地を占め西班牙の亂に乗し其バレアレス群島西班牙國東の海中に在りバルマ縣を成すを取るへしと王實勢の不可なるを覺り戦ふを欲せず總理開院式に際し宣戰の意を言はしめん

埃及降る

一八四一年

海峽條約

とす王聽かす十月二十九日總理辭シギア一之に代る新總理平和を望む議會の宣戰派之を怒り總理を罵る議終に和に決す總理英吉利に説き埃及を全うせんとす英吉利聽かす痛く佛蘭西の尊大を憚さんどすメッタルニヒ亦之を賛し獨逸聯邦をして強硬策を取らしめ十一月普魯西王又使節を埃地利に遣り佛蘭西若し埃地利領伊太利を侵さは聯邦乃兵を起すに決し埃地利普魯西の兩使南獨逸諸國に説く佛蘭西王及總理之を聞き益平和を欲す二十七日埃及藩主英吉利艦隊司令官ナビエアーに降りシリアを撤し土耳其艦隊を還すを約し司令官亦埃及の世襲を藩主に約す同盟艦隊司令官之を認めす而して英吉利藩主をして埃及を領せしめ英吉利の商略に利せんとす同盟諸國亦埃及を存せんを欲す藩主乃歸服し梭里檀埃及を没する勅令を廢し千八百四十一年二月十三日改めて埃及を藩主に賜ふ四國同盟乃解け七月十三日所謂海峽條約を結てウンキアル・ステレシ條約に換へ梭里檀ホスフォルス・ゲルメネリース二海峽を列國の海軍に鎖す埃及の事定る英吉利振ひ佛蘭

西屈す埃及藩主英吉利を徳とし之と相結ひ印度貿易の便を計り英吉利の貿易孔道をスエズ地峽に拓くを許す露西亞英吉利二國是より土耳其政府に對峙し競て好意を寄す露西亞はニレマ派ユレマ派は法律學博士の司法に與る權を有す及頑民に黨し土耳其の舊制を保たんとし英吉利は歐羅巴に倣て新政を布かんとを勸め要路の官人と相結ふ梭里檀年少くレシド侯政を執り英吉利公使ストラッフォード・キフンシング顧問と爲り姑く新政を行ふ

亞細亞に於る露西亞と英吉利

露西亞英吉利の勢威を支那及中央亞細亞に競ふは猶其土耳其に於るかごとし露西亞は千五百八十一年明萬曆九年群盜に頼てイルチシ河兒水也兒的河又于葉上のシビル兒的河に作る等にはシビル失必兒アビル亦必兒アベル亦必兒シビル亦必兒を收め英吉利は後四十四年天啓五年商買を用て五方英里の地を印度に獲たり爾來露西亞は亞細亞の北地を拓き英吉利は印度半島を征し二國俱に拓地貿易を事とす而して露西

亞領は地北に偏し貴裘金銀に富むも未た以て大に貨殖を圖るに足らず露西亞乃カスピ海沿岸の地を拓き印度を指して進み英吉利と貿易の利を分たんと欲す是時英吉利東印度會社一商社を以て印度の大版圖を領し商略を以て印度國民に臨み苛政聚斂備に至る印度の諸王皆之に苦む露西亞の貿易孔道は方にウラル山を踰えシビリア南境を横きりホオツク海を遶りカムチャトカ半嶋ペトロバウロフスコ港に至る而して未たアストラハン港カスピ海北岸に在り若はバク港カスピ海南岸に在り島の南岸に在り石油より波斯國アストラバド村カスピ海東南隅アストラバド州に在り十餘に至り陸路メシド市波斯ホライサーン州に在り徒思のを經へリルド川を湖りアフガニスタン國ヘラト市也里東南七十五里ハミに達し印度に下る孔道を置かす又シル河也里りホーゼンド村忽羅に出てサマルカンド市也里耳干忽羅思干忽羅に作る漢時忽羅の康居忽羅なり又尋を經アム河阿不葛なを湖りバルク村忽羅を距る南東南二十五里山岡に在り古のバク阿不河

一八三二年

リに至り印度山を踰え印度に入る古道を用ふる能はず故を以て英吉利商波斯。アフガニスタン。ボハラ不花刺。學哈里。又蒲華に作る。ヒソ諸國の商利を罔し露西亞商之と競ふ能はず初ペンヂャブ印度河中流水域平原の地の諸小印度會社通商條約を諸小國と結ひ少率の關稅を課し印度河を溯り上流アトク村に達し西北カブル嶺を度りアフガニスタン國に入る孔道を置く露西亞亦商道を得んと欲す露西亞屢波斯を侵し其エリワン町波斯東北境アラクス河の上流を割かしむ英吉利好意を波斯に表するもに臨みアララト山の北に在り未だ曾て之を援けず爲に威望を波斯に失ふ千八百三十四年波斯王フスアリ殞す孫モハメト・ミルザ立つ叔父之を争ふ英吉利資を王に貸し將校を遣し兵を練らしむ王以て勝を得たり而して英吉利に親ます専ら露西亞公使伯爵シモニチを信す伯爵王に説きカブル主ドスト・マホメドと相結ひヘラト主カムランを撃つカブル主嘗て叔父カムランを逐ひ自立しアフガニスタンの大部を併せ英吉利と友誼を厚らすシニヂャ

一八三四年

ドスト・マホメド

一八三七年

波斯ヘラトを撃つ

一八三八年

一なる者逐はれてペンヂャブに走りルンヂド・シンに依るルンヂド・シンはペンヂャブ諸小國中 strongest の國主なり英吉利通商條約を訂する専ら之に頼れり則シニヂャブを扶けカブル主の好意を斥くカブル主因て露西亞波斯と親む英吉利喜ばすヘラト主カムラン素英吉利と善し露西亞之を惡み波斯王若はカブル主をしてヘラトを取らしめんとす千八百三十七年七月波斯王ヘラトを撃つ露西亞公使參謀たりカブル主未だ兵を擧げず波斯駐紮英吉利公使マクネイル強硬の策を其政府に勸む道遠くして外務大臣の命到る遅しヘラト重圍に陥り露西亞公使自ら之を指揮す城中英吉利ボッチングラーなる者あり善く拒く波斯兵取る克はす明年英吉艦隊波斯灣に入りハラク嶋波斯灣要港アシル嶋の西北十五里に在りを占領しヘラトの圍を撤せされは之と戦はんとす六月波斯兵ヘラト城を攻め復克たす波斯王乃英吉利の言に従ふ露西亞公使之を愛ふ英吉利已に虚喝を以て波斯王を屈す而も猶カブル主の兵を擧げんを恐れカブルをシニヂャブに與へんとす印度太守オリクランド卿乃シニヂャブ。ルンヂド・シ

一八三九年

ンと同盟し十月戦をカブル主に宣すセーネン兵を督しボラン嶺を度りカンダハル。印度境チカルブ市を距る西北百二ガズニ。野寧カンダハルを距カブル國都に。迦布羅。又高野に作るアフガニスタン南八十里。東の諸市を取り千八百三十九年八月シニチアをカブルに納るドスト・モハマド。ボハラに奔り其國を復せんと欲し屢戦ふ互に勝敗あり遂に年金を獲印度に居るを約して降る

露西亞ヒツを伐つ

一八四一年

十一月露西亞戦をヒツに宣す初ヒツ汗露西亞國民を掠め奴隸と爲す露西亞之を放たんを求む應せず乃ペロフスキを總督としヒツを征しキツル・シム・の沙磧を渡る泉なし時方に嚴冬氣温攝氏零下四十度に降り將士雪を噛み渴を醫す風雪又大に起り人畜多く凍死す軍前む能はず敵を見すして退く汗懼れ露西亞國人を放ち再び人を掠めざるを約すカブル主シニチア已に英吉利に頼て立つ英吉利將官エルフィンストンを總督とし兵五千を駐めてカブル市を警備し公使マクナテン。ブアインス等外交に當る千八百四十一年十一月二日アフガン人起ちブアイ

カブルの變

一八四二年

ス兄弟吏員等殺さる英吉利吏員等アフガン人に説き警備隊日に戦ふ十二月二十三日英吉利公使ドスト・モハマドの子アクバル汗と會し亦殺さる明年一月六日總督アフガン人と約し軍を班すアフガン人約に背て之を追ふ英吉利の軍ケイヘル嶺を渡る道谷中に在り敵屋上より狙撃する累日全軍覆没し總督僅に十人を以て印度境に達す英吉利ノト。ボルロック二將復アフガニスタンを征し之を平く四月國人カブル主を殺すアクバル汗奔る十月英吉利復兵を還すアクバル汗復歸り其父をアフガニスタン主と爲す英吉利在てドスト・モハマドを赦しアフガニスタンを與ふ形勢舊の如し

一八四三年
シンド。グ
ワリオル定
る
一八四五年

英吉利功をアフガニスタンに奏する能はざるも地を印度河水域に拓けり千八百四十三年二月セー・チアルス・ナヒエー印度河下流ハイデラバド町を取りシンドを定むワリオル國の南に在り又擾る取て保護國と爲す千八百四十五年未ベンチアのシク部族兵を起す印度太守ハルヂンヌ之と戦ひサトレチ河の印度河の支流にして古を濟りラホール府

一八四六年

一八四八年

一八四九年

ペンヂア
定る

東印度會社
一八三四年

を取り其主を降す明年三月和し地をカトレヂエ河南に拓く千八百四十
 八年初ムルタン主デワン・ムルラヲ亦兵を擧ぐペンヂア動きカブル主
 ドスト・マホメド南下しベシワル市印度北境の重鎮にしてカブールの南
 餘里に在り古の健馱羅を侵す太守禦く能はずダルフーヲ卿代て太守
 國都布路沙布選かりを爲り大舉してペンヂアを撃つ明年一月四日ムルタン城陥り其主降
 る英吉利兵連に北進してラウルピンチ市印度北境に近く伽温にペンヂア
 兵二萬を虜にし印度河をアトク津るベシワル市を距り十八里に
 兵を退く三月二十九日ラホール主ドリップシンを逐ひペンヂアを直轄領
 と爲し地を拓く約八百方里民を増す三百萬歳入五百萬圓を加ふ
 露西亞英吉利又商權を支那に争ふ露西亞は千七百二十八年雍正キア
 六年に修盟せるより勉て支那と交を厚らし公使館を北京に置き賈買
 城張家口を経て支那貿易を專にす英吉利は千八百三十四年に至るま
 て直接に支那と交らす東印度會社支那貿易權を專有するも廣東の一
 港に入りホン會社と取引するを得るに過ぎず是歳始て東印度會社の

阿芙蓉

一八三九年

林則徐

貿易權を收め廣く商權を英吉利商に與ふ會社代理人乃去り政府監察
 官之に代る廣東總督との交渉爲に繁し東印度會社商利を計り勉て廣
 東總督に媚ふ總督英吉利商を視るに外蕃を以てし其使節の北京に至
 る贈品を目するに貢進の方物を以てす英吉利監察官國辱を忍ぶ能は
 ず監察官ナヒニア倨傲にして遜辭に媚はす廣東總督と惡し又英吉利
 商盛に阿芙蓉を密輸し輸入金額輸出金額に超ゆる七百萬圓に及ふ而
 して露西亞貿易は輸出金額輸入金額に超ゆる實に三百四十餘萬圓な
 り紛議爲に漸く起り支那政府阿芙蓉の輸入及喫烟を禁し喫者數人を
 死に處す而して喫者益多し英吉利商武装せる小艇に乗り阿芙蓉を隠
 く支那政府之を捕ふ紛議益甚し英吉利商廣東に製造所を置き印度阿
 芙蓉を精製す製造所及港内船舶阿芙蓉を藏する二萬函に超ゆる千八百
 三十九年廣東總督林則徐阿芙蓉現量を收めんとし命を英吉利商に下
 す英吉利商其半を匿す總督英吉利商を監禁す乃全量を吐く總督之を
 燒燬す英吉利艦隊を遣し強て阿芙蓉を貿易せんとす英吉利商皆廣東

一八四〇年
英吉利支那
を伐つ
一八四一年
一八四二年
南京和議

を去り明年戦を宣す千八百四十一年五月英吉利艦隊廣東を取り幾も
なく運河を領し明年五月鎮江城を陥る支那帝震懾し和を議す九月二
十五日南京に和し香港島を英吉利に割き廣東、厦門、福州、寧波、上海の五
港を開き以て外國互市場と爲す是に於て英吉利支那貿易構を壟斷す

英吉利自由黨の治

英吉利キグ黨千八百三十二年を以て撰擧法を革め爾來政を執る殆十
年過激派議員の爲に増さん恐れし者漸く其跡を收め議會保守主義
を懐く舊の如し商工業亦進む政府此間海外貿易及殖民事業に關し重
要の法を立てたり其一は東印度會社に關する法にして二十年の後其
會社を廢するものなり東印度會社は廣大なる株式會社にして印度人
口一億八千萬の地を領し商略を以て政治に代へ十二人の重役會社の
事務を執り文武の諸役員を命し政府は尤重き件にあらざれば會社の
事に與からず唯太守及總督の二職を置く是に至り會社の行政に干與
し政府の監察を嚴にす會社爲に一年の純益金額中纔に三百十五萬圓

東印度會社

一八三三年

奴隸解放

勞働會合

消耗品供給
會
一八三四年

愛蘭

を株主に配當するを得其殘額を以て二千五百株を返辨せざるへから
す其二は奴隸を解放するの法なり千八百三十三年八月二十八日議會
一億圓を支出し奴隸を解放する資に供す奴隸七十五萬人或自由の身
に復し或解放の緒に就く國民益富み施政の觀るべき亦此の如しと雖
不平の徒益勞働者間に多し初千八百二十四年法を設け合同して賃銀
を定むる權を勞働者に與ふ數多の勞働會合ストライキに起り同盟して罷工し
賃銀を上げんとす資本主之に應せずして勞働者を満足せしむるの策
を按し消耗品供給會を起し廉價を以て消耗品を勞働者に供給し兼て
穀物輸入税を減する議を起す細民の窮を訴ふる者稍減す千八百三十
四年製造所法を設け監察官を置て勞働者を保護し兒女を勞役するに
制限を加ふ窮民の爲に哀訴する者稍喜ふ而して愛蘭益治難し嘗て
宗教資格廢止に當り愛蘭人尙行政の革新を期す政府復愛蘭の事を問
はす愛蘭望を失ふ其議員オコンネル之を憂ひ千八百一年の合併法を
廢し舊に復して愛蘭議會を置き愛蘭人自ら愛蘭の立法權を司らんと

國教維持税
廢止法

す然りと雖合併法廢止の事固より行はるべきにあらずオコンネル亦之を知る其意蓋政府を驚かし愛蘭行政を新にせしめんと欲するに在り英吉利國教素愛蘭に廣大の特權を有す其宗教區の信徒數ふるに足らざるも尙教職を置き其俸を舊教信徒に徵す信徒の數一二人に止まるも教職猶舊教徒より五千圓の俸を受く總理伯爵クレイ嘗て之を要ひ千八百三十三年案を議會に提し漸次に國教維持税を廢せんとす案議會を通過す而して愛蘭人の意を滿すに足らず騷擾爲に起る政府強て國教維持税を徵す人民亦殺傷放火して之を拒む總理軍律を騷擾地に布き之を壓へんとす議會爲に激し閣員亦異議を唱ふ明年七月九日總理辭す内務大臣メルボルン卿代て總理と爲り改進黨義を取り鎮壓策を撤回しオコンネルを慰諭せんとす閣員ヤン・ラッセル卿等愛蘭に徵する國教保護税の剩餘金を以て愛蘭の普通教育費を補はんとす將に國教法を愛蘭に布き僧正職十區を廢し三年以來法務を執らざる諸寺院を閉し諸教職の俸を減す剩餘金を爲に増加すオコンネル、ラッセル卿の

メルボルン
總理と爲る

ピール總理
と爲る

一八三五年
メルボルン
復總理と爲る

一八三六年

一八三七年
メルボルン
第四期
并クトリア

意を嘉し内閣を援く王悦はす十一月總理を罷めエルリントンに命し内閣を組織せしむ公爵素より己の人望なきを知り保守黨セー・ロベーン、ピールに譲る十二月ピール總理と爲り下院を解散すトリイ黨稍新議會に加はる而して并グ黨過激黨愛蘭黨の三黨に當る能はす總理稍改進黨義に従ひ反對黨を和らげんとす下院遂にラッセル案を通過す乃辭す千八百三十五年四月八日メルボルン卿復總理と爲り過激黨愛蘭黨の人望を收む上院大に怒りトリイ黨益激し愛蘭國教法を目して國教の勢力を殺くの意に出つると爲し百方防禦の策を講すオレンヂ、黨復振ひトリイ黨員三十萬之に合し皇弟カムベールランド公を戴く公トリイ黨の意を嘉す黨竊に謀り王殂落の後故太弟セント公の女并クトリアを退け公を立んとす千八百三十六年過激黨奏してオレンヂ黨を解かんを請ふ王之を許すカムベールランド公機を制し黨をして自ら散せしむ明年六月二十日王殂し姪并クトリア立つ并クトリアは千八百二十年を以て生る歳甫て十八英吉利王の位に即く而してハノネル

立つ

ハノチル分
離す

民権黨

國憲は女統の繼承を許さず二國茲に分離シカムベアランド公出てハ
ノチルに王たり井クトリア幼より井ク黨に鞠育せられ其説を嘉すト
リイ黨意を失ふ王立ち議會亦革る議會の井ク黨亦滅し過激黨益加リ
總理之を制するに苦む愛蘭人オコンノル愛蘭黨の一派民権黨を率也
民権黨は普通撰舉無記名投票一年議會財産資格廢止議員歳費支給の
五項を請求し自ら號して民権黨といふオコンノルオコンネルヒューム
アトウド等院の内外に遊説し新聞紙に演說會に民権黨の意を唱ふ嘗
てマンチエスタア府に三十萬人と號する大會を開きハス市スラムメッセ州北部に在
河に臨むに婦女四千人を會し民権黨に雷同せしめ民権黨委員を組織
し千八百三十九年百二十八萬餘人の連署を具ふる請願書を荷車に積
み議會に呈し千八百四十二年又三百三十萬餘人の連署を具ふるもの
を呈す議會之を却く是より先き千八百三十八年上院愛蘭國教保護稅
法案を可決せるも大に其精神を革む愛蘭人悦はす總理亦愛蘭の爲に
府市法案貧民法案等を提せるも上院其精神を革て之を通過する程に

一八三八年

一八三九年

女官

皇塔アルベ
アト公

一八四〇年

一回内閣日に危し千八百三十九年五月總理チマイカ嶋の事に因り辭
す王枉てセアローヘアトピールを總理とし内閣を組織せしめんとすピ
ールはトリイ黨なり王其黨議を惡み事に託して内閣の成るを妨げん
とすピール王に請ひ井ク黨家族の女官を罷めトリイ黨家族を以て之
に代へんとす王云ふ女官は議員にあらす左右に給侍するのみと聽か
すピール乃命を辭しメルホルン卿復總理と爲るトリイ黨王を議し井
ク黨辨し二黨の争倍激すトリイ黨女官の事より敗れたるを怒り王及
皇塔コイブルク國アルベアト公を冷待し以て之に報す皇塔之を愛
ひ纒に黨の怒を解くを得たり初王の皇塔を納れんとする頗選擇に苦
む白耳義王爲に其姪アルベアト公を薦む公學識高く世故に老ゆ千八
百四十年二月大婚を舉ぐ政府乃皇室費増額二十五萬圓を求むトリイ
黨之を十五萬圓に減す皇塔怒らす黨を待つ厚し黨遂に屈し王若し殂
し幼冲の子女嗣かは皇塔政を攝する案を通過す千八百六十一年十二
月四日皇塔薨す國民痛く之を惜む已にして總理の聲望日に去り閣員

一八四一年

ピール總理
と爲る

亦異議を唱ふラッスル。バルメーリントン等最總理に抗し千八百四十年七月バルメーリントン辭し總理躬ら事を執らす多く皇塔の顧問男爵ストックマルをして決せしむ財政稍擾れ明年支度支出收入に超ゆる一千萬圓に及ぶ議會遂に不信任を票決す乃散解を行ふ新議會并ぶ黨に利ならず八月二十八日總理辭す皇塔王と議し内閣交迭せは輒女官に諭し引退せしむるに決しピールの請を容れ女官を交迭すピール乃總理と爲りエベアーザン卿外務大臣に任しエルリングトン特に閣員に列すピール總理たる五年保守主義の内閣を率也と雖其國利を計れる并ぶ黨に優れるものあり先づ財政を理めんと欲し所得稅増率案を提す千八百四十二年四月五日案通過し所得稅率を百分の三と爲す國庫爲に剩餘金を生す則之を利用して關稅法を革めんとす當時英吉利の關稅目は千有餘を以て數へ千八百四十年下院委員の調査に據れば關稅總額一億一千五百萬圓にして十七目其九割四分を二十九目四分を他の九百五十餘目に二分を成す總理千八百四十二年同四十五年を以て數

一四八二年

關稅法

コングレン

一八四五年

一八四六年
穀物輸入稅
廢止法

種の關稅率を減し關稅目を削て五百九十と爲す輿論穀物輸入稅を廢せんを求むる益切なり是より先き千八百三十八年自由貿易家リチャード・コングレン・マンチエスター府に非護穀會を起し國民に遊說し切に請願書を議會に呈す貴族元田園の收入に肥も穀物輸入稅を廢せば家産爲に動き勢力隨て退くの憂あり則舉て非護穀會の議を拒む總理謂ふ然らすトリー黨は法令を以て穀價を貴くし國民を糜して其權を保つものにあらず非護穀會の議を容れ怨府と爲るの愚を學ばざるへしと黨人大に怒る千八百四十五年十二月九日議閣員と合せ辭せんとす黨人總理辭し并ぶ黨之に代り直に穀物輸入稅を全廢せんを恐れ王に請ひ總理の議に従ふ明年五月十六日下院穀物輸入稅廢止案を通過し上院尋て亦之を可決すトリー黨總理を怒する能はず法案上院を通過して下院總理の不信任を票決す初總理愛蘭の動搖息まざるを憂ひ在て羅馬舊教徒の請を容れんとし國庫補助金をメイヌス村受關ダブリン府の四五里餘に在リ舊教學林に増さんと欲す國教徒之を以て國教を害するものと爲し大

オコンネル

に争ふオックスフォード大學教授ピュセイ、ニューマン等國教の宗旨に戻らざる舊教の宗儀を行はんと欲し遊説を事とす國民之を怒る而して愛蘭の疾苦を救はんには舊教の事に及ばざるへからず舊教徒愛蘭の疾苦を唱へ竊に黨利を計りオコンネル等愛蘭議會合併法を廢し再ひ愛蘭議會を開かんと欲し^{モンスター、ウィキリ、ダブリン}化物集會を開き數萬の衆を聚め治安を害す千八百四十三年十月政府オコンネル等首領九人を捕ふ上院裁斷して無罪と爲す幾もなく病み千八百四十七年五月十五日伊太利セノッ府に死す

一八四七年

第七章 民間政黨の進勢

佛蘭西社會黨の禍

一八三〇年
アルゼリ

佛蘭西オルレアン朝實業家に推されて起り國民の貨殖を重んじ兵を動かすを喜ばず唯地を亞非利加に拓き佛蘭西の勢威を地中海南岸に張り以て英吉利を抑へんとす千八百三十年七月四日アルセル城^{古イコ}△シウを取り其侯を降しアルゼリ一全國版圖に歸す而して國人服せず侯の藩臣オラン侯市^{アルゼリ}に居る古^{西部}のホルツ^{オラン}の海岸^{オラン}ナッテリ^侯アルゼリ^{東部}ミザアの地^{チン}にして^{チン}海^岸市^はヒッ^レギ^{ウス}港^{なり}チン^亦降れるもコンスタンチン^侯チン^市に居る古^{北部}の山間^{コシ}ス猶降らず大將ブルモンアルセル市より南進しブリマ^町の山間^に在り^に遁る勝たず國人爲に意を強うしアルセル市亦危しナルボン朝の覆へるブルモン職を辭せんと欲す部將百五十人亦之に倣ふ大將クロセル之に代り亦幾もなく去る明年末大將サワリ總督と爲り頑民を屠て進む頑民益怒り諸部族連合して來り攻む總督政を執る專横なり佛蘭西移

一八三二年

一八三四年
アラデル・カデル

一八三五年
一八三六年

一八三七年

アルゼリー

住民耐ふる能はず千八百三十四年二月佛蘭西將デミシエル東部渠帥アラデル・カデルと和しアルゼリー姑く定る而して佛蘭西猶其勢威を沿岸の地に及ぼす能はず頑民ブリダ市を根據と爲しアルセル市を切かすアラデル・カデル又之を痛く頑民慄悍にして善く闘ひ互に勝敗ありアルセル。オラン二城屢危し明年十一月クローセル復總督と爲り屢頑民を敗る千八百三十六年七月四日部將ビュッオー。アラデル・カデルとシカク川に戦ひ之を破るコンスタンタン。侯アフメド。チニス侯と合し猶東部に據る十一月クローセル。コンスタンタン。城を取らんと欲す城懸崖の上に在り三面溪を遶す時方に淫雨糧餉屢絶つ城を攻て利あらず纒に退くを得たり王クローセルを召還し東西南部の頑民と和せんとす明年六月一日ビュッオー。アラデル・カデルと會し和す王アルゼリー大部をアラデル・カデルに與へ以て藩王と爲し牛及麥を貢せしむ又類似の條件を以てコンスタンタン。侯に説く聽かず乃復侯を征す十月六日佛蘭西兵城に達す而して前一日總督戰死す十三日城を攻む少佐ラモリシエ

コンスタン
タン城を
下す
一八三九年

一八四一年

一八四三年

一八四四年

佛蘭西マ
ロを代つ

一ル先登す城中の民家屋街路に奮戦し或懸崖より墜ち或鎗して下る餘衆降り全市鹵掠せらる千八百三十九年十月藩王復兵を起すアルセル城等海岸諸邑殆危し援軍至り藩王退く兵を構ふる數歳互に勝敗あり藩王の兵能く艱苦に堪へ地の利亦佛蘭西兵に利ならず捷つも亦益なし佛蘭西將ワレ。コンスタンタン。城を取り功を以て大將に拜す是歳利を失ふ千八百四十一年初ビュッオー之に代り屢藩王と戦ひ追てマロコ國古のマウレタニア境に攻む藩王屈せずマロコ人の後援を得屢アラゼリーを侵す千八百四十三年五月十六日皇四子オーマール公藩王の牙營を斫り大に之を敗る佛蘭西兵マロコ國境に戦ふ連年屢境を侵すマロコ帝怒り明年夏遂に兵を交へビュッオー功を以て大將に拜しラモリシエールとマロコ兵を伐ちマロコ國ウシマ村境山間に在り國を取る英吉利常に佛蘭西の勢威を亞非利加に張るを恐るマロコの破るる大に懼れタンセル町在リ古のタンギス海峽の南岸に駐在領事ドラムモンドへイに命しマロコ帝アラデル・カデルに説き佛蘭西の要求に従はしめ

マロコと和す

一八四七年

アフデル・カデル降る

オルレアン公

んとす議未だ成らず八月初ヲオエン井ル公艦隊を率ゐタンセルモガド
 ルの城壘を毀ち十四日ビュジョー。イスリ川に戦ひ大にマロコ兵を敗る
 九月十日和成りマロコ帝藩王アフデル・カデルを致し國境を改む蓋英
 吉利間に居り力をマロコに致せるに由る佛蘭西國民之を聞て悦ばす
 アフデル・カデル。マロコ帝の義なきを怒り自ら取て代らんと欲すマロ
 コ國乃亂れ千八百四十七年始て定るアフデル・カデル。アルセリーに奔
 りラモリシエールに降りシリア若は埃及に退去するを得るを約すア
 ルセリー太守オーマール公之を許す王獨聽かす佛蘭西に監禁す後千
 八百五十二年帝ナポレオン第三之を憫み年金を與へ小亞細亞ブルサ
 市ホダゲン・ザキア州北部に居らしむ則深く帝を徳とすアフデル・カ
 デルの降るアルセリー終に定る而して佛蘭西之に殖民するに苦む然
 れども戰鬪十餘年將士爲に戰略に通し佛蘭西陸軍精銳を以て歐羅巴
 に鳴るに至れり諸皇子亦軍に従ひ功あり皇室爲に威を加ふ長子オル
 レアン公夙に人望あり獨逸メックレンブルグ國に娶る埃地利。普魯西望

媚外内閣
紀綱の弛

を屬す千八百四十二年七月十三日公北陸軍演習に臨まんとし王にニ
 イリ離宮に辭す其馬途に驚く公車を下り傷て薨す太孫バリ伯爵甫て四
 歳王若し歿せば太孫立ち皇叔若は母后政を攝すへし而して皇二子ネ
 ムール公倨傲にして聲譽なし母后は獨逸の人新教を崇信す王歳六十
 九政府後事を慮り豫攝政法案を提し七月中ネムール公をして繼嗣の
 攝政たらしむブルボン黨意を強うしシムホル伯所期五歳二十三第
 をロンドン府に構へ佛蘭西より至る黨人を見る黨人頗伯の借稱を唱
 ふ政府制する能はず共和黨亦動く千八百四十二年以後ルドリユーロ
 ルレアン議會に入り頻に普通選舉權を唱へブルボン黨を害し併て己の
 黨を害す總理ギブ力て平和を保つオルレアン黨の反對派數派に分
 れチエー。オザロン・バルロー。ラマルタン等内閣を刺り呼て媚外内閣と
 いふ國民之を愧つ反對黨國民の不平を皇張し勉て之を激すラマルタ
 ーン嘗て云ふ佛蘭西疲かると今は則云ふ憂ふと是時に當り社會の上
 流漸く濁る王議員に餌する數年軍港穀倉の行政頗濫れ公金浪に耗ゆ

一新聞社長ヨラルファンなる者其紙上に内務大臣チンシアルの密に金を
 收めたるを責む大臣答へす又一議員グラニエール・ド・カサニヤクの投票價
 と食ると發き内閣の貴族院議席を譲くと刺る政府顧みず刑事裁判亦
 正からず前陸軍大臣キヒエール前工務大臣テスト利潤多き特權を一
 鐵業會社に賣る貴族院裁斷して有罪と爲すテスト乃自殺せんとす前
 西班牙駐紮公使伯爵ブレソン西班牙皇塔及皇妹婚嫁の事に與かり伯
 爵に進む後ナポリ府に自殺す公爵シオアフェール・フランスマス大將セバ
 ステアアの女を娶り後之を殺す藥を獄中に仰て死す皇三子ジョアンネ
 ル公王の政日に衰ふるを憂ひ竊に書を兄ネムール公に寄せて云ふ王
 老い事を處斷する能はず猶親ら政を專にせんと欲し諫を容れず内治
 外交の失皆此に生ずと以てオルレアン朝の衰へたるを觀るへし上流
 の濁れる已に斯の如し下流尙甚しきものあり共有説コミュニズム労働者間に行は
 る、既に二十年數派に分れて互に辨難するも要は皆當時の社會を以
 て腐敗せりと爲し産なき國民は餘裕ある者の資財を分割するの權威

共有説

ブルードン

エアンファン
ファン

フリーリエー

カベ

プロナロッ
ルイ・ブラ
ン
社會説

を有すと唱へ財産私有權を廢し労働の收益を平分せんと欲するに在
 りブルードン・セン・シモン・フリーリエー・カベ・プロナロッ等各派を樹て衆
 を集め屋樑を標本として理想社會の大厦を建てんとすブルードン最
 理想に長す常に曰く私有財産は贓品なりと労働者之に和し遂に革命
 を思ふセン・シモン派最富むエアンファン・パザル派員を率ゐ師説を祖
 述する數年エアンファン・ファン資財を共有するのみならず又婦女をも共有
 せんと欲しバザルと離れ勢始て孤に移りてパリ府邊メニルモンタン
 村に居る警察吏風俗治安に害あるを以て之を散すフリーリエー説はエ
 シンファン説に類し千五百乃至千八百人を一團とし共同の住所を擇
 み共同に労働し共同に起居せんとす行はれす後之を亞米利加に行は
 んど欲し又成らずカベ説は殖産委員を置き労働の生産を管理せしめ
 委員は生産品を労働者に平分せんとす行はれす亞米利加に入るプロ
 ナロッ説亦共有説に屬し内外の職工を集め秘密政社を結ひ頗勢あり
 又ルイ・ブランなる者あり社會説ソシヤリズムを唱へ財産の私有夫婦の制を難せず

社會の濫

一八四七年
撰舉法革新

其説に曰く國家は勞働と級密の關係を有す國家は廣大なる共同勞働場を設け無利息資金を貸與し勞働の収益は各勞働者の必須を度として之に頒つへし財産相續は親子に限り兄弟等に及さず子の嗣く者なければ之を國家に還すへし此の如くなれば時を経て巨額の私有財産滅し國家獨資本を有するに至るへしと勞働者翕然之に従ふ共和黨ルイブラン派を利し己の地を成さんとすルイブラン派亦王制を覆し共和制を布き派説を實行せんと欲す共和黨社會黨此に相携へ先づ撰舉權を張り多數の議席を占め勢力を議會に振はんを期す蓋上流の清濁は衆目の常に注ぐ所國民議會を蔑し政府を刺る既に久し撰舉人亦橋梁を架し孔道を開く等地方の利便を計るを政府に要し以て其候補者を舉げ議員は官職を獲り或は官商と爲り利を問して自ら内閣を贊助する勞に酬い實業家は議員に餌して下民の膏血に肥ゆ二黨社會の濁流を清めんと欲し千八百四十七年撰舉法革新案を提して敗る乃撰舉法革新委員を置きオヂロン・バルローを委員長と爲し大に國民に遊説

委員

一八四八年
撰舉法革新
宴會

一八四八年

す此時に當り議員と撰舉人との率地方に因り同からず一員人口十五萬或は人口二千五百を代表す官吏の議員たる者二百名に超え歳費なきを以て餘裕なき者は候補者たる能はず委員等撰舉法實施の狀を國民に訴へ所謂撰舉法革新宴會をパリ府邊シントール・ヌ村に開く地方亦之に倣ふ政府議會と相結ひ之を目して政治屋の運動と爲し十二月二十八日王開院式に臨み勅して撰舉法革新派を罵る議會王の意を贊す内務大臣ヂュニヤテル全國の撰舉法革新宴會を禁せんと欲す反對黨益激し明年二月二十二日撰舉法革新宴會をパリ府に開き以て政府を試みんとす無事を希ふ者竊に之を憂ふ

伊太利人族マジョール種族スラブ種族の奮起

千八百三十年乃至同三十二年の亂後歐羅巴各國亡命の徒佛蘭西及瑞西に聚る而して瑞西殊に甚しく俱に歐羅巴革命黨の中心たり伊太利セノワ人ツウセペ・マツィニ之を率ゆマツィニは家富み族貴くして經綸の才あり嘗て炭燒黨に與す黨議其意を満たすに足らず乃去て一派を組

ツウセペ・マツィニ

天下烈風

織す伊太利の亂後佛蘭西に奔り少伊太利と稱してマルセイユ府に結社し少伊太利新聞を刊し其説を唱ふ是時に當り炭燒黨の中堅佛蘭西に在りパリ府の黨人府民と相結ひ黨務所を置き天下烈風と呼ぶ佛蘭西政府固より革命黨に忍ぶ能はず天下烈風を探る得ず謀てマツツイニを逐ふマツツイニ乃姓名を變し匿れて烈風と氣脈を通し炭燒黨をしてサチアを動かし根據を此地に定め伊太利を亂さしめんとす獨逸波蘭等亡命の徒之に合しワウセツェガリバルヂ亦與る千八百三十四年二月一日夜革命黨瑞西ヨヌネーフ府ツェネーフ州に在リレマン湖に臨み風景佳絶と稱す時計金銀工の産を以て名ありを發しサチアに入るサチア人動かす還るマツツイニ因て炭燒黨と絶ち少歐羅巴社を組織し諸國の革命黨と相結ひマツツイニ自ら中央委員長となり諸國の黨人亦各派を成し少獨逸少波蘭の二社少伊太利社と攻守同盟を結ひ自由平等仁義を布くを期す露西亞埃地利獨逸聯邦サニア等の諸國皆瑞西の革命黨を庇匿するを讓む瑞西諸州多く革命黨を逐ふベルン州等マツツイニ等を匿す佛蘭西亦難を構ふ瑞西遂に革命

ワウセツェガリバルヂ
一八三四年

少歐羅巴社

一八三六年

一八四〇年

クラカウ國

一八四六年

黨を逐ふ黨人或英吉利に奔り或亞米利加に航し千八百三十六年少歐羅巴社散す佛蘭西舊に依り革命黨の中心たり波蘭亡命の徒多くパリ府に在り本國不平の徒と氣脈を通し機を見て動かんとす普魯西領ボレン州及西普魯西州は舊波蘭領なり千八百四十年六月七日普魯西王殞し太子フリードリヒ・ヴィルヘルム第四立つ立憲黨稍意を強らし波蘭貴族僧徒異圖を懐くクラカウ國は舊波蘭領にして猶獨立す革命黨之に頼るクラカウ國南埃地利ガリチア國の一部亦革命に與かるに意あり革命黨千八百四十六年二月二十一日を以て事を舉げんとす十四日革命黨首領ミエロストラフスキ等會して部署を議す警察吏之を捕ふ餘衆處處に盪起せるも皆平らく普魯西露西亞埃地利と謀りクラカウ國を責むクラカウ政府治安を擔保する能はず十八日埃地利聯隊クラカウ市に入る革命黨其後を絶つ聯隊退く大佐ベネタク即兵農を擇ます一隊を編み屢革命黨を破り三月三日復クラカウ市に入る國南埃地利領の革命黨クラカウ革命黨に應せず恣に埃地利帝の旨を矯り地主を

一八四三年
羅旬語を廢
す

一八四四年

一八四五年

等の其文學を興すに志さすを知り竊に聲援を與てマツァール種族に當らしめんと欲す洪葛利政府イェリリア國民新聞出るを觀安んせす千八百四十三年六月古來襲用せる羅旬語を廢しマツァール語を以て之に代ふクロアト部族等之を爭ふ明年一月尙六年間羅旬語を用ふるをクロアチア。スラチニア。ゲルマチアの三國に許す埃地利政府亦イェリリア國民新聞の名を廢し之をクロアチア。スラチニア。ゲルマチア新聞と改めしむクロアト部族等屈せず更にクロアト語を以てクロアチア等三國の公語と爲さんとす千八百四十五年クロアチア議會之を可決す又クロアチア居住マツァール貴族の議會議員たるを禁すマツァール種族埃地利政府を憤る是より先き洪葛利議會階級組織。刑法。租税法。實業獎勵法を改正せんとし成らす國民齊しく起ち新聞紙に郡會に大に埃地利政府を撃つ英俊の士ステファン・シエニョイ。ニコラウス・エツセレニョイ。ドボ・コッスート等又起るシエニョイは貴族にして能く英吉利の情に通しエツセレニョイはトランシルワニアの人風にトランシルワニアノ洪葛利

一八四七年
會
洪葛利保護

一八四七年
フランツ第一
立つ

ど合すへきを唱へコッスートは辨護士を業とし新聞紙上に政治を論ず而して新聞社員と善からず退て演説家と爲る經綸の才政治の閱歷なきも香吐朗爽措辭明晰能く衆を動かし忽ち民間政黨の棟梁となる貴族黨入竊に之を喜ばす而して猶事を共にす黨人相謀り洪葛利保護會を設け互に約して外國輸入品を買はず八週日の後會員六萬を得たり是時黨人三派に分れコッスートは郡會の權能を伸へ以て國民をして奮起せしめんとしエオトチニス等は議會の權限を張り以て國礎を固うせんとしシエニョイは保守黨を率て埃地利政府と相結ひ以て政府の權力を張らんとす千八百四十七年末太守ヨセフ親王埃地利帝の弟親王の子ステファンをして國政を視せしむ洪葛利の勢甚危し千八百三十五年三月一日埃地利帝フランチ第一殂し太子フニャナンド第一立つ國民太平を謳ふ舊の如し詩人グリルバルツェル。レナウ。アナスタシウス。グルエン等稍時勢を感しボヘミア下埃地利等の國會議員政治の革新を唱ふるも形勢動かす獨伊太利領の事漸く憂ふべきもの

ナポリ

トスカナ

サルヂニア

羅馬法皇領

り千八百三十一年伊太利の亂弱み爾來其諸國暫く鎮壓の策に従ふナ
 ポリ王フェルチナンド第二政を勤め財政を革め計算を報し官吏の俸給
 恩給を減し皇室費二十萬圓を辭す商業運輸の業亦起り國本固し千八
 百三十七年虎列拉病の猖獗なるシナリア島復擾る乃之を平けて制度
 を均一にす千八百二十四年トスカナ公フェルチナンド薨し子レオボル
 ド第二立つ政舊に依て寛なり國安しサルヂニア王カルロアルベル
 ド漸進の策を取り司法を整へ財政を理め陸軍を張り實業を奨む僧徒換
 地利黨炭燒黨皆王の政を悦ばず獨伊太利の統一を希ふ者竊に望を屬
 す羅馬法皇領の政弊猶舊の如し法皇グレゴリオ第十六セノワ人ヲ
 プルスキニを用ひ大に僧徒政治を行ひ財政の濫其極に達す法皇願み
 す時人之を嘲り無事ならざる太平休養なき睡眠紀綱なき王政の世ぞ
 いふ數黨領内に蟠踞し僧侶黨サンフェスタ黨自由黨等相軋る領民法
 皇を戴くに意なし法皇の瑞西親兵ボロニヤ府の埃地利兵アンコナ城の
 佛蘭西兵に治安を保つナポリトスカナモデナ皆法皇領を割き以て

一八四四年
 一八四五年
 ダツェリオ
 パルボ
 オヘルナ

一八四六年
 ビオ第九

一八四七年

其疆域を廣めんと欲し露西亞帝亦其女婿ロイテンベルグ公マクシミ
 リアンを中央伊太利に王たらしめんと欲するの説ありマツニの徒亦
 法皇領を擾し伊太利を統一せんを計る千八百四十四年カラテリア
 南國擾れ明年不軌を謀る者各地に露る而して國人漸く過激の徒を厭
 ひ沈重の理想益起る文士最興かりて力ありサルチニア人マツシモ・グ
 リオ・ナ・サレ・バルボ・ジョヘルナ三士尤名あり伊太利を統一し法皇を保
 護するはサルヂニアの任なるを唱ふ宗教國家の理想此に合し伊太利
 一統の基礎此に立つ而して羅馬法皇領の新政亦之を促せるものあり
 千八百四十六年法皇薨しビオ第九嗣くビオはマスタイ・フェルレンツ
 ヒイモラ村ボロニヤ府の東に在りに僧正たり歳五十四寛厚にして仁愛夙にナル
 ボ・ジョヘルナの著書を読み之を喜ぶ其立つ國人歡慶す法皇亦民望に
 負かざるを期し大に特赦を行ひ學會を許し孤兒院を置き讀書堂を設
 け執行ラムブルスキニを罷め寛仁なるカルチナル・マツシイを擧げ數種
 の法制委員を命し新聞紙の檢閲を弛む國人之に服す明年領内諸州の

サルヂニア
王書を羅馬
法皇に寄す

代議士を召集して樞密院を創め整然たる内閣を置き更に國民兵を設
く僧徒大に怒り法皇を監禁せんとす計泄るメッテルニヒ亦法皇の革新に
安んずる能はず名を小擾に藉りクロフト兵八百をフルンツラ城法皇の
城にしてに入れ市街を占領す法皇怒り埃地利政府を責む國人悦ぶ
英吉利佛蘭西亦法皇を援く十二月メッテルニヒ市街の占領を解き城壘を
守る法皇の聲望日に揚り國人の理想鞏固の基礎を得たり法皇又貨殖
を計りトスカナ。サルヂニアと議し十一月三日關稅會盟を設くモデナ
領サルヂニア。トスカナの間に介し關稅會盟の議容易く行ふへからす
而して盟文に實利を和するは國人を統一する要素なりと唱へ聲援を
國人に與へたりトスカナ。サルヂニア亦法皇に倣ひ新聞の檢閲を弛め
國民兵を置き樞密院を設け法制を革むサルヂニア王カールローレンス
ト密に書を法皇に寄せ戰陣に臨み伊太利の獨立を發表する期至らん
を慶す書意泄る國人望を屬す
メッテルニヒ夙にサルヂニア王を憚る謂ふ伊太利の民心日に動きサルヂ

一八四七年
前ツツカ公
バルマに入
る

ニア王亦大志あり備へざるへからすと乃伯爵ライケルモントを直轄
領太守ライケル親王洪萬利太守の弟の顧問と爲し埃地利の勢力をサル
ヂニアに復しトスカナ。バルマ。モデナを埃地利に結ばんとす初キエナ
會議の決議に因りバルマ公マリールイヌ列せはルツカ公入て繼ぎルツカ
はトスカナに歸すへし又千八百四十四年の條約に據りトスカナ公ル
カを獲は地をモデナ及バルマに割くへし千八百四十七年十月ルツカ
公乃約を踐み地を割がさるへからす而して其國民バルマに屬するを
欲せず政府爲に踟躕すメッテルニヒ地をモデナ及バルマの爲に求む法皇
サルヂニア王説て地を譲らしむメッテルニヒ則モデナ。バルマ二國に説
き埃地利國防線を其地に延へ事あらは兵を進むるを得るを約す是時
ナポリ王フェルヂナンド第二頗る施政の難きに苦む國南の地シナリア
嶋皆將に叛せんとす殊にシナリア嶋獨立を期する既に久し十一月國
都擾る王内閣を交送し大赦を行ひ之を鎮むるを得たりシナリア島人

一八四八年

シナリア島
起つ

之を開きパレモ府メシナ市島の東北隅に位しメシナ海峡の西岸に及
 其他の市町等劇を演し請願書を上り公衆を聚め以て革命を促す明年
 一月十二日天長節に當り事を舉げんとす吏員亦之を知り兵六千をバ
 レモ府に備ふ亂民果して起り街壘を築き傍近の村民を聚め所在騷
 擾す軍隊府を去りカステルマレ村十里餘に在り四より砲撃す知事
 亂民と議し事を鎮めんとす亂民の委員千八百十二年のシナリア憲法
 を復せんを請ふ知事大赦及革新を約す亂民日に加はり二十五日知事
 の第を襲ふ翌夜知事去り二十七日軍隊東に退き艦隊亦港を去るパレ
 モ府民乃ルマエロセナモをして政務を執らしむ政令殆全島に及ぶ
 メシナ市二三の城猶纒に之を拒く二十七日王憲を全國に布き大赦を
 行ひボエリオを總理と爲し自由主義を取らしむシナリア嶋従はす

一四八一年

英吉利佛蘭西の交渉と瑞西の憲法改正
 佛蘭西王ルイフィリップ英吉利王ウィクトリアと友とし善し千八百四十
 一年十二月二十日佛蘭西列國と商議し奴隸營業船の嫌あるものは列國

一八四二年

マルケサス
群島

の戦艦之を搜るを約す國民目して國辱と爲す政府在て國民の意に従
 ふ英吉利諾す明年佛蘭西將官チユブナツァール太平洋南の群島を收
 めんとす英吉利喜はす佛蘭西マルケサス群島メカヒロ等十三嶋より成
 り南緯十を保護國と爲し其保護權をソサイエナイ群島メヒチ等七嶋
 度の島に在りマルケサスに及ぼすヲヒチ駐在英吉利領事ブリナード嶋中に
 在る十五年國主之を信す國主其言を容れ佛蘭西將官を疎んす將官乃
 國主を廢し群島を取り英吉利領事を捕て之を放つ英吉利佛蘭西互に
 怒る白耳義王之を調停し佛蘭西其國を國主に還し英吉利領事の損害
 を償ひ以て英吉利に謝す二國の交誼舊の如し是時に當り西班牙王大
 婚の事あり千八百四十三年同四十五年英吉利王外務大臣を従へ佛蘭
 西王をユー村佛蘭西下セイロン北境に在り英吉利に訪ふ佛蘭西總理王
 に従ふ二王互に約し佛蘭西王は季子モンペンシエー公の爲に西班牙皇
 塔たるを辭し英吉利王は西班牙母后をして獨逸コーブルグ國レオポ
 ルド公を迎ふるを止めしめ西班牙王子女ありて後モンペンシエー公を

一八四三年

ユー村會合

一八四六年

ラッセル英吉利總理と爲る

佛蘭西ユ一盟約を破る

其妹ルイザに配せんとす而して皇塔は之をブルボン家に取らんと欲す佛蘭西王は西班牙王從兄カチズ公（フアン・カール・ド・ブルボン）を勸め英吉利王は公の弟セシル（セシル・ド・ブルボン）を迎へんとす千八百四十六年五月西班牙母后レオポルド公を取るを英吉利に報す英吉利外務大臣驚き西班牙駐紮公使セーレンリイ（セーレンリイ・ブルネー）に命し之を知らざるを粧はしめ兼て情を佛蘭西に報すレオポルド公曾て答へず英吉利事を不問に付せんとす六月英吉利總理辭しラッセル卿之に代りバルメーヌ（バルメーヌ・ラッセル）ト外務に當る八月佛蘭西總理ギゾー答て云ふレオポルド公或ハ皇塔たらん佛蘭西今ユ一村の約を解くと英吉利外務大臣謂ふ是佛蘭西密に西班牙母后に説きレオポルドを迎へ以て英吉利の外交を誤らしめんとするものなりと先に七月五日佛蘭西總理西班牙駐紮公使をしめてカチズ公を皇塔とし同時にモンペンシエー公を其妹に配する議を提せしむ八月二十八日皇姉妹婚嫁の約成る實に佛蘭西總理の英吉利に答へし前四日なりカチズ公は鈍にして厓なり英吉利因て其弟を迎へ

一八四七年

一八四八年

んとす佛蘭西王はルイ第十四に倣ひ夙に西班牙王位を其家に收めんと欲す故にカチズ公を薦め季子を其妹に配し以て他日に資せんとす英吉利固より佛蘭西王の意を察しセシル公を薦め之に備ふ而して敗る英吉利王大に怒る佛蘭西王之を慚ち后をして英吉利に報せしむ第三子ジョアン（ジョアン・セシル）公王の信を闕くを憂ふ王も亦悔も是に於て英吉利外務大臣歐羅巴大陸の革命黨を唆かし以て佛蘭西に報も千八百四十七年伊太利の騷擾する二月四日英吉利戰艦バレルモ府カステルマレ村の間に泛ひナポリ兵の砲撃を妨く歳杪又ミント卿を使節と爲しサルヂニア（サルヂニア）トスカナ（トスカナ）羅馬（ローマ）ナポリに遣り政を新にせんを勸め革命黨首領等と交らしむ革命黨因て意を強うし明年遂に起つ瑞西の擾紛に當り英吉利益聲援を與ふ

瑞西聯邦は千八百三十二年乃至同三十五年の交擾れ埃地利佛蘭西等之を制す列國の制壓弛み國內復動く獨逸チルテムヘルグ國ナミールンゲン大學教授マイドストラス（マイドストラス）ヲウス耶森傳を著し其事蹟を論し職を罷

一八三九年
一八四一年

めらる瑞西國ツェーリ州ストラウスを聘しツェーリ大學教授に任す耶蘇教固信の徒大に怒り不平の輩亦之に勸説す政府ストラウスを聘せるを悔い其職を解き恩給を與ふ而して保守派の勢力頗固く改進黨政を執る能はず千八百三十九年九月六日保守派入て之に代り千八百四十五年に至る西隣のアールガウ州改進黨千八百四十一年一月を以て憲法を改む保守派僧徒と相結て叛す政府之を鎮め寺領百四十萬圓を收む地地利之を争ふ聽かす普魯西佛蘭西亦政府に説く則僅に尼寺三宇を存す聯邦會議亦政府を賛す保守派アールガウ政府を怒り保守派の諸州に跳梁せんとす保守派元政をフリブルグ、ウリッ、ツィン等の諸州に執り後志をワルリス、シニツ、ルツェルンの三州に得たりルツェルンは保守派の中堅を成し耶蘇會僧を聘し普通教育を委ぬ聯邦會議拒む能はず改進黨之を怒り武を用て耶蘇會僧を逐はんとし千八百四十四年十二月八日武庫を奪ひ事を舉げんとす計泄る政府事に與れる人士を捕て獄に下し大に改進黨を懲さんとす改進黨千二百人他州に奔る保守派

アールガウ
州寺領を收
む

一八四四年

一八四五年

改進黨の兵を擧げんを期し之に備ふ明年三月三十日改進黨少將オクセンバインベル兵を擧てルツェルン州を侵し州都ルツェルン村ライエルクの西北隅に臨み此地を以て著るに向ふ翌夜政府之を討ち其百餘人を殺し二千人を虜にし死刑を改進黨首領スタイゲルに宣すスタイゲル奔り盜保守派首領ペーテル・ロイを殺すベルン州オクセンバインを統領とし同四十七年首邦フリーボートを爲り聯邦會議を率ひ以てルツェルンを切すルツェルン乃ザールネン會盟を温めウリ、ウンタルワルデン、シニツ、ツィン、フリブルグ、ワリスを連合し七州の防禦を計る改進黨諸州之を目して反を謀ると爲すツェネー、サンガルレン、パーセル市、ニューシ、アール、アッペンツェル五州の温和派間に居り事を緩らす五州の改進黨温和派の策を迂なりとし自ら局に當らんとす千八百四十六年十月デュームス、フアライ、ツェネー、ツィンに起り政權を握りサンガルレンの改進黨又尋て起るツェーリ議を聯邦會議に提しルツェルン等七州の連合を解かしめんとす列國若し干渉せざれば聯邦會議解散を七州連合に命し國內爲に亂れんとす露西亞は瑞

七州連合

一八四六年

西の事に關せず英吉利は聲援を改進黨に與へメッタルニは列國其駐紮公使を召還し瑞西政府を切し已を得されは武を用て七州連合を援けんと欲す佛蘭西總理ギゾー聲援を保守派に與へ武器彈藥を七州連合に送るもメッタルニの策を容れず普魯西王ニューシャール州に君たりニューシャール州民多く新教を奉し保守派を惡む而して普魯西王の故を以て聯邦會議の決議に従ひ爲に列國と事端を啓かんと恐る明年七月二十日聯邦會議解散を七州連合に命す列國之を争ふ用ゐすニューシャールは孤立す九月三日聯邦會議耶蘇會僧を逐ふ七州連合決議を拒み耶蘇會僧追放及アールガウ寺領收公の二事を羅馬法皇の裁斷に任して連合を解かんと欲す聯邦會議聽かず埃地利露西亞普魯西佛蘭西列國會議を開き瑞西をして其決議に従はしめんとす瑞西辭す十月末連合七州の全權委員聯邦會議を去る十一月四日聯邦會議の鎮壓を決す少將テューン^{テューン}の人工兵科に長すナ乃兵三萬を督し七州を討す總督先つフリブルクを征し之を降す後八日ツィンク亦降る

一八四七年

七州連合を討つ

一八四八年

憲法を革む

ニューシャール聯邦に入る

二十三日七州の兵ルツェルン州境^{ギスリコン}里^{ルツェルン}村の東北二コロトクロイツ^{北ギスリコン}村の東二村に防て大敗じルツェルン降る十一月中ツルリス^{シニキツ}ウリ^{ウナン}ル^ルダン皆下り改進黨政を執る總督僅に砲彈三百七十八枚を放ち月を越えすして七州を平く四國爲に武を用て干涉するの機を失ふ千八百四十八年一月四國聯邦會議に迫り舊に依り州の主權を全うせしめんとす幾もなく二月革命起り四國復瑞西の事を意とするに違わらず瑞西聯邦帖然動かす國體を變し邦國連合を革めて聯合國家^{フンデスマイト}と爲し九月十二日新憲法を布く乃聯邦會議を廢し階級院^{フレンデラト}國民院の兩院より成る聯邦議會^{フンデスマイト}を置きヘルン市を國都と定め執政官は聯邦議會之を撰み聯邦院^{フンデスマイト}と號し毎年其議長を交替し之を大統領と稱すニューシャール又三月初革命を起し普魯西太守を逐ひ聯邦に加盟す

獨逸聯邦及普魯西

獨逸聯邦會議聯邦の政をフランクフルト府に執ると雖實權微にして

ハノチル
一八三二年
一八三三年
一八三七年
ゴミツナシ
ン七教授

治を列國に獎むる能はず列國多く非政に安んじ征稅日に濫に國人服
せず七月革命の起るヘッセン・カッセル。プラウレンシュワイグ。サクソニア。ナニ
ーリッゲン諸國。ハノチル。メックレンブルグ。ハムブルグ等隨て皆擾れ或
君を逐ひ或閣臣を斥けて憲法を發布すハノチル今昔魯州ハ閣臣伯爵
ムニステル千八百三十一年二月辭す王其季弟ケムブリッヰ公を太守と
爲し租稅を軽くし議會を召集し同三十三年九月二十六日新憲法を布
く太守政を行ふ寛なり民之に安んす同三十七年七月五日王歿し弟カ
ムベールランド公エルンスト・アウグスト立つ王素行修まらず私債百九
十萬圓を積み之を辨するに苦むハノチル憲法は皇室領を認めず唯皇
室費を置く王皇室費の以て私債を償ふに足らざるを量り憲法を廢し
齋皇室領を復せんと欲す乃即位後十餘日憲法を廢す尋て十一月一日
租稅七萬五千圓を減し官吏の誓詞を解き千八百十九年の階級議會を
召集す初王の立つ國民皆ハノチルの英吉利と離れ獨逸の一國と爲れ
るを喜ぶ而して其憲法の廢せらるるに及び吏民俱に呆然たりゴミツナ

ンゲン大學教授等王の暴斷を議す十一月十八日其七人書を大學監察
官に呈し濫に誓詞を破る能はざるを言ふ七人は即ダールマン史學及
政治學。アルブレヒト獨逸法
律家。ヤコブ・グリュム獨逸言語
學の學祖。ヘルム・グリュムのヤコブ
史學家及
古學家。グルフ・イムス史學家にして
レオポルド・フ
ツェルにヘ
アブレヒル
ヘルム・エ
ーベル。物理學家にしてなり王怒り權臣亦其高
節を忌む七教授の抗議書新聞紙に上る王益怒り令して三日間に國を
去り若は王の命する地に遷らしむ七教授皆ハノチルを去る學生之を
國境に送る獨逸國民舉王を難しゴミツナシ會をライプツィッヒ府に置
き金を醸して七教授を扶助す七教授の友亦金を贈る千八百四十二年
に至り釀金總額一萬六千五百圓に及び七教授を扶助して尙剩ありエ
ルピンゲン町魯西魯西州北部に在り
の魯西魯西州北部に在り
の魯西魯西州北部に在り。人書を普魯西内務大臣に呈
し七教授の爲に説く容れず埃地利詩人アナスタシウス・グルエン亦ハノ
チル王を諷すチエルトムヘルグ王エワルドをナニヒンゲン大學に聘
すサクソニア王亦ダールマンをライプツィッヒ大學に聘するに意あり昔

オスナブル
ミク
一八三八年

魯西王等説て之を止めしむマイルマン。エワルド。ヤコブ。シリム。書を著して自ら辨す而して之をサクソニアに公にする能はず。瑞西バーセル市に刊す。獨逸列國政府其公行を制する能はず。政談に倦める獨逸國民爲に再ひ之を事とす。ゴミンゲン七教授の去るハノチル全國稍動く。オスナブル。ミク。町今普魯西ハノチル州に在リハ。ヤ公吏亦命に従はず。抗議書を聯邦會議に呈す。千八百三十八年二月階級議會を召集す。多數の議員亦王命に服せず。六月二十五日聯邦會議の裁斷を請ふ。王怒り議會を解散す。オスナブル。ミク。公吏豫算の議會決議を経ざるを以て徵稅を拒む。公吏スチエー。フ。諸法科大學の鑑定を請ふ。ハイデルベルグ。エナ。チエー。ピンゲン。三法科大學公吏を可とす。チエー。ピンゲン大學の鑑定殊に緊切なり。王憤り。チエル。テム。ベルグに迫り鑑定書著者を罷めんを求む。答へす。九月六日聯邦會議オスナブル。ミク。公吏を以て訴權なしと爲し。訴狀を却け。ハノチル政府に牒し。情を報せしむ。埃地利全權委員言ふ。聯邦會議は訴を裁せず。ハノチル全權委員宜くオスナブル。ミク。訴狀を

一八三九年

一八四〇年
憲法を革む

フリドリッヒ
ミク
第三殂し

其政府に致すへしと。ハノチルの地方オスナブル。ミクに倣ふものあり。明年總撰舉を行ひ議會を召集す。而して議員七十三人出席する者二十八人に過ぎず。定足數を欠く。乃停會して補缺撰舉を行ふ。撰舉人概出て。す。纔に一人處處に登場す。政府僅に定足數三十七名を得たり。議會乃奏して互に譲らんと欲す。王怒り。ハノチル公吏を罵て。驢と謂ふ。王の病む命して狀を發表せしめ。國人王の病むを喜ぶを以て。なり。九月五日聯邦會議ハノチルの事を裁す。普魯西ハノチル王を贊す。埃地利在て之に従ふ。自餘列國。ハワリアの説を取り可かす。聯邦會議遂に埃地利。普魯西の議に従ひ。ハノチルの事に干渉せず。千八百四十年政府始て多數の議席を得たり。尋て憲法を革め。皇室領を復し。議會の立法權を變して。顧問權と爲し。議事を秘密にし。閣臣の議會に對する責任を解く。王の意此に行はれ。立憲黨挫折す。而して自由主義益張る。

千八百四十年六月七日普魯西王殂し。太子立つ之をフリドリッヒ。ミク。ル。第四と爲す。王學藝を好み。宗教を崇め。美術を愛す。國民王の人と爲

フリドリッヒ
と井ルヘル
ム第四立つ

藝文を奨む

りを知らず或専制を恐る王の立つ先王の遺詔を發表し兼て其治績を頌す又大赦を行ひ千八百二十年に罷めたるアルントの散職を復し千八百十九年野に退けるボーエンを樞密顧問に任し後舉て陸軍大臣と爲しヤーンの囚を赦し前ゴリナゲン大學教授兩グリムをベルリン大學教授に任し尋てナーク詩人、ルニケルト詩人及東シエリング家、コルネリウス畫家に於て特ツリクスメンデルスゾーン家作曲等學藝美術の大家を聘す又アレクサンデル・フォン・フムホルト。其の學祖たり又博識學にフンゼン。外史家に於て精シテラド・キツ・ナール。ロヒウ亦用ひらる國民悅服す或以爲らく王先王の約を踐み憲法を布くへしと東普魯西ボーゼン二川の州會奏して憲法草案を請ふ九月五日王答ふるに州會を發達せしむるを以てし辭憲法の事に及はす而して國民草案出るを疑はす十月四日勅して之を出さざるを諭す國民稍望を失ふも猶憲法を熱望し佛蘭西憲法に則り之を制定して直に行はんと欲す州會の發達を計り議事録を刊し上奏文及勅答案を公にせしめ毎二年州會を召集す千

一八四二年
聯合州會委員

政客の横議

八百四十二年十月十八日聯合州會委員をベルリン府に召集し全國に行はんとする法案を議せしむ王亦諸州の州會を聯合し聯合州會を開かんとす重臣或保守主義を持す太弟後一國人老帝と稱す、ルヘルム後一國人老帝と稱す、亦然り王代議制の元獨逸の習慣に循はす佛蘭西に學へるものなるを願ひ州會の階級議員の制服。會場の位地等の小事に勞し斷する能はず開會の期則後れ之を翼賛する權臣を得ず而して國民冊子に新聞紙に立憲論を唱ふ普魯西州知事シミーン何處より何處へと題し又コニグスベルグ府醫師ヤコビ四問題と題し小冊子を著す家家誦せざるなしヤコビの文殊に時論を動かす王亦新聞紙に由り政府の説を行はんとす秋獨逸新聞なるものを刊しマイルマンを主幹とし政府の爲に論せしむ政府マイルマンの審議を病み猶其新聞紙を検すマイルマン喜ばず然れども新聞紙の制歴は之を久らすへからす是歲之を弛む政客益横議す而してマイルマン等甚勉めす普魯西國外に在る者要路の臣を毀る王且免かれす詩人ハインリヒ・ハイネ痛罵を極む瑞西の書林等禁書

を刊す皆密に行はる普魯西の新聞紙中其四百種反對説を唱ふ學術雜誌亦自由主義を説く王固く階級制の時勢に適するを信す自由主義を唱ふる者國民の撰舉に基ける議會を望む王諸州州會の士農商を召集し議會を開かんと欲す朝臣王の量狭く議員の横議を容るる能はざるを知り之を諫む太弟亦奏して憲法制定の事を太弟若は其繼嗣に譲らんと請ふ王動かす千八百四十四年王ブンセン。アドホッフ。埃地利駐紮公使カニツ等をして憲法に關する意見書を奏せしめ且云ふ先王國民に約し憲法を制定せんとす王其約を踐まざるへからす太弟の異見は王の心に關すと雖大政の方針爲に動かすへからす既に密に意を露西亞埃地利に報せりと蓋普魯西は定期議會定期撰舉に基ける新憲法を制定するものにあらざるをメッテルニヒに通せるなり閣臣アルニヒ。ポイツェンブルグ王の意を承け憲法案を草す其首に云ふ議會は八州州會の聯合より成る王は議會を召集す議會は聯合委員を互撰す每四年聯合委員を召集す議會は士農商三階級より成り各階級議決す若し二階級共

憲法草案

一八四四年

一八四五年

一八四六年

に議決せんとせば貴族階級の協賛を経ざるへからす貴族階級は概舊帝國列侯の貴族と爲りたるものより成り上院を組織すとアルニヒ。ポイツェンブルグは王と意見を異にし貴士兩族の二階級を以て上院を農商の二階級を以て下院を組織し每四年聯合州會を召集せんとす王容れず明年五月二十一日辭すポードルシユ。キング之に代りサフ。イ。ウーデン。カニツ。ロヒ。ウ。チーレ。ローテル。公アルムス。リヒ等と俱に憲法起草委員と爲る委員多く議會と共に政を執るの難を願ひ聯合委員の制を發達せしむるを便とす即王の意なりロヒ。ウ。獨之に反す委員案を査檢し貴族階級の組織を廢し議會の權限を殺く王委員の改正案を取舍し千八百四十六年三月十一日新草案を内閣及委員の協議に付す太弟議長たり太弟云ふ制度は時と推移せざるへからす中央議會を置くは未だ其時にあらず政府須く政權の議會に移るを防ぐへしと議に與かる者十六人ポードルシユ。キング。ロヒ。ウ。案に反し自餘の諸員皆贊し太弟も亦之を贊す而して議會勢力を張り軍制を動かし政府の威嚴を害し東方

一八四七年

勅狀

聯合州會

諸國との舊盟を弛めんを恐る後屢閣議を開て案を議し明年二月三日勅狀を發布し三勅令を附隨す聯合州會の組織聯合委員の定期召集國債委員の組織此に定まる聯合州會は名の如く州會を聯合せるものにして租税國債の事は必ず共に議し餘は二階級に分れて議す其一は貴族にして皇族貴族及自餘二三の族より其二は士農商より成る聯合州會は立法の顧問權を有し又内治に關し請願するを得王は隨時聯合議會を召集するを得税率を増し國債を募らんとするときは必ず之を召集せざるべからず聯合委員は毎四年國債委員は毎年之を召集す國民勅狀を讀み意滿たす聯合州會の顧問權開會の不定期議會の組織等の改正を望む憲法論仍喧し論者或之を奉還せんとす四月十一日王聯合州會の開院式を舉ぐ閣臣ナレ勅語の狀を捧けて扈し王勅旨を陳ふ其旨に云ふ階級を召集せるは時論學說を駁せず偏に王權を保つに在り大政の方針は王の意に存し輿論に由らす王の朝に臨む立憲主義を取るを許さず一紙天と吾國の間を隔て天の命を傳ふるを得す列聖宏

勅語

奉答

謨を垂れ邦家以て康き此に百世然るに今や新聞紙革命の精神を著ふ殊に憂ふへしと爲すと議員大に望を失ふ就中普魯西ライン二州の議員即抗議して國に歸らんと欲す幸にして止む議員各處に會し勅語に奉答せんとす二月三日の勅狀に據れば聯合州會奉答するの權なし而して議長公ツルムスリ奉答の事を諾し奉答委員を撰みベツケラト案を草す議會奉答案を議する兩日議員多く先王の約せる議會の權利聯合州會に存するを論す閣臣ポードルシユング二月三日の勅狀は獨聯合州會の法規たるを答ふ遂に草案を改め通過す太弟亦之を贊す王憲法を發達せしめ四年以内に聯合州會を召集するを約す政府聯合州會に對し確定の方針を有せず濫に王權を聲言す議員怒り政府の諸案爲に敗る聯合州會亦會期を定め聯合委員の召集を廢せんを請ふ王之を却け聯合委員國債委員の撰舉を命す議員私に違否を議す說三派に分れ五十八人は王命を拒み百五十六人は聯合委員の州會の權利を害せざるを條件として命を奉し二百八十四人は命に従はんとす國民謂ふ

徒に命に従ふは怯なり之を拒むは濫なり條件を附して命を奉する其れ或は可ならんと王怒り六月二十六日聯合州會の閉會に當り去てブレックラフ府に遊ひボーデルシュキングをして閉會の勅語を讀ましむ王枉て聯合州會の請を容れ會期を定めて召集するを約す骨梗の議員皆歎して曰く吾儕國民の多數を代表し獨緩急王に勤めんと欲す而して今此の如しと

一八四八年

第八章 革命の激勢

二月革命及佛蘭西共和國の建設

一千八百四十八年二月二十一日佛蘭西反對黨撰舉法革新宴會を開かんとす委員翌夜シムテリゼー大廣小路に宴せんとし招狀を公にして全都の人士を會し盛儀を以てマドレイン、廣場よりシムテリゼー大廣小路に行かんとす因て國民軍の將士に檄し會員を警護せんを請ふオザロン、バルロー、明日宴會の許否を政府に問ふ内務大臣マニヤナル答て云ふ宴會は違法なり當に之を禁すへしと反對黨の説則二派に分れオルレアン、黨硬派は故に宴會を開き政府をして之を解散せしめ以て其勢威を殺かんと欲す共和黨及社會黨は勝つへからざるを測り宴を張り黨の勢力を墜さん恐る二十一日夜反對黨遂に宴會を廢し内閣を劾するを國民に告ぐるに決す明日反對黨新聞紙此意を發表し國民の堵に安んせんを望む反對黨の宣言多くは都人の耳に達せず黎且衆數千マドレイン、廣場に集る秘密政社社員等亦在りラグランヴォーシ

二十一日

二十二日

二十三日

チエール、ソブリエー等衆を激す午時衆議會議事堂に向ふ政府報を得騎兵一隊をして之を逐はしむ衆益怒り所在街壘を築く軍隊之を毀つ王以て意ど爲さず二十三日朝街路の騷擾昨の如し已にして國民軍亦暴民に與し革新を呼ひ總理ギアールを罵る暴民益街壘を築く軍隊制せず王猶以て意ど爲さず總理大に憂ひ午後辭せんを請ふ王之を許しモレを總理と爲す衆總理の辭せるを聞き意を安んし新總理の選舉法を新にするを疑はす夜暴民群行して威を大路アベニューに示す秘密政社の首領等固より革命を欲す暴民に説く労働者五百人々に應し夜九時ギアールの第に至る兵第を警護す警護兵指揮官労働者を諭す聽かず之を辱しむ兵怒て逐はんとす指揮官部兵を制し猶之を諭す遂に兵をして銃鎗を装せしむ下士ソブコミニ誤て前む部隊亦進撃す老幼五十人立に斃る衆則虐殺と叫ひ防禦と呼ひ六屍を輓き街路に徇す反對黨委員等所在暴民を激す總理難の救ふ能はざるを察し辭すチエール之に代りオチロン、バルローを舉げんとす王枉て之を用ふ大將ピニョール、パリの兵を督す罷

二十四日

王位を禪る

められ將官ラモリシエール代て國民軍を督す亂を弭むる能はず數時間にして去り大將ゼラル代る是夜暴民街壘千五百有餘を築く二十四日午前八時新總理職を罷め議會を解散し撰擧法を革むるを國民に告ぐ騷擾仍止まず九時撰擧法革新派のレフォルム新聞社號外を發し王の逐ふへきを唱ふ十時暴民バレイ、ロアアル宮に闖しチエールリッ宮を劫かす數聯隊王宮を警護す軍紀已に紊る午時后の言を容れ皇子ネムール、モンペンシエール二公を従へ出て軍隊を見る鎮兵黙し國民軍選舉法革新を呼ふ王懼る議員クレミュー蒼黃入て見え禪位を説くモンペンシエール公王のクレミューの議に従はんを欲し後は決戰を勸む王衆議に従ひ從容禪位の勅を製し太孫マリ伯故太子チエール子ルイ、フィリップ、アン、ジョージの長に禪り命して國難を拯ひ社稷を全うせしむ大將ピニョール馳せ入て見え固く諫む王少焉沈思し遂に禪る乃千八百四十二年の攝政法に據りネムール公政を攝す故太子妃其二子と宮に留る王便服宮を出つ后之を扶け皇族扈從しチエールレリッ苑を過ぎコンコルド廣場コルダに至り街車三輛

に瀕し龍騎隊之を衝りセシクル一離宮に赴く母公乃其二子及ネムール公を伴ひ議會議事堂に臨む議員等堂に集り爲す所を知らず母公の
入る歎呼して之を迎ふ衆母公の令旨を待つ母公二子を携へ黙禮して
演壇に坐すネムール公亦言はす議員ヂュベアン先きに母公の議に與る乃
衆を顧み議を發しバリ伯を推戴し母公をして政を攝せしめんとす已
にして衆庶傍聽席に滿ち議席に聞ず議事爲に擾るラマルナンヌ母公
臨場の間議事を停めんとす母公踟躕し起て議場を去らんとし復旋て
坐す共和黨マリ一壇に登り座を冒して假政府の設置を議す賛聲傍聽
席に震ふオチロンバルロー聲を勵まして曰くオルレアン朝已に懸て
婦孤の身に在りと衆員之を賛す母公の宮を出る暴民代て入り共和制
萬歳を呼び調度を毀ち古醇を食ひ轉して議事堂に到るオチロンバル
ロー方に壇に在り暴民入て絶叫し皇室攝政議會を罵る酒氣溢穢場を
壓す衆色を失ふラロシニヤケレン疾呼して曰く公等復何をか爲さんと
クレミユールラマルナンヌ亦假政府を置かんと欲す暴民兵器を擁して益

假政府委員

議場を侵し共和制の發布を迫る議長ソーセ議事を停む議員多く脱る
暴民共和旗を壇上に樹つ母公二子危し従者人を排し獨母公を衝て議
長の第に入る二子母公と相失す長子バリ伯匿に身を以て免れ次子シ
ートル公衆中に在り沓藉せられんとす門吏之を拯ふ議場益擾るラマ
ルナンヌ遂に共和黨老首領ヂュボンデュールを推して議長と爲し騷擾
を制し在場の衆をして假政府委員を撰舉せしむ衆投票すラマルナンヌ
票を検して人名を列記し議長之を讀む曰くヂュボンデュールラマル
ナンヌガルニエーパルゼアラゴマリールドリュニールロレンツクレミユ
ールと衆賛す或社會黨ルイブランを舉げんを求むラマルナンヌ對へす政府
を府廳に置くを宣し兵數百假政府委員を護て府廳に赴く暴民廳に充
つ穢に一室を得て政を執る是より先き院外政客ナシナルレフォルム
兩新聞社編輯局に會して假政府委員十二人を撰む其七人はラマルナ
ンヌの擧ぐる所と合す自餘社會黨ルイブラン共和黨アルマンマルラス
文客フロコン書買バニール鍵工アルベルの五人入て次官たり假政府

二十五日

乃議會を散し國民の票決を俟ち共和制を行はんとすラマルタン、外務にルドリエー・ロルレン内務にアラゴ陸軍にガルニエー・パーセ、セイヌ縣知事に當り共和黨の人士を顯職に充つ暴民連に府廳に迫り暴請を逞うし或ラマルタンの首を需む夜半漸く歇む二十五日晨暴民復迫り社會説共和制を布かんとすラマルタン論して國民の勞働權を認め之を養ふを約して却く遊民雲集し勤勉の徒亦遊民と爲り幾もなく其數十萬に至るラマルタン、國民軍社會黨を募りパリの府兵を編む二十七日府民政府を認む則共和制を發布し陸軍を備へ財政を整へ外交を修むガルニエー・パーセ大藏大臣に選り債を佛蘭西銀行に起し直接國稅四割五分を増して國庫に充てアラゴ兵五十八萬を擧て國防を嚴にしルドリエー・ロルレン大に官吏を汰し議員の撰舉を準備しマリー・國立工場を督しルイ・ブラン勞働者議會を開く政務稍緒に就く是時王制黨已に散し皇族皆國を去る王セシクル離宮を出てドリユエー村ユロフ、リ縣北境に在り西バに至りカルワド縣ヤノ北海岸に之れオンフリュエー

二十七日

共和制を發布す

前王ルイ・フィリップ、英吉利に還る

國立工場

ル港をインソ河口に在りパリ若はトルーセル港の西南三里に在り海路英吉利に入らんとし果さす三月二日ルアンチル府に於てセイヌ河口を控へオンフリュエールより英吉利に濟るアルセラー艦隊司令官マニオン、ル公同陸軍司令官オーマール公亦罷て來り會す獨故太子妃二子を携へ獨逸に奔る朝臣野に隠れ或出て仕ふ軍隊政府の待つ薄きを怒り農民租稅の加はれるを恨む而して不平の徒を統率するものなし政府以て意と爲さず獨社會黨猖獗なり其黨ルイ・ブラン國立工場を起すを欲せず而して共和黨閣員之を設け整然たる組織を與へ以てルイ・ブランの聲望を殺き社會説の行はるへからざるを天下に明にせんとす遊民十萬國立工場に集る政府業の課すへきなし乃人ごとに日四十錢を給し郊外の田を鑿たしむ遊民旅團中隊を組織し隊長之を率ひ毎旦役に就き夕に俱樂部に會し過激の演説を事とす幾もなく俱樂部の多き數百に及び遊民首領ラスペイル、バルベ、フランキ、カベ等皆俱樂部に長たり又俱樂部より委員を遣し聯合俱樂部を置く俱樂部の徒ラマル

遊民府廳に
迫る

ナンノの社會説共和制を排し共有説社會の設置を斥け専力を議會議員の撰舉に用ふるを知り怒る甚し閣員ロドリユールレン次官ルイブラン亦總撰舉の日を延へんと欲す三月十七日俱樂部の徒十萬餘府廳に迫り其首領フランキをして遊民の爲に規求せしむる所ありロドリユールレンルイブラン等之を諭して退く乃撰舉日を延へて四月二十七日と爲し國費を以て委員を諸縣に遣し撰舉人を遊説する權を俱樂部の徒に假す地方の人士多く社會黨の遊説を容れず乃望を地方に絶ち衆を聚めロドリユールレンを推して首領と爲し政府を覆して之に代らんと欲すロドリユールレン與るを欲せず之を閣僚に報す政府將官シヤンガルエーを總督とし之に備ふ四月十六日遊民府廳に迫る兵數千應を護り國民兵の數部隊遊民を圍む其首領乃詐り政府を賀して去る秩序始て整ひ府民堵に安んず二十日ラマルナン等國民兵を見る是日會する者三十五萬陸軍大臣アラゴ軍旗を授く將士遊民を罵る二十八日總撰舉を行ひ各縣人口四萬に議員一人を直撰す議員總

行政委員

五月十五日
の變

數九百人ラマルナン十縣に當撰し二百三十萬票を得たり其パリ府に得る所二十六萬社會黨候補者は僅に二萬票を得新議員多く知名の人にあらす閣員舊政黨の領袖メルリエー。ラロッシュ。ヴァケレアン。オヤロン。バルロー。デニエル。モントレムベル。社會黨バルベ。コーシチエール。詩人フリクス。ビア等亦議員たり五月四日開院式を舉ぐデボンドリユール政權を議會に還しラマルナン等政務を報す十日行政委員を撰舉す兼ラマルナンを舉て大統領の職に就かしめんとす辭す乃行政委員五人を撰むアラゴ。ガルニエー。バリーゼ。マリ。ラマルナン。ロドリユール。レン。當撰すアラゴ行政委員長と爲り内閣を置き大統領の事を行ふパスナード外務にクレミユール司法にカニニャク陸軍に當りアルマン。マルラス。セイ。縣に知事たり俱樂部の遊民甚た悦ばず死力を盡して議會。行政委員を逐ひ代てデクスターの事を行はんとす乃波蘭再建の請願書を呈するを名とし十五日フランキ。ラスベイル。ツブリエー。ニール。等其徒十萬をバスターニ廣場に集む警視總監コーシチエール制せす

國民軍總督クルティ亦兵を加へず則議事堂に迫り狩野の群衆議場に
 到る議員等走り遊民新政府を置きルイフラン。フランキ。カ。ス。ベ
 イル。ブルドン。アルベル。バルベ等十一人を政務委員と爲しラスベ
 の波蘭再建案ハルベの露西亞。埃地利。普魯西。魯德案フランキの二億圓
 新稅案を議決すユーベ衆に代り解散を議會に命す已にして軍隊の來
 るを知り府廳に移る遊民の議場に入る議長ビュン命を軍隊に下し議會
 を護らしむ其至る遊民の首領等幾に去るラマルナン。ルドリユ。コロ
 レン兵を率て之を躡み府廳を圍み其首領を縛す餘衆則散す政府ユー
 シチエール。クルタイを馳け警察官吏を汰しバリ鎮兵を増して五萬
 五千とす遊民の首領等を罰しハルベ。アルベルを國外に放ちフランキ
 等を監禁すルイブラン獨脱る六月四日補缺撰舉を行ふルイナボレオ
 ン公。チエリ。シ。ンガルニエリ。オクトル。ユ。ゴ。等議會に入る是より先
 き公ブローンの舉に因リヌム村に幽せらる千八百四十六年五月二十
 五日泥工に扮し脱して英吉利に入る此に至リセイ。ン等四縣に當撰す

ルイナボ
 レオン議員
 と爲る

遊民反す

行政委員其異志あるを疑ひ法に據り之を逐はんとす議會謂ふ公の族
 セローム公の子ナボレオン。セローム。ソニエ。ン公の子ビエール。ミ
 ラー公の子ソニエ。ン。の三公已に議員たり亦公の議員たると認めさ
 るへからすと十三日政府案を斥く公パリ府に入り共和政府を認め辭
 して復英吉利に還り佛蘭西の狀を窺ふ是時に當り政府尤遊民を處す
 るに苦む遊民の數十一萬七千を達し復役に就かず國幣を糜する益甚
 し私立工場職工多く已に國立工場に入る工場主之を復せんと欲す
 政府私立工場主の請を容れんとす國立工場監督人エミル。ト。マ。ス。之を
 争ふ捕へてホルドー府に致す遊民怒る政府又十八歳乃至二十五歳の
 徒をして地方の役に就き若は軍隊に入らしむ遊民大に怒り死を以て
 拒まんとしビュ。ナルなる者をして行政委員を詰らしむマリ委員に代
 り之を斥く六月二十二日夜遊民四萬圓葬堂廣場に反し夜を徹して街
 壁を築く陸軍大臣カニエ。ニ。ク。策を決して之に備ふ乃自ら本隊を率ひ
 コン。コ。ルド。廣場を扼して議會を護りブドー府廳を守りラモリシエ

カエイニヤ
クヤクダ
トルと爲
る

カエイニヤ
ク行政委員
長と爲る

ル。セイノ河右岸にメー、左岸に陣す全軍進撃して街壘を取る賊勢未だ衰へず二十四日晨議會ハスカル、チアラの議を容れ戒嚴令をリ府に布きカエイニヤクを擧てチクダトルと爲すカエイニヤク突戦して國葬堂を取り殆セイノ河全左岸を下す賊の一群又府廳を侵し敗走すカエイニヤク謂ふ賊以て降すへしと明旦將官ブレア命を帯ひ獨フンティン、プロ門岸に在リ河左に赴く賊之を殺す大僧正アッラ又法衣を装ひ其巢窟セントン、トニアン區に入て之を諭す流彈に中り斃るカエイニヤク怒て大に進む夜賊猶セントン、トニアン區を保つ令して明朝十時を期し出て降らしむ賊聽かす二十六日晨區を砲撃する一時頃賊勢挫く午時大街を取る賊更に支街に防ぎ夜に及ふ其一萬餘虜にせられ死傷算無し事遂に平く此役政府七將を喪ひブドリ傷く議員ヒクシオ等亦斃るカエイニヤクの名顯る二十八日チクダトルを辭す議會國民に代り之を謝し行政委員長に任すカエイニヤク則ラモリシエールを陸軍にブドリを外務に當らしめシシガルニエールを國民軍總督たらしむ議會

獨逸政黨

捕虜四千四百人を國外に放ち其餘を縦ち國立工場を鎖し國民軍の數隊を解き過激の新聞紙十一種を禁し出版政社法を嚴にし府民の武器を帯ふるを禁す社會黨亡ふ

獨逸統一の企圖

二月革命の報忽獨逸に傳はり人共和主義の復白耳義獨逸瑞西伊太利を擾さん恐る獨逸列國或佛蘭西の侵略を憂ふるものあり保守黨之に勸説し立憲黨及國民奮て其侵略を禦かんとす乃急に國民の帶兵國民軍の編成を唱へて謂ふ國民軍は又以て專制を抑へ常備兵を解くに利すへしと過激の徒之を賛し共和黨の如きは佛蘭西と俱に獨逸列國を撃ち獨逸共和國を置かんと欲す是時に當り立憲黨軟派日に加はり淳樸の人亦與みすと雖中堅頗弱く一旦急あらは烏合の黨員皆散せんとす共和黨は元小黨なるも佛蘭西共和黨に願み自ら信する甚篤し黨勢爲に張る立憲黨硬派は輿論の聲援を恃み自ら目して全國民を代表すと爲し期せずして其素望を達せるに似たるも真に之を遂けたるに

一八四八年

あらず自ら欺て勦説を輿論と爲し其建てたる空想國家將に成らんと
 して忽自ら崩れ始て國勢の實相を覺れり二月革命の影響最先及びし
 は南獨逸バーデン國と爲す千八百四十八年二月二十七日マナイなる
 者衆をマンハイム市に聚め自由出版權陪審制度國民帶兵權獨逸議會
 開設の四事を政府に要む共和黨又起る明日ヘッセン・ダルムシュタット國動
 く議員ハインリッヒ・フォン・ゲーゲルン獨逸中央政府を固らし獨逸議會を置
 くを其議會に發議す共和黨又オーデンワルド山間北部に在り起る
 三月一日聯邦會議國民に諭す所あり其意に云ふ能く秩序を守れ難に
 関く莫れ歐羅巴列國の間に處し其地位を全うするの期遠きに非すと
 三日聯邦會議新聞紙の檢閲を解き自由出版權を認むるを聯邦列國に
 許す此時に當りテュールン・ヘッセン・カッセル・ナッサウ・普魯西ライ
 州・サミールンゲン諸國・パツリア亦援れ東北地方ハムブルグ・ブレー
 ン・オルデンブルグ之に次きヘルリン・プレスラウ・ライプツィヒ諸府漸く
 動く列國政府紀綱を保つ能はず反對黨の領袖代て要路に入るパツリ

ルードヴィヒ
 第一位をマ
 クシミリア
 ン第二に禪
 する

信任委員

ア王ルードヴィヒ第一施政の難きに苦み三月二十日位を其子マクシミ
 アン第二に禪る王ルードヴィヒ第一夙に美術を好むパツリアの美術を以
 て著はるる王の力多きに居る千八百六十八年二月二十九日コース町
 佛蘭西アルプ・マリチム縣に殞す三月五日南獨逸立憲黨五十一人ハイ
 海岸に在り勝地を以て著るに殞す三月五日南獨逸立憲黨五十一人ハイ
 デルベルグ町に在り亦勝地を以て聞ゆに會し委員七名を撰み三十日を
 以て聯邦列國議會の代議士及前代議士をフランクフルト府に集め獨
 逸議會の召集を促さんとす九日聯邦會議又民心を統率せんと欲し鷲
 及黒赤金の三色旗神聖羅馬帝國の徽章を以て聯邦の徽章國旗と爲し明日聯
 邦列國に牒し常會一票に信任委員一名をフランクフルト府に遣し聯
 邦會議と俱に聯邦の憲法改正案を議せしめんとす列國委員を遣るマ
 ールマン・ウーランド・ハッセルマン・ドロイセン・ゲーゲルン・ヨルダン・ゲル
 フィウス等の名士與る與望なき全權委員多く去る國民猶信を聯邦會議
 に置かず列國政府又聯邦會議の爲すなきを知り或は國情に従ひ獨逸
 議會を召集せんと欲するものあり西南諸國相議し使節を遣り普魯西

埃地利

に説く是月二日普魯西王使節を埃地利に遣り二十五日を以て列國王公をドレスデン府^{アクトン}に會し憲法改正の事を議せんとす期に先ち井エナベルリ二府の情俄に變ず埃地利素財政を理めず是時債を露西亞に起し纔に國庫を保つパリ府の變報至り政府の信用忽墜つ衆貯金を貯金局に要し銀行の金券を受けず三月三日洪葛利議員パロク其議會に發議し國立銀行の情を公にせんを政府に求むコッスート之に反し唱て云ふ專制は誠に弊竇たり國家の元氣爲に沮し人心爲に喪す帝宜しく立憲制を設け憲法を布き特別制を洪葛利に行ひ議會をして政府を組織せしむへしと洪葛利下院之に和し上院次て之を贊す報井エナ府に達す人心益動くメッテルニ埃地利國政を專にする三十餘年不遇懸軛の輩朝野に滿つ太弟フランツカール及妃皇叔ヨハン^{帝フレデリク}等夙にメッテルニの專肆を怒る下埃地利國^{井エナ府}此に在り議會は歲に三月十三日を以て召集するの制なり反對黨相結てシメルリソングドアルホフ等を首領とし新聞紙の檢閲を解き各國議會の委員を召集せんを請

井エナ府擾る

はんとす實業家は信用の墜ち共有説行はれんを恐れ實業組合を會し議する所あり太弟フランツカール伯爵コロウラト亦臨み三月六日大買アルトハベル發議し奏して政府の議會及府民と和協せんを請ふ法政科大學協會は佛蘭西制に據れば代議制を布かんと望み井エナ學生も亦自由教授自由受業自由信仰自由演說自由出版の諸權を要む政府策なしメッテルニ謂ふ革命は井エナ府に起らずと駐紮外交官等メッテルニを敬する者なし帝フレデリク第一憲して事を視す後は深く宗教に歸依し終日僧と禱る反對黨の皇族亦難局に處するの義なく獨太弟の妃内に助く政府決する能はず十二日に至りメッテルニ^{メッテルニ}國事議會を開き議長伯爵モンテクシリと議し夜各國議會の委員を召集するを國民に約するに決す明日學生等聚り上奏文の勅答を待つ學生總代ヒエエントリヘル二教授之を傳ふ學生等勅答に平かず議事堂前に至る是時下埃地利國議會方に議を開く府民數千學生等と相携へ決議を窺ふ衆漸く喧し醫師フィニホーフ堂前なる井上の屋に登り衆を顧み洪葛利伊

太利兩國民の自由を賀し學生或三月三日コッスートの演説せる筆記を朗讀し議員亦議事堂の窓に臨み衆に演説する者あり堂前の喧嘩益甚しく衆其總代を議場に遣る群衆隨て入る衆決議を開かんと欲する急なり人あり紙片に議員等の聯合委員を召集せんを求めたるを書し窓外に投す又報あり軍隊將に到らんとすと衆怒り議事堂に闖し議員を切かす事急なり議長乃宣して曰く議員等帝に見え國民の志望を奏すへしと衆大に喜ふモンテックリ議員と俱に宮城に至る群衆之に隨ふ國事會議方に開く策を獻する者なし帝爲す所を知らずメッテルニコ刻下の急を商量するを約す報あり人傷く者ありと衆怒る議員の宮城に入るアルブレヒト親王軍隊を率ひ議事堂前に至る堂中の器具を擲つ者あり親王に中る兵銃を發す走り且呼て曰くメッテルニコを放て軍隊を去れと聲都城を動かす府民兵を編み其將校等大賈と宮城前に赴き事能を急ならしめんとすメッテルニコ猶謂ふ數輩の猶太人波蘭人佛蘭西人等喧嘩するのみと閣員等言ふ眞に革命なりと總代等相踵て至り國事會議

メッテルニコ
辭す

爲に圍まる學生等大學總長をして秩序を保たん爲め兵を帯ひんを請はしむ之を許す亦新聞紙法の發布を請ふ亦之を約すメッテルニコルード井親王と隣房に退き其法案を稿せんとす群衆辭せよと叫ぶ聲益囂し親王メッテルニコに謂ふ公辭せされは宮城危しと伯爵プロインネル亦曰く公辭すれば事定まらんと公乃辭す衆喜ひ街路を走り國民の志望達せるを報す憲火滿都に輝き學生等武器陳列館に入て武装し細民税關を掠て俄に肥也明日勅してメッテルニコの辭職新聞紙檢閱の廢止國民軍の制定を令す騷擾猶止ます帝立憲黨に任せす保守黨公キンヂシングレ一ツを舉て井エナ總督と爲し十五日各國階級の代議士を召集し議會を開き憲法を制定するを約す前々メッテルニコ猶府に在り是日逃て府外リヒテンスタイン公のフェルツベルグ殿に入る二十二日に至り更に獨逸に奔りハノテルを經和蘭に達す四月末英吉利に渡る公政治に倦み復事に與るを欲せず人も亦之を意とせず時に或は就て其説を叩くのみ
ロンドン府。ブライイトン村英蘭南岸サセクス州に在り海に臨む。ブリニクセル府。獨逸ヨハン

メッタルニ
卒す

ニスベルグ村今昔魯西ヘッセンナッサウ州に在リマインの間に僑寓する三年半復キエナ府に歸り帝フランツ・ヨゼフ第一の恩遇を受く千八百五十九年六月十一日卒す歳八十六

キエナ府民起ちメッタルニに奔り、獨逸革新の機至れりベルリン府の情亦益之を促せり普魯西王フリードリヒ・ヴィルヘルム第四既に聯合州會を召集し立憲制の礎を置けり人其國民を代表し獨逸を統一せんを期す而して王保守主義を喜ひ大勢の赴く所を察する能はず瑞西聯邦改進黨益張るを觀て歐羅巴爲に危しと爲し獨逸立憲黨の代議立憲制を要むるを目して國憲を紊さんと欲するものと爲す千八百四十八年一月十七日聯合委員ベルリン府に會し刑法草案を議す議事終り三月七日王閉會を命し太弟の請に因り聯合州會の定期召集を約す是時佛蘭西革命の勢餘南獨逸に及びライン州、サクセン州、シレジア州亦動き黨人衆を會して上奏す國都の人士地方に遜るを愧ち政治屋爲に發生す衆カフェ・レゼン、菓子店咖啡店、讀書堂、菓子店に聚り争て新聞紙を讀む先づ新來の新聞紙を獲

ベルリン府
擾る

たる者卓上に立ち新報を讀む衆或評し或論し或其説を陳ふ衆聚れば臨時俱樂部と爲り衆散すれば復舊の咖啡店、讀書堂、菓子店と爲る此の如きもの數日人遂に府民の大會を開かんを欲す警視總監ミストリ枉て之を許し人心を和けんと欲す七日府民大會をナエルガルテン公園ツェルテン旗亭に開く衆肅然たり上奏案を議決し速に聯合州會を召集し時論を容れんを請はんとす警視總監其上奏委員と議し上奏文を郵呈せしむ明日王閣臣をして自由出版權の施行を聯邦會議に提議せしむ衆爲に意を強うし日に大會を開き漸く横議す或革命を企つる者あり頻に佛蘭西、波蘭、南獨逸の動靜を傳ふ警察官吏之と偵する能はず殊に佛蘭西の労働者内閣の例、衆を動かす識者富人事に與からず府會議員大會の上奏文を執奏するを辭し宮内官吏將校等群衆の暴行を埃ち之を壓せんを欲す衆怒り太弟を目して黨警と爲す王之を愛ひ太弟をしてベルリン府を去りライン軍隊を督せしむ王佛蘭西共和國の白耳義、獨逸を侵さんを期し露西亞、埃地利、英吉利に牒し四國同盟して佛蘭

西の侵略を制せんと欲す英吉利聽かす乃兵を佛蘭西境に集め太弟程に上らんとすライン州地方官州の勸諭を報し太弟至らば亂發せんを恐る王因て發程を止め十四日勅して四月十七日聯合州會を召集し又埃地利と議し獨逸列國をドレスデン府に會し聯邦憲法の改正を商量せんとするを令す衆願みす是時政府已に軍隊をベルリン府に集め府の要所を扼す十三日以後軍隊屢群衆を散し死傷あり十五日革命の報至る衆意氣大に昂り宮城の四邊に群る步騎兩隊進て之を散すベルリン鎮兵司令官將官プフェル軍紀を嚴にし寛典を以て府民を待つ王亦親しくライン州普魯西州シレリア州の請願委員を見温言を以て之を慰諭す十七日夜勅して四月二日聯合州會を召集し又獨逸聯邦の邦國連合制を改めて聯合國家制と爲し獨逸議會を設け列國政府の憲法を發布するを聯邦列國に提するを令す明日府民勅令を讀み大に悦ぶ午後二時群衆宮城前に聚り王を賀す王出て賀を受けて退く群衆留り勅令を讀む閣臣ポールシュキング近衛將校等其還るを促かす肯せ

す叫て言ふ軍隊宜しく宮城を去るへしと前閣臣アルコムホイッエンブルグ急に入て見え軍隊を去らしめんとす忽統聲響く兩度群衆驚擾して散し相呼て曰く軍隊謀て府民を撃つと府民未だ兵を執らず而して軍隊銃を發し刀を揮ひ數人を殺傷す衆街壘を築き武器舖を掠め石を屋背に上はし壁を貫き以て聯絡を通す學生文客等勞働者數百を率ひ宮城の四邊に戦ふ王白旗に錯誤と大書し宮城前の橋上に建てしむ衆願みす僧正ネアンナル書買ライメル府民の委員を率ひ入て兵を退けんを請ふ王温言以て之を却け司令官プフェルを罷め將官アットキッをして之に代らしむ夜に入り猶戦ふ午夜軍隊稍亂民を退く王騷擾を憂ひ深夜府民に告ぐる勅諭文を草し味爽之を布く其意に云ふ王切に府民に望む國外流氓の言を聽くと勿れ兵の武器を抗けしは已を得ざるに出つ街壘一たひ撤せば即兵を去らん皇后は眞に國民の母なり今や憂て臥す府民其れこれを念へど府民聽かす府吏クツスニコクナウコシツンタル等入て見え先づ兵を去らんを請ふ王の意動く乃軍隊を退

け閣臣ボーダルシニキング罷められアルコムボイツンブルグ之に代り府民の帯兵を許す軍隊命を誤領し府外に退く府民相賀し群衆鬪死の屍二百十六を挽き宮城に至り王の出てんを請ふ王后を伴ひ枉て衆に臨み帽を脱して其屍を見る哀歌を謳ふ者あり衆之に和す歌関り衆散す王も亦入る騷擾弭む府民太弟メルヘルム兵を動かせりと爲す王命してベルリン府を去りロンドンに赴かしむ府民其第に大書して國有と云ふ夜滿都窓火を焼く二十日王大赦を命す流言あり王奔らんとすと又太弟露西亞兵を借り來らんとすと王民心を安んせんを欲し明旦閣臣をして獨逸國民に告ぐる勅諭を布かしむ其意に云ふ王獨逸全國を率ゐて獨逸を安んせんを欲す乃獨逸舊國旗を建て親く衆を見王自獨逸國民の首立憲制の君たるを示さんんとすと午時王皇族閣臣諸將を従へ黒赤金三色の綬を帯ひ同色の旗を建て騎して國都の街路を行く團體若は群衆の迎ふる輦馬を停て語る或は獨逸皇帝萬歳を賀する者あり王曰く朕驕らす朕帝冠を戴くを欲せず秩序紊るるの時王公多

カムアハウ
セン總理と
爲る

く親ら國民を率う朕之に倣ふのみと夜又勅して國民に諭して曰く朕親ら國難に當る臣民朕に背かざるへし獨逸國亦朕を信じ共に事に従はん今や普魯西賊に獨逸の事を圖ると府民感謝す二十二日鬪死者を葬る其儀甚盛なり王又帽を脱して之に臨む府民始て安んす二十九日閣臣アルコムボイツンブルグ辭しコエルン府ライン州の舊都にしてライン河に臨む古のコロニアアグレッツヒナ城なり商業會議所長カムアハウセン之に代る四月二日聯合州會再び集り撰舉法案を議す國民の撰舉權始て定まる議員奏して王に謝す議員男爵ピスマルク・シエンハウセン獨贊せず男爵素保守主義を取る謂ふ今や王權地に墜ち之を復すへからす王に謝するを耻つと巽に聯邦會議撰舉法制定を聯邦諸國に許し人口七萬に代議士一人を置かしむ王乃撰舉を命す七日聯邦會議決議を改め人口五萬に代議士一人を置かしむ十日普魯西政府已を得す已に命したる撰舉を廢し事由を聯合州會に報す聯合州會且に議事を卒へんとす乃内閣の信任を票決し千五百萬圓以内の國債を起すを議決し次て開くへき議會をして事後に之を承

準備議會

諾せしめんとす聯合州會散す
 是時に當り獨逸國準備議會フランクフルト府に集る三月三十一日開
 き四月四日閉つ法律家ミッテルマイエル議長たり議員の數五六百列國
 階級議會より出て在野の名士亦與る人頗望を屬す而してヘッセンダ
 ムスタット。バーデン二國の人多きに居り塊地利チエルテムベルグの人士
 殆ど無し議員以て意ど爲さず國事を專決す聯邦會議亦其議を容る準
 備議會シュレスネッ國東西普魯西州。ポーセン州獨逸部を聯邦に加へ獨
 逸議會の議員總數四百四十を改て六百五と爲し普通選舉權を許し委
 員五十名を互撰し國事に當らしむ聯邦會議之に従ふマンハイム市人
 ソイロン委員長たり其議に因り準備議會は獨逸憲法の制定に與から
 ず尋て獨逸議會を召集し之を制定せしめんとす共和黨首領ヘッセル等
 委員と爲る能はず怒て議事を棄す其發議する所皆敗る乃其黨四十人
 と準備議會を去り亂を作さんとす四月五日バーデン國全權委員エル
 ケルに請ひ問をバーデン國町村に下し立憲王制共和制の孰れを擇ま

バーデン共和黨

んと欲するかを問かんとす三月中バーデン國已に擾れ流民勞働者數
 千を率ひ瑞西佛蘭西兩國境に屯し政令行はれず軍隊亦叛く三月末
 ードン政府兵を聯邦に請ふ聯邦會議之を許し命をバワリア。チエルテム
 ベルグ隊に下し四月六日を以て瑞西境に進ましめんとす司令官謂ふ
 兵寡くして亂民を服するに足らず人民亦兵を帯ひ起たんとす進ま
 ず共和黨爲に意を強うし首領等ドナウエシゲン村。バイエツン國南境
 距離西北十五里に在りに入り邑兵六千を領せんとす首領等或は捕
 へられ或は村に入る能はずバワリア。チエルテムベルグ。ヘッセンダ
 ムスタット。バーデンの諸隊齊しく進み亂民を撃つ四月中亂平く人心猶安ん
 ぜず首領ヘッセル等瑞西に逃れ日に餘黨と氣脈を通すバワリア。チエル
 ムベルグ隊中共和黨を賛する者あり兵日に瑞西に脱れヘッセル等に投
 す七月初聯邦會議バワリア。チエルテムベルグ二國の請を容れ其兵を撤
 すバーデン國亦國庫を糜するを憂ひ騷擾地の駐屯兵を還す共和黨乃
 復起る獨逸國民バーデン共和黨の叛を聞き甚喜はす準備議會委員亦

之を愛ふシレワア。ポーセン二州相尋て擾る是時シレワア州の貴族仍
 徭農を有す徭農等起る貴族其徭役を廢するを約す騷擾則強ひポーセ
 ン州は本大波蘭の西部なり波蘭獨逸兩人族此に雜居し相惡む甚し千
 八百四十六年の波蘭賊魁ミエロストラフスキ三月二十日大赦に遇て横
 たる波蘭人之を推す準備議會の決議中波蘭の割據は義に反れり獨逸
 國民當に之を復すへしとの言あり佛蘭西瑞西二國に驅零せる波蘭人
 ポーセン州に歸り吏民之を迎ふ波蘭人意驕り州の獨逸人を壓せんと
 欲す獨逸人怒る二十四日普魯西政府波蘭人の疾苦を救はんを約す而
 してミエロストラフスキ叛す兩人族の農民相闘ふ四月十一日鎮兵ポー
 セン州波蘭部を制す騷擾歇む政府ポーセン城を其獨逸部に編入す騷
 擾復起る乃將官ブエルに命し進て賊を伐たしむ二十九三十兩日賊を
 破る五月九日賊徒バルド村に敗れミエロストラフスキ其帥を辭し餘衆
 降る十三日殘徒復エクシン村に敗れ亂平く獨逸國民夙に謂ふ波蘭王
 國を復せば露西亞に備ふる長城を得んと爲に仍同情を表す

獨逸憲法

是時に當て獨逸國民代議士を撰舉し頻に獨逸國憲法を論す擬に聯邦
 會議其徵せる信任委員十七名をして憲法を草せしむ三月三十日稿を
 起す明日準備議會開き國民の基本權利に關し議決する所あり起草委
 員之に據る獨準備議會中央政府の組織に關し議する所なし起草委員
 則臨時政務委員を置き奧地利普魯西をして各其委員一名を自餘列國
 をして共に一名を擧げしめんとす準備議會委員之に反す議成らす信
 任委員メーホルマンを起草委員長と爲す委員長は獨逸國を帝國と爲し
 帝位を世襲とし之を普魯西王に勸進せんとす委員或默し或賛し或奧
 地利帝に勸進せんとす委員ウーランド每五年帝を撰舉せんとす草案
 成り四月二十六日起草委員之を聯邦會議に提す聯邦會議即之を公に
 す國論爲に湧く普魯西王謂ふ奧地利にして聯邦を離れされは帝位を
 踐む能はず奧地利帝は宜しく獨逸に帝たるへく王は列國王公の勸進
 を埃て獨逸王と號し大元帥たらん軍制は獨逸を數軍區に分ち奧地利
 普魯西を各四區にハツリアフランケンシュヴァーベン。ヘーセン。上下サッセ

シ地方の六部を各一區と爲し普魯西王獨逸十區に號令すへし又王公會議フンクシュレヒトを設け獨逸王を輔佐せしむへしと其說頗神靈羅馬帝國の舊制に據る普魯西太弟ロンドン府に在り書をグロスマンに寄せ草案の簡明なるを嘉みし世襲帝位の闕くへからざるを贊し併て其說を陳へて云ふ草案は王公及樞密官を以て上院を組織し樞密官は或國民之を撰み或王公之を命し其總數約百六十名なり然れども王公は特に之を王公會議に編成せざるへからすとグロスマン亦之を可とす英吉利皇婿又親ら案を草し要路の人士に寄す其說に云ふ帝は每十年之を撰舉すへし議會議員は列國議會之を互撰すへしと其說甚時論と合はすハツリア政府亦案を草す其案裁定職を置き中央政府の政を執らしむ裁定職總裁は每六年交代し塊地利一北獨逸國即普魯西一南獨逸國即巴伐リ其職に當るへしと議論紛然歸する所を知らす五月十八日獨逸國會集る議員三百三十人フランクフルト府パウル寺に入り開院すラングフンフエルアン年長者を以て假に議長席に就き明日グロスマン・フォン・ゲ

獨逸議會

ルン議長にツイロン副議長に當撰す議員五百八十六人一堂に集る議長議員大議會に畑はす準備議會委員爲に議事章程を編めると頗粗なり諸員宣告に従はず喧嘩して發言を求め議案を提し議長議事を理むる能はず是時に當り二月革命の餘響幾と絶え列國政府稍強硬の方針を取る普魯西議會亦集る而して獨逸議會全國を統一するの難局に當る勢普魯西議會と相軋らざるを得ず

塊地利及伊太利の傾覆

獨逸騷擾の時塊地利亂て麻の如し伊太利洪高利・ボヘミア獨逸諸部相分れて起り政府且ヰエナ府を制する能はず男爵ヒルレル・スドルフ立憲說を取るの言あり要路の保守黨漸く去るヰエナ府の新聞紙素多く諧謔を主とし政治を談せず之れ有るは纔に官報及半官報の二種のみ而して三月以來數多の小新聞紙叢發し矯激の説を事とし遊民を煽き暴行を肆にせしむ國民兵及學生等の說輿論を成し府民委員學生委員府民大會等政令を閣臣に傳ふ五月初數種の委員等相結て中央政務委

塊地利

ヰエナ中央
政務委員

員を組織し其勢威政府を歴す官報遂に中央政務委員の告諭を發表し國民閣臣を信任せざるの至當なるを言ふに至る四月ピルレストルフ意を決して憲法案を草せしめ二十五日之を公にす憲法案は白耳義憲法に則り以て立憲制の礎と爲さんとす府民嘲り且怒て言ふ第一院を置くは不可なり撰擧法亦不可なり憲法を欽定し議會をして之を制定せしめざるは最不可なりと政府國民兵總督伯爵ホヨをして解散を中央政務委員に命せしむ衆大に怒る五月十五日開議を宮城に開く遊民來り迫り解散命令を廢し四月二十五日の憲法を停め憲法制定議會を召集せしむ閣臣慚て辭表を呈す已にして又皇室を憂て止む帝國都に在るを欲せずシミンブルン離宮に遊ぶと稱し十七日夜后太弟及妃を従へ密にインスブルック町（チロル國都にしてイン川の上游に遷る閣員宮内官吏皆知らず事聞ゆ府民大に驚く政治屋記者眾共和制を僻巷に發表す衆怒り捕て殺さんとす中央政務委員閣臣の信任を宣言し各種團體總代をインスブルック町に遣り帝の還御を請ふ而してピルレ

洪葛利

ルストルフ斷して政權を收むる能はず蜘蛛すると數日學生をして其兵を去らしむ從はず二十六日學生復街壘を築く労働者之を援く政府在て學生の帶兵を許し府民委員をして府の秩序安寧を維持し吏員と交渉せず獨立に職務に従はしむ政府の威信地に墜つ中央政府已にヰエナ府を治むる能はず各地方の各人族皆起て其政治上の權利を張り兼て地方自立を計る殊に伊太利部族マジョール部族等塊地利より離れ獨立せんと欲す洪葛利議會に猶保守説を懐く者あるも國都ブダペスト府の委員俱樂部等皆過激説を唱ふ安寧委員等殊に矯激の言を爲すコッスリート議會を率ゐる過激黨を制し繼に議會の威嚴を保つ總代員のヰエナ府より歸り復命するや議會政令を新にして之に應ず三月二十二日太守ステファン親王バツチアーニを總理と爲す保守黨エヌテルハヨシエニイ。反對黨コッスリート。エオトチニス。デアク等亦閣員たり内閣僅に革命の機を晩らす四月十日帝議會を閉ち悉く其議決せる三十一法案を裁可し議會組織を革む洪葛利乃爲に自立の實を收め

僅に埃地利國債の一部を負ふ

洪葛利附庸國又擾る三月ガイ其黨與を率てクロアチア國に起り國權を張らんとし總代を井エナ府に遣り政府に請ふ所あらんとす政府之を知り大佐エルラチチエを擧てクロアチヤ太守と爲す大佐敏給にして朝を尊ひ資望あり夙にマツァール部を惡むクロアチア素自立の志ありマツァール部之を憎む大佐の任命を聞き益怒るセルブ部又マツァール部に叛かんとす地方の大會をカルロヰツ村洪葛利國南に在リドナウ河の右岸に臨みドナウチシヤ兩河會流の處を距る西に開き政府を建てクロアチア。スタチニア。ダルマチア三國と相結ふトランシルワニア地方のルーマン部亦起るトランシルワニアの地人族多しマツァール。サクセンの兩部政權を專にすルーマン部堪ふる能はず衆四萬をハラスファルワ村獨逸名アララセンドルフ。ジウラ。餘に會し他の人族と政權を同らせんを求むマツァール部。セクレル部。マツァールサクセン部皆之を拒むサクセン部殊にルーマン部の要求を惡むトランシルワニアを洪葛利を合せんと欲すトランシルワニア議會コ

クロアチア

エルラチチエ

トランシルワニア

ガリチア

ボヘミア

ロシヤル町トランシルワニア政教の中心たりて獨逸名クアラウセンアルゲンに會し三十日合併を議決し埃地利帝之を裁可す國民悦はす洪葛利政府男爵ニコラスウイを遣りトランシルワニア國民を歴す
 洪葛利北境ガリチヤ國は元小波蘭の南部なり太守伯爵スタチオン法を行ふ峻なりボール。ルーテン兩部相軋るも事を擧ぐる能はず貴族亦千八百四十六年農民の亂に顧み動かす獨クラカウ市四月二十六日を以て反を謀る乃伐て之を定む
 ガリチア國のストラフ種族敢て動かさりしも其西隣ボヘミア國のナミ族大に起れり三月十一日ナミ部の志士奏して獨逸種と政權を同らしボヘミア。モラヴィア。シレシヤ三國の議會を併さんを請ふ帝容易く之を許さす已にして井エナ府擾るナミ部爲に意を強うし四月初國民委員を置き伯爵レオツーン委員長と爲り國會議員の撰舉に備ふ委員長亦フランクフルト府獨逸議會の議員撰舉を沮むボヘミア六十八郡の中僅に其十三郡爲に獨逸議會の議員を撰む獨逸。ナミ兩人族日に倍相軋

るナミ部數種の會を設けて自ら衛り國民軍のナミ兵離れてナミ民兵を編み國都ブラハ府漸く擾る五月十五日及二十六日井エナ府の擾るるナミ部謂ふ亂民政府を壓すと乃臨時政府を置き吏員をしてインスブルック駐紮の帝と國事を謀らしめんを太守に請ふ太守之を許し三十日ナミ部の領袖バラツキリゲル等八人を徵し事に參せしむナミ部意驕り六月初スラフ種族大會をブラハ府に開く露西亞のルス部普魯西のポール部セルビアのセルブ部等亦集るバラツキ議長たり露西亞のバクニン。普魯西のリーベルト。セルビアのツラ等民主説を唱へ連日論を闘はし説歸する所なし纔に歐羅巴全洲の人族に告る所あらんとす未だ議に上らす六月七日ナミ部衆を會し奏してボヘミア總督公井ンヤシグレーツを罷めんを請ふ帝未だ許さず十二日ナミ民兵の一隊嘲歌を謳ひ其第に到る公夫人を伴ひ憲に臨み衆を見る公を狙撃する者あり中らす夫人を斃す街に戦ふこと六日十七日ナミ部敗る井エナ政府人を遣り公に説き府を去らしむ亂民復起る公自ら決して亂を鎮

スラフ種族大會

憲法制定議會

む帝之を聞き秘に公を舉て元帥と爲す是時に當り帝殆ど大權を失ふ四月以來ステファン親王已に洪萬利及其附庸國に霸王の事を行ふ閣臣ヒルレルスドルフ屢人をして帝に説くに帝井エナ府に還るか若は親王を舉て政を攝せしむるかにあらずんば國都の騷擾鎮むへからざるを以てす閣僚ドブホフ男爵エッセンヘルグ帝に侍しインスブルックに在り又ヒルレルスドルフの爲に説く憲法制定議會亦將に井エナ府に集らんとす制定會集らば乃府民と共に政を專にすへし帝之を憂ひ閣臣の議を容れ六月十六日ヨハン親王をして政を埒地利部に攝せしむ親王事に處する能はず府民委員に迫られ閣臣を罷む七月八日エッセンヘルグ入て總理と爲りバ内務にシニアルツェル文部にホルンボストル工部に當りクラウス大藏大臣ラツール陸軍大臣たる故の如し府民委員喜ばす而して内閣多く過激黨に屬す是時親王獨逸國總裁カイザーの職に任しランクフルト府に在り幾もなく還り内閣を認め二十二日憲法制定議會を開き埒地利の獨逸スラフ兩部の憲法を制定せしむ前二十日新憲

伊太利

法に據り洪高利部議員已にブダペスト府に集り埃地利東西兩部の議會時を同うして議す國民稍之に安んず獨伊太利直轄領猶亂る
 伊太利の擾るる既に久しロムバルチア又動く千八百四十八年初ミツノ府民起ち諸府亦之に應ず府民日に吏員兵士と争ひ政府を侮る政府夙に煙草富籤を權估し國庫爲に豊なり府民乃約して煙草を喫せず富籤を弄はす煙草を喫て街路を行く者われは追て之を辱しむ兵士行人を救ひ爲に死傷する者あり總督伯爵ラヂッキイ歳八十二老て益壯なり一月十八日國民に告るに其常に外寇内訌に備ふるを以し反省を促す時にシナリア嶋民反しナポリ兵去り立憲黨相續て志をナポリトリノ。フイレンツ。羅馬諸府に得入て内閣を組織し國君憲法制定を其府民に約す國民之に翹企し伯爵の言に顧みすトリノ府民の起つ新聞記者等之に與り最力む二月五日新聞記者等伯爵カミルロ・カチールを委員長と爲し奏して憲法の制定を請ふ府の吏員亦請ふ全國響應す八日王カール・アルベルト憲法を布くに決し之を制定修正し三月五日を以て布

カミルロ・カチール

ナポリ

くトスカナ公レオポルド第二日夜國民の離畔せんを恐れ二月十一日憲法を布く羅馬法皇亦國民の望に従ひ先づ俗人三人を内閣に入れ尋て之を倍すフアリニ。ツランド等與る三月十四日憲法を布き議會兩院を置きカルチナール會を改て元老院と爲す伊太利諸邦の王公佛蘭西共和制の日に整ふを觀疑懼して已ます故に國民の意を迎ふる此の如しナポリ王の屢内閣を交迭せしめたる又シナリア嶋の叛民に處せる亦此意のみ三月六日王シナリア叛民の政務委員を用ひ其長ルッソネロ・セツナモを擧て太守と爲し委員をしてシナリア内閣を組織せしむ而して叛民猶獨立して王の少子を戴かんを欲す英吉利外務大臣バルメアーストン卿謂ふ嶋民の要求大に過くと乃ミント卿をして艦隊を率ゐるバルモ府に至りシナリア政府に説かしむ卿瑞典諾威に倣ひ纒に王のシナリア嶋に分臨するを諾せしむるを得たり二十二日王之を却くナポリ王國論を裁するに踟躕し爲に聲望を墜すサルチニア王カール・アルベルト資望ありサルチニア國は埃地利直轄領の西に隣し直轄領民夙

サルチニア

に之を仰く二月末王國民の大會を開き志氣を鼓舞す二十二日直轄領
 總督ヲデツキイ戒嚴令を布き兵一萬二千を國境に屯しサルヂニアに
 備ふロムバルヂアの人士相踵て來りサルヂニア王に投す王急にして
 事を敗らんを恐れ三月八日ナエザレバルボを總理として内閣を組織せ
 しむ總理容易くロムバルヂア人士の言を容れす先づ其反意の決せる
 を觀而して後之に聲援せんとす已にして井エナ府擾れメッテルニヒ奔る
 十七日夜報ミヲノ府に達す人士即密に會し部署を定め檄文を傳へ參
 政權の擴張を政府に要す十八日朝衆副太守オドンネルの第に至り之
 を擒にし其政權を府吏に委ねしむ總督ヲデツキイ毎に副太守の請に
 従ひ兵を府民に加へす是日昧爽副太守亦兵を入れさらんを請ふ總督
 聽かす兵一萬を入れ府民と戦ふ兩日克つ能はず明宵兵を府外に退け
 之を砲撃せんとす所在騒起の報相踵て至る總督亦日にサルヂニア兵
 の侵さん期し意を決してエロナマントワ二城に據らんとす二城兵
 寡し市民起つ殆ど危し二十二日東に退きミンナオ川を渡り二城に入

ロムバルヂ
 ア・エネチ
 ア亂る

るエネチア府民亦起つ總督伯爵ツィヒイ制する能はず是日府を棄つ明
 日府民の首領辨護士マニン。エネチア共和國の興復を發表すロムバル
 チア。エチチア二國盡く亂れ延て伊太利諸邦に及ふ二十日モデナ公已
 にマントワ町に奔るバルマ公カルロロイソ是歳元旦を以て國に入る
 國民服せず乃枉て埃地利と絶ち憲法の制定を約す四月十八日亦奔る
 トスカナ公政を新にし士卒兵勇のロムバルヂアに入り應援するを得
 るを約し僅に其位を保つ羅馬ナポリ兩府の民亦強て戦を埃地利に宣
 せんを請ふ二國政府拒む能はず三月二十四日陸軍大臣ヅランド法皇
 の軍隊を率ひ北進す後數日グリエルモ。ベ。ナポリ兵一萬四千を率ひ
 尋て發すナポリ王兵勇に軍資を給す英吉利駐紮公使之を争ふ王サル
 チニア王の威名を忌み亦自ら戦に與からんを欲す聽かす英吉利外務
 大臣又忠言をサルヂニア王に容る亦聽かす二十日ロムバルヂアの伯
 爵アレセ援をサルヂニア王に求む應せず而して二十三日サルヂニア
 内閣ロムバルヂアを侵すに決し二十六日其前軍ミラノ府に入りサル

サルヂニア
 埃地利を伐
 つ

チニア王カカロアルベルト樞を國民に傳ふ其意に云ふ今や伊太利自
 ら立つの機至れりロムバルチア。バルマ。モデナの民は捷後宜しく自ら
 處する所あるへしとサルチニア兵進てエネチアに迫り四月八日將官
 バツ激戦する四時ミンチオ川をゴイト津（北三三里餘に在りに渡る大佐ラ、
 マルモラ殊に功あり尋てベシエラ。マントワ二城（二城俱にミンチオ川を控ゆ
 ルダ湖に瀕して湖を成し城を環て流るを攻むトスカナ。モデナ。バルマの兵一
 萬亦借にマントワを攻む取る能はず三十日別軍バストレンゴ村に戦
 ひエロナ城制す其東南下流九里餘又レニゴ城有リ俱に堅城を以て固
 ゆ北の地を取りチロール國との聯絡を絶つ五月六日サルチニア兵ニ
 ロナ城北サンタルチア村を取る而して其兩翼破る則退く埃地利兵亦
 進まず相持して戦はざる三週ロムバルチア共和黨之を利しサルチ
 ニアと合するに反す其首領マツツニ自ら出てサルチニア王の埃地利兵
 を撃たざるを責む而して志氣を鼓舞する能はずロムバルチア兵勇用
 ふるに足らずサルチニア又策を誤り伊太利諸邦の王公漸く貳れんと

モデナ。パ
 ルマ。サル
 チニアと合
 す

すモデナ。バルマ二國の民サルチニア王の旨に因り票決して自ら處し
 多數を以てサルチニアと合す自餘の王公サルチニアを嫉む王公羅馬
 府に會し法皇を議長と爲し伊太利聯邦の憲法を制定せんとすサルチ
 ニア王全權委員を遣るを辭す王背てバルマの一部をトスカナに與ふ
 るを約す而して之を占領すトスカナ公怒る羅馬法皇の將ツランドの
 北進する法皇命してサルチニア王の令に従はしむ四月二十一日ツラ
 ンド。ポー河を渡りマントワ城下に陣し更に進て埃地利の援軍を遣る
 法皇大に怒り二十九日教をカルチナル會に下す其意に云ふ法皇は
 固より萬民を視るに同仁を以てす戦を埃地利に宣するの意なしと羅
 馬府民之を争ふ乃明日内閣を罷め伯爵マミアニをして總理せしむ總
 理マリアニをサルチニア王の本營に遣り羅馬兵を王に屬せしむ法皇の
 威信衰へ保守黨漸く意を強うすナポリ王の意亦弛む五月十五日王議
 會を召集し二月十日の憲法を議せしむ王豫議員と憲法に警告せんを
 欲す共和黨云ふ是れ憲法の修正を拒むの策なりと王辨して議員の説

ナポリ

を容るるを約す共和黨猶ナポリ府民を煽す府民街壘を築く政府之に備ふ王及議會事端を生ずるを欲せず共和黨益府民を激す軍隊の占領せる街路を撤し營に歸らんとする一街壘より銃撃する者あり遊民之に應して呼號す軍隊則戦ふ内閣局に當るを欲せず辭す王親く令を下す死傷する者千許遊民敗る王議會を解散しカリアナを擧て總理と爲す總理ハベを召し還て國都を守らしむ大部隊命に従ふ總督歸らす將卒千五百之に附く時に埃地利總督援軍を得たり乃戰を決せんとす而して伊太利兵益寡しサルチニア王之を憂ふ是より先き埃地利政府已に望をロムバルチアに絶ち已を得されは全直轄領に國債の一部を負はしめ之を棄てんと欲す若しロムバルチアに分臨しエネチアを保つを得ば則足れりと爲す四月十日伯爵ハルチク伊太利に使し帝のロムバルチアに分臨するを傳ふ前數日外務大臣フイケルモント亦調停を英吉利に請ふ并ニナ府方に援れ伊太利兵連に進む英吉利伊太利人因て之を拒む五月十四日埃地利政府男爵フムネラウエルをロンドン府

埃地利ロム
バルチアを
棄んとす

ベシエラ城
降る

に遣りロムバルチアを棄てんとす英吉利外務大臣バルメアーストン卿埃地利の爲す能はざるを察し其意を贊し兼てエネチアの一部を割かしめ之をサルチニア王に與へんと欲す埃地利總督ラヂッキイ援軍の至るを待つ久し伯爵メグント兵二萬をラリアウル^{エネチア東部}地方に集り入て援はんとす未だピアエ川^{セエチア府の東}を渡らす而して伊太利の二將ツランド^{ラマルモラ}已に破れて退く尋てメグント病み伯爵ツルン之に代り五月二十二日總督の兵と合す總督乃一部隊を以てエロナ城を守らしめ兵四萬を以て南進し二十八日マントワ城に入るトスカナ兵方に城西クルタトネ村に營す明旦公フリクス^{シニウ}ルツエンヘルグ^{シニウ}出て其營を斫り之を走らす乃復北に還り三十日其右翼をしてゴイト村を襲ひ其左翼をしてアレシア町^{ロムバルチア東部に在リ}の孔道を絶たしめ以てサルチニア兵を孤立せしめんとすベネデク右翼に將たり烈戦してゴイト村を取る克はす是日ベシエラ城糧竭きて降る埃地利總督屈せず急に迂行してマントワ^{レニャゴ}二城を遶り并ニエンツァ町^ロ

井チエンツァ
下る
フリアウル
平く

奥地利ロム

ナ城の東北十を掩ふツランド兵一萬を以て之を守る六月十日總督の
大兵と戦ひ敗れ明日井チエンツァ下るツランド三ヶ月戦に與らざるを約
し法皇領に退く尋て奥地利將エルゲン左翼を率ゐフリアウルを定む
ツルン右翼に將とし南ナロールに戦ふ總督還てエロナ城に入る時に
奥地利外務大臣フイケルモント已に辭しエッセンヘルグ之に代り帝の
命を傳へ總督をして休戦せしむ謂ふロムバルチア復收むへからす而
して之をサルチニアに與ふるに忍ひすと佛蘭西外務大臣パスチード
亦云ふロムバルチア。エネチア獨立して共和制を行はば佛蘭西之を保
護すへしと英吉利素北伊太利に強國を置き以て佛蘭西に備へんと欲
す乃ロムバルチアをサルチニアに與へんとす難に五月十四日奥地利
使節を遣り英吉利と謀る奥地利新外務大臣英吉利外務大臣の説を嘉
せず英吉利に謝し直にロムバルチア假政府と議する所あらんとす奥
地利總督休戦を喜ばす六月十三日シニユッセル命を帯ひミラン府に至り
ロムバルチアの奥地利國債一部を負ふを條件とし其獨立を認めんと

バルチアの
獨立を認め
んとす

ロムバルチ
ア。サルチ
ニアと合す

エネチア。
サルチニア
と合す

すロムバルチア假政府已に五月二十九日を以て國民に票決せしめ自
處す五十六萬票サルチニアと合するを賛し之を否む者七百票に滿た
す則合併をサルチニアに求む王之を許すサルチニア議會未だ決せず
六月十八日ロムバルチア政務委員伯爵カサチ奥地利使節の議を斥て
云ふ奥地利は嘗にロムバルチアを獨立せしむるのみならず併てエネ
チアを棄つへしとエネチア人士井チエンツァの陥落エルゲンの進撃に顧
み頗奥地利を懼る其共和黨亦謂ふ佛蘭西エネチアの獨立を唱ふるも
獨立は甚難しサルチニア勝たは之を取り奥地利勝たは亦之を取らん
と乃ロムバルチアに倣ひサルチニアに合せんを欲す共和黨首領マニ
ン及其黨甚之を嘉みせざるも七月三日在て國會を召集し自處す合併
を賛する者百二十七否とする者六合併に決すサルチニア王已に二國
を獲たり奥地利總督之を争はんを欲し公フエリクス・シニウツェンヘルグ
をインスブルック奥地利帝の本營に遣し休戦するは益援軍を伊太利に
出すの利なるに如かざるを説く獨逸部奥地利國人常に異種の陸梁を

惜むキチエンツアの陥落を聞き自ら慰しシユアルツェンベルグの議を悦ぶ政
 府亦アラハ府の鎮壓に由り稍意を強うす和議遂に破れ總督亦進撃の
 命を得たりサルチニア王先つ進む七月十二日王將官ソンナツを留て
 ペシエラ城を護らしめ親ら諸將を率てマントワ城を攻む聯絡堅から
 す埃地利總督之を知り襲て中斷せんとす十八日王ミンチオ川のゴエ
 ル、ロ津（津會流の處に近し）を取りマントワの援路を絶つ總督願みす王を
 掩はんとす二十二日夜大雨に乘しエロナ城を出つ其一部隊ベシエラ
 城東南ソムマカムバニヤ村に戦ひサルチニア兵を破るサルチニア兵城
 に退く總督進てミンチオ川に至り二十三日夜橋をサリオンツェ村に架
 すミンチオ川東岸陥るソンナツ西岸に沿ひ急に南ゴイト津に下り之
 を報す王怒り徑に埃地利兵を撃たんとす二十四日マントワの北に戦
 ふ總督レニヤゴ城の兵を召し入て援けしむ途にサルチニア兵に遇ふ兩
 軍クストツア村（エロナ、ベシエラ二城の間に在り高丘を頂ふ）に戦ひ埃地利兵大に敗るサルチニア
 兵因てソムマカムバニヤクストツア兩村間の高丘に據る是時總督ベシエ

クストツアの戦

ラ城を背にし東南に向ひミンチオ河畔ワレツオ村に在りサルチニア
 王マントワ城を背にし東北に向ひミンチオ川を隔てソンナツと相對
 すサルチニア王兵二萬總督の三萬五千に當る二十五日クストツア村に
 戦ふ王ワレツオ村を取り河西のソンナツと聯絡を通せんとし戦尤力
 む取る克はす太子キトリオエマヌエル中央に將としクストツア村に在
 りセノワ公子（二）右翼を率ゐソナ村に在り兵寡し俱に力戦して克つ能
 はす薄暮井ラフランカ村（クストツア村の南二里に在り）を経ゴイト津に退く死傷千
 に満たす而して志氣沮喪す總督ワレツオ津にミンチオ川を濟りサル
 チニア兵の後を襲はんとす王之を察しソンナツをしてゴイト津の北
 ナルタ村を取らしむ二十六日夜ソンナツナルタ村を襲ひ市街に戦ふ
 取る克はす志氣沮喪し兵潰れ奔る王將官ハツを總督に任す總督之を
 制する能はす王オリオ川（ロムバルデアの東部に在り）を界とし休戦せん
 を請ふ總督之を斥けアメ川（五里餘に在り）を界と爲さんとす王從ふ能
 はす八月三日昧爽奔てミラノ府に入る埃地利兵之を追ふミラノ府會

ミラノを棄
ツウセツペ
ガリバルヂ

て敵に備へす守るへからす而して府民固く戦はんを請ふ王之を諭し
五日ミラノ府を總督に致すを約し明旦府を退く府民六萬之に隨ふ兵
勇猶アルプ山間に戦ふヨウセツペガリバルヂの名始て著るガリバルヂ
はニース町當時サルベツアの領ニツツの人なり卓犖不羈にして産を治めす忠愛の心
厚くして經綸の才なしマシモダツリオ評して金心牛頭と爲す千八百
三十四年サチアに敗れて後江湖に飄零し南亞米利加ウルクアイ國
に歴戦し驍名あり六月末歸り兵勇を領し激戦してマツオレ。コモ兩湖
瑞西南境アルプ山南にの間に據る二十六日ムラツツオネ村に戦ひ敗れ瑞
在り果勝を以て鳴る 西チチノ州に奔る八月九日王井セツワノ村湖下流チチノ川の西に在り
近川に四十五日間休戦しロムバルヂア。エネチア。モデナ。パルマの撤去
を約す是時ミラノ府の伯爵カサチ入てサルチア内閣に總理たり王
の休戦條約に反し辭すレエル之に代る前外務大臣バレット五日を以て
援を佛蘭西に請ふ佛蘭西纒に小援を許す其共和黨サルチニア王を惡
みロムバルヂア。エネチアの人民共和制を行はば其獨立を扶けんを欲

井セツワノ條
約

す而して佛蘭西英吉利と絶たす相携て塊地利に説き二國の意を容れ
しめんとす共和黨の説行はれす

シユレス井グ・ホルスタイン紛議

スカンヂナヴィア兩半嶋三國の地古來屢合して屢離れ其疆域屢變す本
世紀瑞典は其芬蘭を割き丁抹は其諾威を失ひ瑞典王諾威に分臨し丁
抹王はシユレス井グ・ホルスタイン聯合公國及ラウエンブルグ公國に分
臨すラウエンブルグ公國はハノチル。メックレンブルグ。シユエーリン。ルエベ
ク。ホルスタイン四國の間に介在しエルベ河の北岸に沿へる小國にし
て獨逸聯邦に屬しホルスタインはエルベ南アイデル北二水間の地に
して地平に土沃也亦獨逸聯邦に屬す而してアイデル川以北エドラン
ド丁抹名ユルランド。エトラ以南の地即シユレス井グはホルスタイン
と聯合せるも獨逸聯邦に屬せず獨逸聯邦會議はホルスタイン及ラウ
エンブルグ二國の内治を監督し兼てシユレス井グの國權を保護せんと
す若し聯邦會議シユレス井グ・ホルスタイン聯合公國の事に干渉する深

シユレス井
グ・ホルス
タイ
ラウエン
ブルグ

きに過ぐれば丁抹の國礎爲に動き東海の鎖鑰地まん歐羅巴列國之を憂ひ丁抹の盛地分裂を防ぎ兼て聯合公國の國權を保たんと欲す議論爲に騒然たり之をシユレス井グ・ホルスタイン紛議と云ふ初オルデンブルク國守エリマールの遠裔クリスタアン第一千四百四十八年丁抹に同五十年諾威に同五十八年瑞典に王と爲り同五十九年シユレス井グ・ホルスタイン兩公國に公たり明年憲章を兩公國に授け其聯合及國民の權利を認む同八十一年王殂し長子ヨハン三王國に臨み次子フレデリク第一聯合公國に公たり千五百二十三年ヨハンの子クリスタアン第二丁抹王位を叔父に禪り丁抹聯合公國復君を同らす王フレデリク第一世の孫フレデリク第三千六百六十五年十一月十四日國憲を定め專制を行ふ而して聯合公國の舊制を改めす十一世の孫フレデリク第六千八百八年を以て立つ聯合公國にクリスタアン第一の憲章を行ふ舊の如しラウエンブルクは千七百二年九月十五日の階級議會制を有し千八百十六年丁抹王之に分臨せるも亦其制を廢せず故を以て丁抹王

シユレス井グ・ホルスタイン紛議
オルデンブルク家

クリスタアン第一の憲章

- 一八一五年
- 一八二二年
- 一八三三年
- 一八三〇年
- 一八三一年
- 一八三四年

國聯合公國。ラウエンブルク公國の三部各特制を有し王三部に分臨す千八百十五年以來キール大學ホルスタイン東岸キール町に在り及貴族竊に自立の志あり千八百二十二年末ホルスタイン階級丁抹王のホルスタイン憲法に違ふを聯邦會議に訴ふテュルテムベルク全權委員ワングンハイム。ホルスタイン階級の訴を受理し六ヶ月を期し王の答を得んを提議す埒地利全權委員云ふ聯邦未だ曾てホルスタイン憲法の存するを認めず帝又決して獨逸王公に要するに期限を以てするを許さずと辭氣頗厲なり自餘の全權委員埒地利を懼れ明年十一月二十七日ホルスタイン階級の訴を却く千八百三十年七月革命の起る兩公國亦意を強うし聯合公國の憲法を制定し丁抹王分臨の實を擧げんを欲すシルトシユレス井グ西岸に在り嶋海シユレス井グ西岸に在りに在り海ホト村アイデル川下流に在りの城壘に幽する一年明年五月ホルスタイン階級議會を復興するを約し同三十四年之を行ふ同三十九年王殂し從弟クリスタ

一八三九年
フレデリック
第六殂シク
リスチアン
第八立つ

新ホルスタ
イン黨

アイデル丁
抹黨

アシ第八立つは是より先きホルンセンの捕はるる其黨散し所謂新ホル
スタイン黨起る新ホルスタイン黨はシュレスヴィグ・ホルスタインの聯合
を解きシュレスヴィグを丁抹に割くの意ありオルスハウゼン此黨を率ゆ
國人多く望を屬せず千八百三十四年の勅令に據れば全國を丁抹群島
ユートランド・シュレスヴィグ・ホルスタインの四部に分ち其各部に階級議會
を置く聯合公國人民シュレスヴィグ及ホルスタインの議會を併せ兩公國
聯合の實を遂げんとす階級議員殆皆此議を賛す僅にシュレスヴィグ議會
に丁抹黨四名ホルスタイン議會に新ホルスタイン黨八名之に反す是
時丁抹に所謂アイデル丁抹黨起りホルスタインを自立せしめ若は丁
抹王を此に分離せしむるも均一の憲法を群島及アイデル川に至るユ
トランド半島の地に布くを以て黨議と爲す王既に老い太子子なし太
子薨せば正統絶に男統亦盡くへし丁抹皇位繼承法は女統を許すもホ
ルスタイン法は許さず故を以て女統丁抹に入らばホルスタイン隨て
離れん丁抹國民ホルスタイン膏腴の地を棄つるに忍ひず況やシュレス

一八四一年

一八四四年

ヴィグをや而して聯合公國人民永く兩公國の聯合を解かさざらんとす新
ホルスタイン・アイデル丁抹二黨兩國民の間に立ち紛議を解かんと欲
すホルンセン國を去り憤激して自殺す遺著あり丁抹及聯合公國の憲
法を論す千八百四十一年書梓に上る新ホルスタイン黨爲に振はす丁
抹黨機を制し大に遊説を試み黨勢を張り一舉に聯合公國を亡ぼさん
とす同四十四年に至り丁抹黨の勢頗熾なり十月中國都コペハーゲン
府丁抹名キオペンハゲン府セーランド嶋の東岸に在り市長アルグレーン・ウツシンク議をロニス
キルデ村セーランド嶋東部に在りに集れる群嶋議會に提し女統繼承法を全國
に布かんとす請はんとす議會之に従ひ奏請す聯合公國人民大に激し意
見書をホルスタイン議會に提するもの百餘通に及ぶ十一月二十一日
議會群嶋議會に抗議しシュレスヴィグ繼承法亦男統を要するを論す又伯
爵レフントロウ・プレートの議を容れ丁抹王に請て曰く兩公國は獨立
國なり曰く兩公國の公位は男統之を繼承す曰く兩公國は永く聯合す
と初シュレスヴィグ各地方制度を異にす千七百七十九年復之を合す故を

一八四六年

ノイムエン
ステル大會

以て其國權地方に因て一ならず獨逸國民之に顧みず聯邦列國議會聯合公國の爲に建議す丁抹委員を置きシュレス井グ等の公位繼承法を查せしむ同四十六年七月八日委員の報を公にす其説に云ふシュレス井グは丁抹及ラウエンブルグと其繼承法を同らすホルヌスタインの或地に於ては此事必ずしも言ふへからず然りと雖王は全國の疆土を保有せん爲め之を礙むものを除くを怠らざるへしと聯合公國の人民大に驚き二十日ノイムエンステル村ホルヌスタイン中央に在りに大會を開き奏請せる三要旨を國憲と認め議會の丁抹王及聯邦會議に抗議せんを望む所在の人民會議を開き大會の議に従ふ二十四日ホルヌスタイン議會王に抗議す政府委員之を拒む八月三日更に聯邦會議に訴ふ獨逸國舉其意を賛す九月十七日聯邦會議事由を附してホルヌスタインの訴を却く丁抹黨意を強うし聯合公國に抑壓の政を行ふ王民心を慰めんを欲し親く聯合公國を巡視し明日勅諭を下して自ら國父と號す國人之を嗤ふ王新聞紙に十七日の聯邦會議決議を公にするを禁し内閣を罷め男爵

一八四七年
一八四八年

クリスタア
ン第八列シ
フレデリク
第七立つ

井ルヘル
ム・ベゼレ

シニールをホルヌスタイン太守に任す男爵素民望なし人之を怒るシュレス井グ議會聯合公國憲法を欽定しシュレス井グを獨逸聯邦に加へんとを奏請す政府委員拒て奏せすベゼレル。ホルヌスタイン。カール・ローレンツ。プロクドルフ等聯合公國黨首領或捕へられ或罷められ或其業を禁せらる千八百四十七年殆戒嚴令を聯合公國に布きたるの觀あり明年一月二十日王歿し太子立つ是をフレデリク第七と爲す二十八日王新憲法を布く聯合公國人民豫之を期す幾もなく獨逸全國到る處擾る三月十五日國人アルトナ市エルベ河北岸に在りハに會し奏してシュレス井グを聯邦に加へ聯合公國に憲法を布き獨逸種の議會を開かんを請はんとす全國響應す十八日聯合公國の階級議員等總數八七十名許レンツブルグ町キール町を距る西八里に會す井ルヘルム・ベゼレル議長たり委員を撰み國人の要求を奏せしむ二十三日郵船キール港に入る人勅答を待つ報あり云ふコペンハーゲン府民起て獨逸種を壓し全國を統一せんを欲すアイデル丁抹黨入て内閣を組織しレーマン。モンラド。ナルニング

ゴットルプ家

等閣員たり聯合公國應に決する所あるへしと聯合公國黨首領等急に決し即夜唱て云ふ國都擾れ王の意行はれすと明日ヘセルル政務委員長と爲り假政府を置くアウグスタンブルク公フレデリク伯爵レフェントロウブレイツ銀行家シュミット等政務に與る後オルスハウセンプレメル又入るキール市及鎮兵之に應ず公獵夫大隊を率ひレンツブルク町に入り戦はすして其城を取る二十四日間にして假政府全ホルスタインに號令す已にして丁抹王の勅書至る二十四日王勅して云ふ王シュレスヴィグの聯邦に加はるを許す權力及意思を有せず武を用て其獨立を保つへしと普魯西王の書又至る二十四日王云ふ王兩公國の獨立聯合及男統繼承法を認む普魯西及聯邦は最親男統なるアウグスタンブルク公クリスチアンを扶くへしと初丁抹王兼聯合公國公フレデリク第一の千五百三十三年を以て歿し長子クリスチアン第三の立つ弟アドルフをゴットルプシュレスヴィグ南境に在りに封す是をゴットルプ家始祖と爲す其五世の孫フレデリクホルスタインに公たり子カールフレデリク露

ロマノフ・ゴットルプ家

オルデンブルク家

グンデルブルク家

アウグスタンブルク家
グンデルブルク家

西亞帝ペテル第一の女アンナ・ペトロフナを娶る其子ペテル入て姨母帝エリサベットの統を續く是を帝ペテル第三と爲す今露西亞帝ニコライ第二はカール・フレデリク七世の孫なり故を以て露西亞帝室をロマノフ・ゴットルプ家と號す次孫クリスチアン・アウグスト・オルデンブルクに公たり之をオルデンブルク公室の祖と爲す千五百五十九年クリスチアン第三歿し長子フレデリク第二立つ次子ヨハン・グンデルブルク村シュレスヴィグ東海アルゼン嶼西南端に在り封せらる是をホルスタイン・グンデルブルク家始祖と爲す其孫エルンスト・グィンテル・アウグスタンブルク村アルゼン嶼に在りグンデルブルクを孫アウグスト・フィリップの裔グンデルブルク村に在りグンデルブルクを孫アウグスト・フィリップの之をホルスタイン・グンデルブルク家の兩流元三五流なりしアウグスタンブルク・グンデルブルク家の氏祖と爲す當時アウグスタンブルク流の家長は氏祖六世の孫クリスチアン・フレデリク・アウグストにしてグンデルブルク流の家長はアウグスト・フィリップ七世の孫クリスチア

普魯西聯合公國を援く

シなり故を以て丁抹皇室の正統絶えは支流アウグスタンブルグ家最親の男統にしてグルミクスブルグ家之に次ぎ露西亞帝室オルデンブルグ公室順て相次く是を以て普魯西王アウグスタンブルグ公クリスタアンを扶け聯合公國に臨ましめんとす乃約を踐みベルリン府鎮兵をホルスタインに遣り聯邦會議及聯邦第十軍團列國ハノチル。メックレンブルグ。ハムブルグ。ブレメ。に隣し又速に赴援せしめんとす聯合公國假政府人をフランクフルト府に遣りシユレスキグを聯邦に加へ援兵を發せんを請ふ準備議會即シユレスキグを聯邦に加へんを求む四月四日聯邦會議普魯西及第十軍團列國をしてホルスタインの國權を保護せしむ聯合公國已に丁抹と兵を交ふ獨逸全國の兵勇來り援く丁抹兵アルゼン嶋シユレスキグ東海の嶋にして尤狹き海に據りフレンスブルグ町シユレスキグ東岸に在りフレンスブルグ海に以北の沿岸地を掩護す九日フレンスブルグの北バウ。クルサウの兩地町を距る一里餘戰ひ敗れフレンスブルグを棄て南に退く十一日丁抹兵シユレスキグ町を取る明日聯邦會議シユ

獨逸丁抹を伐つ

フレデキア城を取る

レスキグを聯邦に加ふ丁抹全權委員會議を去り普魯西聯邦の名を以て丁抹と戰はんとす普魯西兵及第十軍團ホルスタインに入る將官ウランゲル總督たり丁抹兵にシユレスキグの撤去を命す聽かす二十三日シユレスキグ町ダネホレク丁抹城明日オエーフェルゼーシユレスキグを距る北五里に戰ひ後八日ユトランド南境に進む是時丁抹海軍東海の港灣を鎖し獨逸船を奪ふ總督乃五月二日南ユトランドを侵しフレデリキア城ユトランド東南端を隔てシユレスキグと相望むの海岸に在り丘陵を隔てシユレスキグと相望むフイウケン島は丁抹名相對を取り巨額の軍資を徴す露西亞帝ニコライ第一は普魯西王の姉婿なり普魯西王の自由主義を贊し革命を扶くるを觀憐はす普魯西太弟ロンドン府に在る露西亞兵を借りベルリン府の騷擾を鎮めんを請ひしも仍之を惡む英吉利は未だ策を決せず而して丁抹を救ふに意あり列國舉フランクフルト議會を認めす瑞典且普魯西に反す列國ユトランドの撤去を要す丁抹駐紮列國公使直に普魯西總督に牒し撤去せしむ總督聽かす丁抹にしてアルゼン嶋を去り獨逸船を還し封鎖を解

かは兵を撤せんを答ふ聯邦會議普魯西政府俱に總督を可とす五月末
 ヘルリン政府の議變し總督をして軍を退けしむ總督退く丁抹兵之を
 追ふハノテル兵ズンデットアルペン嶋と相對しフレンスアルを守る
 アルセン嶋の丁抹兵進て之を撃つ二十八日ハノテル兵ヌニセル村テメン
 スト南岸に在リフレンに破れズンデットを去る六月五日ハノテル兵ヅ
 ミヘル村ズンテアット東南岸に在リ東南海を抱き丘陵を覆ひアに戦ひ
 之を復す七日兵勇丁抹兵をホートルア村レシユレスキア東岸北岸ハアルス
 に撃ち之を退く全シユレスキア復定る是時に當り列國ロンドン府に會
 同し紛議を解かんと欲す英吉利外務大臣爲に力を致す丁抹は休戦中
 聯合公國の假政府を廢し其軍隊を解き丁抹王はシユレスキアを獨逸聯
 邦はホルスタインを治めんを求む英吉利謂ふ休戦の間聯合公國の内
 治を國人に委ねシユレスキアを聯邦に加ふへしシユレスキア北部は國人
 の票決に由り之をユトランドに合して可なりと丁抹固く之を争ふ英
 吉利譲り瑞典の調停に任す瑞典王交戰國をマルモエ町瑞典極南の港市にして海峡を隔

ロンドン會合

ヘルムウ會議

て丁抹國都コペンハーゲンに會同せんとす普魯西王已に聯合公國の趨
 勢益革命の實を顯すを憂ふ又獨逸國民の露西亞の干涉を怒る甚しき
 遂に二國兵を交ふるに至らんを恐る而して王露西亞と戦ふを欲せず
 會近衛兵北伐して國都虚し則其速に歸らんを欲す因て六月末將官ベ
 ロウをマルモエ町に遣り丁抹と議せしむマルモ會議破れ更にコルチン
 グ村ユトランド南部東岸に在リ邊ヘルムウに會同し相議する數週日
 七月十九日議成り三ヶ月休戦し二國俱に聯合公國を去り聯合公國軍
 隊を分てシユレスキアホルスタインの二軍隊と爲し聯合公國の假政府
 を廢し普魯西丁抹共に吏員を命し以て聯合公國の政を執らしむ是役
 普魯西は聯邦の名を以て丁抹と戦ふ而して聯邦會議已に十一日を以
 て散し獨逸總裁獨逸議會と與に偕に聯邦の事を視る休戦條約乃獨逸
 總裁及議會の認可を経さるべからず議會既に屢決議して敢て譲らす
 マルモ會議の報至るに及び獨逸内閣兵を南獨逸列國に徴し北伐せし
 めんとし議會に告て云ふ爾來獨逸國の軍隊軍資を以て戦はさるへか

マルモエ和議

らすと而して八月七日總裁ヨハン親王ヘルキウ會議の條件を容る乃復マルモエに會同すマクス・フォン・ガイゲルン使節として至る丁抹使節敢て獨逸國使節を見ず普魯西使節已を得ず會見を辭す然れども二十六日普魯西丁抹とマルモエに和し休戰期三ヶ月を延て七ヶ月と爲す獨逸議會大に怒る

第九章 革命の鎮壓

フランクフルト議會ノ廢頓

獨逸議會

獨逸議會フランクフルト府に集り六百の議員争て議案を提し發言を求め傍聽席の公衆亦喧嘩を極む議長屢自ら議事章程を犯し傍聽席の喧嘩を制せず議事爲に進まざる數週日議員の提案數百に上るも議長尙議案無きに苦む聯邦會議已に憲法草案を起せるも未だ成案あらず議會乃委員を置き憲法草案を稿せしむ日を曠うする又爲に數週徒に時事を論すシユレスキグ。北伊太利の戰フハ。府スヲ。種族の大會。ポーセン州の叛。露西亞の出師準備。普魯西議會の權勢。マインツ市兵士の亂等尙時事に關するもの皆議に上らざるはなし又數種の委員を置き陸海軍の編成。塊地利スヲ。種族の奮起。ホルンスタイン紛議。中央政府の建設。外交策等を查せしむ議事紛糾して容易く議を擧る能はず六月十四日に至り始て海軍費四百五十萬圓を議決す後數日臨時中央政府設置案を議す設置委員の参考せる提議案十六委員報して後更に之を増す

ヨハン親王
獨逸總裁と
爲る

三十三發言を求むる者百八十九議論紛出して委員説先つ破るゲオルク・ラインケ列國の權を維持し其總裁を命すへきを唱へ塊地利ヨハン親王撰に當り議會亦之を賛くる意を言ふ議員順次相遞して演する六日二十四日ハインリッヒ・フォン・ガーゲルン起ちフィンケを賛す二十八日議會の總裁を命する可否を票決に付す賛するもの四百三否とするもの百三十五明日總裁を撰ひ出席議員五百四十八其四百三十六塊地利ヨハン親王を擧ぐ議員七名ヲエナ府に至り就職を親王に請ふ聯邦會議又親王を賀し聯邦列國の議會の撰擧を認めたるを報す帝フニルヤナンド亦之を諾す親王乃職に就く七月十一日フランクフルト府に入り明日就職式を擧げ聯邦會議に臨み其解散を行はんとす是より先きマヨール・シゲン公聯邦小邦に説き各其全權委員を聯邦會議に遣らしむ小邦自由主義の人士を擢て全權委員と爲す故を以て聯邦會議全權委員の總數定數に超え其主義亦大に革まり裁決頗宜きを得たり又其獨逸議會に處せる觀るべきものなきに非ず是に至り散す總裁内閣員を命しシ

獨逸聯邦會
議散す

メルリシグ^{塊地}和^人内務及外務にヘクシエル^{ハム}司法にポイケル^{西人}陸軍に當る八月中總裁ヲエナ府より還り内閣完成すライオンゲン^{公地}利總理と爲りヘックシエル^{外務}に移りロベルト^{フォン}モール^{司法}にベックラート^{西人}大藏にツク^メン^人商務に當る自餘の閣員故の如し閣員次官等獨逸列國より出て皆異材なり七月三日以降獨逸議會國民の基本權利法^を定めんとす憲法起草委員國民基本權利の章を草し先づ之を報す章十二條四十八項より成り國民の平等出版信仰學術結社の自由司法權の不偏町村の自治列國議會の設置等獨逸國民の權利に關し規定する所あり人皆案の速に通過せんを期す而して議論又大に起り提出後第四日修正案の數三百五十に上る議員或嘲て云ふ演説の盛なる若し此度にして進まば案に對する演説總數四千三百八十に達し千八百五十年四月に至らざれば演説皆終らざるへしと十月十三日其九項を後議に譲り繼に第一讀會を終る總裁及議會の事を視る列國中或は其號令に遵はざるものありハノキル王之か首たり其閣臣

スナエフエ亦王を賛しハノチルの國權を保たんとす議會怒り其過激黨王を目するに賊を以てし之を逐はんと欲す議會王をして中央政府を認めしめんとす獨ツランクフルト府駐紮ハノチル使節之を認め獨逸陸軍大臣八月六日を以て舊聯邦軍團の誓詞を徵すサクソニア。チエムアムベルグ。小邦等之に應ず塊地利關せず普魯西事を左右に托し俄に聯邦所轄城壘の鎮兵をして之に應せしむ内閣其意を行ふ能はず又其列國に對する政略を錯れり普魯西中央政府の政に參せんとし決議票數十一一。塊地利三。普魯西。五。を有する聯邦參事院を置き内閣を佐けん三。自餘諸國。と欲す三十日内閣之を却く總裁の普魯西王と相親しきを以て俄に纏繞するを得たり八月二十六日マルモエ條約の成る休戰期を延て七ヶ月と爲す丁抹元海軍に長す冬期は海軍に利ならず而して戰を休む之に加ふるに三月以降聯合公國に布ける法令を廢し普魯西丁抹相議して丁抹黨の領袖伯爵カルル・モルトケを擧て聯合公國知事と爲す議會驚き且怒る九月四日内閣條約文を議會に報す議員ツイツ提議して委員を撰み

議
マルモエ和

二十四時間を期し實況を査せしむ委員長ダールマン之を報し條約の執行を停めんとす求む議場騒然たり議十七票の多數を以て通過す内閣辭す總裁ダールマンに命し之を組織せしむ經營する三日命を辭す議員ヘルマン代て又之を組織せんとす亦辭す前内閣復入りシメメルリンク總理と爲る議會乃條約停止の決議を翻して之を認む過激黨怒りフランクフルト府の遊民を唆し議會を劫さんとす十七日過激黨遊民二萬を嘯集し議員を罵り以て遊民を激し明日請願書を呈するに托し議會を散し共和制を布かんとす内閣之を知り塊地利普魯西二國の兵をマインツ城に徵し之に備ふ過激黨計の破れしを怒り街壘を築く軍隊之を散す遊民公リヒンフスキ。ハンズ。フアン。アウエルスワルド兩議員を殺す外務大臣ヘンクシエル議員ヤーン僅に身を以て免かれ過激黨首領等亦侮辱せらる識者之を耻つ過激黨悔いす議場に放言する舊の如し議會の聲望爲に衰へ保守黨漸く意を得たり是時パーナン國共和黨ストルーン等其黨を率て復叛す二十一日ストルーン等パーナンを侵しロ。

ルラフ村シユワルト地瑞四國シユワルト山間に在り叛徒の居住を取り邑兵を徴しシユワ
 ルツワルト山を過ぎライン河水域を溯り二十四日スタウフン村シユワルトに
 湖西南隅の山村にしてホリアンに敗れ散す他の地方亦稍擾るるあり
 皆直に之を鎮じ議會漸く普魯西と結托するの已むべからざるを憂る
 十月末次官バツセルマン。ペルリン府に至り普魯西に説く所あらんとす
 議員シムソン。ヘルゲンハーン議長ガーゲルン等相踵て亦至り連に普
 魯西王に説き議會の説を容れしめんとす聽かず王聯邦參事院を置て
 皇帝を撰舉せしめ帝位を埃地利帝に進むるに意あり議會固く之を拒
 む十月十九日以降議會憲法案を議す二十七日議決して獨逸地方を以
 て獨逸國を組織し獨逸地方にあらざるものは獨逸列國之に分臨すへ
 しと爲す埃地利閣臣シユワルトンヘルグ乃其策を公にして云ふ埃地利
 獨逸は先づ各憲法を制定し而して後二國の關係を定むべしとハワリ
 ア。チエルアムヘルグ望を埃地利に絶ち獨逸王公を連合し普魯西をして
 之を率のしめんとす普魯西王容れずシユワルトンヘルグと議し埃地利

シユワルトンヘルグ

帝をして獨逸議會を操縦せしめんとすシユワルトンヘルグ未だ決せず
 十二月より明年一月に亘り王伯爵ブーニールを使節としオルムニツ町埃地利
 ヲ利ヲヲ井ア國北部に在リヨワに遣る三度切に埃地利に説くシユワルトン
 ンヘルグ爲に意を強うし普魯西の議を容れず獨逸議會を控き埃地利
 の勢威を張らんとす乃告て曰く埃地利諸國須らく獨逸疆域に入るへ
 し儻し議之に決せされは埃地利獨逸二國の關係は定むべからず二國
 の關係定まりて獨逸憲法の事始て論すべきなりと議會其意の存する
 所を察し之に當らんとす總理シユワルトンヘルグは埃地利の人なり人之を
 疑ふ又外交策の宜きを得ざるを議す總理職をガーゲルンに讓て自ら
 潔うし外務に當らんを欲すガーゲルン諾す而して其黨埃地利人を議
 會より逐はんを望むシユワルトン乃退てフランクフルト駐紮埃地利
 使節と爲り十二月十六日ガーゲルン入て總理シエツアルドシムソン
 代て議長たり總理埃地利と議し埃地利獨逸二國の關係を定めんとす
 議會未だ決せずシユワルトンヘルグオルムニツより歸り十二月二十八日の曠

一八四九年

を齎す其意に云ふ、埃地利は議會と議するを要せず、當に獨逸國を率へしと、議會乃獨逸國の組織を議定せんとす。千八百四十九年一月十一日より十三日に亘り之を議する三日、カーゲルン獨逸黨を率ひシニメルリンク共和保守二黨を率ひ獨逸黨に勝ち總理埃地利と議する許可を得たり。憲法案の議事進て獨逸元首の事に至る或裁定官を置かんとし或二大國をして毎六年交替して元首の事を行はしめんとし或一君を擧て元首たらしめんとす。裁定職案交替元首案皆敗れ一君を擧ぐるを贊する者二百五十八否とする者二百一十一君を擧て元首と爲すに決す而して元首の尊號を皇帝と爲すの案僅に九票の多數を以て決し世襲終身十二年六年三年帝位の五案二十三日を以て皆敗れ第二議會を待て之を決せんとす。普魯西王遂に意を決し是日獨逸列國に牒し獨逸内閣を経て獨逸議會に憲法草案に對する其意見を提せんを請ひ埃地利との商議を絶つ牒文に又云ふ、埃地利若し獨逸憲法に遵ふ能はざれば埃地利は獨逸と連合するを得へし然れども列國の互に聯合する

小獨逸黨
大獨逸黨
埃地利憲法
を布く

を拒むへからすと二月二十四日二十九邦普魯西の牒に従ひ憲法草案を容るワイマル、フランクフルト二邦已に之に従ふ埃地利及四王國プロシア、ヘッセン、サルチニア、ハノーヴァー固く之を拒む是より先き四日シニメルツェンベルク獨逸内閣に牒して云ふ、埃地利は他の王公の率る中央政府の命に従ふ能はず又列國の聯合して分離するを許さず新憲法は獨逸諸邦及獨逸地方にあらざる諸國を總聚するを以て必ず其原則と爲さざるへからすと埃地利の驕傲是に於てか極る而して議員或猶議會の勢威埃地利を壓するに足るを信じ埃地利獨逸部を棄るに忍ひざるものあり埃地利議員保守黨共和黨僧侶黨皆普魯西を惡み普魯西王をして獨逸帝たらしめざらんとす。是時埃地利獨逸部を棄て獨逸列國を統一するを以て黨議と爲すものを小獨逸黨プロシヤ、ヘッセン、サルチニア、ハノーヴァー埃地利獨逸部をも併せて聯合せんを欲するものを大獨逸黨と呼ぶ總理ギーゲルン小獨逸黨を率ひ三月七日シニメルツェンベルク埃地利議會を解散し三月四日欽定の憲法を布き伊太利直轄領を除き之を全國に行はんとす。乃九日フランクフルト議會

に牒し獨逸聯邦に裁定職を置き、埃地利其議長と爲り聯邦を郡ライヒに分ち埃地利を以て一郡と爲し議會に代ふるに聯邦參事院を以てし參事院議員は列國政府及其議會協同して之を命し人口百萬に一議員を舉げしめんとす埃地利乃三十八員普魯西及自餘の列國合して三十二員を舉ぐへし大獨逸黨且埃地利の亡狀を怒るエルケル其一部を率ひ議を提して帝位を普魯西王に勸進せんを欲し十二日憲法案全部を通過し世襲帝位を普魯西王に進め埃地利帝及埃地利獨逸部をして隨時獨逸國に加はるを得せしめんとす二十一日議敗る明日三十六票の多數を以て憲法案第二讀會を開き討論を禁し修正案は五十名之に連署せざれば案と爲さず日に數項を議定す二十七日世襲帝位を議定し明日帝を撰む出席議員總數五百三十八其二百四十八員棄權し自餘二百九十員獨逸皇帝の尊號を普魯西王フリードリヒ・ヴィルヘルム第四に勸進す慶賀の鐘聲フランクフルト府に響き府民寺堂に詣て天佑を謝す議長エツアルド・シュン議員アルント・ザールマン・ラウメル・ゾイロン・ミツナル

獨逸憲法成
り帝位を普
魯西王に勸
む

マイエル等三十三名を従へヘルリン府に至り尊號を奉らんとす過る所國人歡呼して之を迎ふ四月二日夜府に入る是より先き王エルケルの提議を聞き大に驚き書をヘッケラートに寄て云ふエルケルの議若し通過せば國家爲に危し獨逸議會固より皇帝を撰むの權なし王亦帝位を受る能はず帝位は撰舉侯及國人協同して之を舉ぐへし此の如くんは亦勸進に従はんとヘッケラート・アルント・バッセルマン・ブレンゼン等累に王の之に従はんを勸む容れず四月三日議長等王に見ゆ王曰く朕議會の勸進を謝す然れども王公の協諾を経されば之を受る能はず今や王公憲法を商議せん普魯西は當に獨逸の安寧を保つへし此の如くにして朕其祖宗及國民に耻ぢさるへしと議長等切に王の意を動かさんと欲す聽かず乃去るに臨み書を普魯西内閣に寄て云ふ議長等憲法に據り帝位を王に勸む憲法を廢せば帝位亦已まんと議會議決して憲法を保ち委員を舉て策の出る所を査せしむ而して未だ望を普魯西王に絶たす王已に三日を以て列國に牒し八日を期して憲法に對する意見を

其フランクフルト駐紮使節に通せんを請ふ四王國應せず自餘の列國皆憲法に循ひ世襲皇帝を戴かんを告ぐ埃地利則議會の業成らすと爲し其議員を召還す其一部命に従ひフランクフルト府を去る總裁ヨハン親王亦宜く去るへし三月二十八日皇帝を撰擧する親王直に其職を辭せんとす議會許さず四月三日普魯西王牒して親ら總裁に居るに意あるを告ぐ而してシッルツェンベルク親王をして強て其職に在らしむ是時普魯西議會方に集る三月二十八日より四月五日に亘り奏して尊號の勸進を容れんを請ふ三度従はず二十一日前閣員ロドヘルツス議を提して獨逸憲法を認めんとす賛する者百七十五否とする者百五十九提議に決す總理伯爵フランドンブルグ云ふ輿論は猶疾風のごとし人意を之に注かさるへからず而も國家の船は之に委ねて良港に至るを期すへからずと議會怒る後五日議員ワルデック議を提しベルリン府の戒嚴令を撤せんを求む閣員マントイフェルワルデック及其黨の治安を妨害する恐あるを論し戒嚴令の必要を言ふ對て言ふ内閣は戒嚴令を要

普魯西議會
獨逸憲法を
認む

獨逸列國

せん國家は現内閣を要せずと明日議會の解散を行ふ獨逸總理ガーゲルン已に聯邦諸邦に牒し十四日を以て二十八邦をして獨逸憲法及皇帝を認めしむ是時埃地利議員多く在らす普魯西因て其意に由り憲法を修正するを得總理乃ハッケラートをベルリン府に遣り王に説き普魯西及二十八邦の代議士をエルフルト市普魯西四州南部に在り召集し會議を開かんを欲す王埃地利及四王國の異議を懼れ従はず曰く卿設しフリードリヒ大王に説くを得は卿其人を得ん朕不肖なり敢て當らすと獨逸統一の望此に絶ゆ二十八日王國民に告て云ふ獨逸統一の業は固より普魯西の欲する所なり然れども獨逸憲法を布き之を遂げんとせば勢戰爭若は革命に由らざるへからず故を以て之に頼らすと普魯西已に獨逸憲法を布くに意なし國民爲に意を失ひ議會の政黨亦其黨議を變す小獨逸黨内訌の起らんを懼れ憲法を行ふを欲せず過激黨竊て之を執行せんとす五月四日ワイマル閣員ギアンブルック議を提して憲法を執行し七月十五日を以て第一總撰擧を行ひ

普魯西の辭するに當り二十八邦中最大邦獨逸國元首の位に居らんとす賛する者百九十否とする者百八十八二票の多數を以て之に決すベケラト此議を嘉せず辭す誠意の士相尋て議會を去る革命黨漸く多數を制し擾亂獨逸各地に起る普魯西に於てはライン・シレツア・普魯西三州の府市擾る直に之を鎮むハノチルに於ては議會及ハノチル府奏して請ふ所ありチエルトムヘルグに於ては議會奏して獨逸憲法の認可を請ふ王曰く國民暴を以てせば朕をして之を爲さしむるを得ん朕親ら斷してホーヘンツォレルン家を戴かすと四月二十二日夜ルドヰヒスブルグ町國都スツットガルトを距る北四里許に奔る國民激し假政府を置かんとす明日王俄に皇帝を認むハワリアに於ては議會國民俱に多く王の意を賛し獨逸憲法を喜ばす而して其ライン河左岸プツルツ領の人民本部國人と意見を異にし五月二日カイセルスラウテルン町プツルツ領の中央に在りハインリッヒに會し政務委員を置き國民の帶兵を許し本部より離れて自立せんとすサクソニアに於ては閣員ホイスト・ラーベンホルスト

等自由主義の閣僚を逐ひ四月三十日議會を解散す國都ドレスデン府爲に擾れ府民街壘を築く軍隊制する能はず五月三日夜閣員を從へコニヒスタイン城エルステ河上流左岸に屹立すに奔り援を普魯西に乞ふ援兵未だ至らず府民假政府を置き露西亞將バクニンを擧て總督と爲す七日普魯西近衛兵入て援け市街に戦ふ兩日府民二百之に死す王及閣員乃歸り大に制壓を行ふ騷擾弭み地方動かすバーデンに於ては擾亂殊に甚し大公既に獨逸憲法を認め國民之に頼る而して過激黨共和制を布かんと欲す西隣のパワリア領プツルツ起つに及ひマンハイム市フランクフルト國民會本部及地方支部其首領辯護士ブレナンを推して渠魁と爲し軍隊に遊説す五月九日ラスタット城パワリア領を距る西南五里を襲て奔る共和黨大里餘鎮兵反す十一日陸軍大臣ホフマン將校等城を襲て奔る共和黨大に意を強うし十三日國民會徒オッフエンブルグ村フランクフルト南十二里に大會を開き假政府を置き憲法制定會を召しパワリア領プツルツと相結ひ陸軍を國民軍と合す人直に共和制を布かんと欲す是夜國都カールス

ルーヘ市鎮兵數中隊又反して戦ふ大公ライン河を濟て奔り明日内閣員亦奔る政務委員乃國都に入り叛徒バーデン國を奪ふ大公其國を復する能はず救を獨逸總裁に求む總裁亦兵を擁せず總理ゲーゲルン等自ら處するに苦むハツリア領及サクソニアの擾るる亂民獨逸憲法を布くを以て名ど爲す總理等累に之を諭す聽かずアイゼンシュック獨逸使節としてハツリア領に在り共和黨を煽すラチー。バーデンに在り繼に温和派の叛徒に諭し其過激派を制す普魯西兵のドレスデン府に入る内閣議會俱に甚た之を喜ばす而して獨逸總裁普魯西の意を贊す五月十日議員男爵レーデン議を提し奮て普魯西に當らんとす總理事の拯ふへからざるを察し閣僚を率て辭す保守黨シュレーフェル等入て之に代る十六日新内閣就職を議會に告ぐ議員等嗤笑して言ふ公等の任命は議會を侮辱するものなりとゲーゲルン等乃議會を去る二十一日ゲールマンシムソン。ベゼレル。アルント等六十五員去る二十三日ラウメル其黨四十員と偕に去る二十六日エルケル其黨と亦去る舉内訌を患て

獨逸議會ス
ツットガル
ト府に徙る

議員を辭す列國政府亦議員を召還す總裁親王仍辭せず共和黨議會を專にし總裁及内閣に關せず其黨勢の南方に張るを觀議會を此に移さんとす乃人をチエルテムベルグに遣り其議會議長ヘルと議しチエルテムベルグ國都ツットガルト府チエルテムベルグ。ネッカー郡に在りに徙らんとす三十日議員フォーシュト獨逸議會移轉案をチエルテムベルグ議會に提すウーランド之を難す贊する者七十一否とする者六十四移轉に決す已に二十七日共和黨大會をロイトリンゲン町ツットガルト府に開く集る者二萬と號す衆チエルテムベルグのバーデン及ハツリア領アラルツと同盟せんを求む全國動かす六月六日議員百五人ツットガルト府に入りロエラン。カル。議長の事を行ふ議會チエルテムベルグ王に説き獨逸元首の事を行はしめんを欲す聽かず乃攝政官五人を擧ぐ閣員ロエメル。ウーランド等十員之に反す議會國民に告ぐるに武を用て獨逸憲法を布くを以てすロエメル又告諭文を草し之に抗議すチエルテムベルグ議會。ツットガルト府吏。府民兵將校等皆内閣を贊す獨逸攝政官チエル

テムベルグ兵五千を召しラスタット。ランダウに在リリアン河を距る四里二城を鎮せんとすロエメル之を拒み戒嚴令を共和黨所在地に布き共和黨渠魁フィケレルを捕へ軍隊を國都に集む十七日ロエメル議長ロエユを経て獨逸議會にテエルトムヘルグの退去を命す明日即千八百四十九年六月十八日獨逸議會猶會す軍隊進み之を散すテエルトムヘルグ人にあらざる議員等皆國外に放たる獨逸國人惜む者なし獨逸議會散し獨逸統一の企圖滅す

普魯西の制壓

獨逸議會集り普魯西王亦其議會を召集す兩議會議員の間接選舉人日を同うして二種の選舉人を舉げ二種の利害を察し獨逸議會は獨逸全國を代表するも鞏固なる國家の以て頼るべきものならず而して普魯西議會は普魯西を代表し普魯西の利害は獨逸全國の休戚に關する極めて大なりとす若し兩議會異見を懷かは獨逸全國の事遂に爲に已むに至らん故を以て獨逸議會は獨逸憲法の制定を待て普魯西議會の普魯

普魯西議會

西憲法を議定せんと欲す普魯西之を待つ能はず獨逸議會亦之を察して云ふ列國の憲法は獨逸憲法と相容るれば則可なりと五月二十二日普魯西議會ヘルリン府に集る實に獨逸議會のフランクフルト府に集まれる後四日なり政府憲法制定權を議會に與へず政府案を協賛せしめんとす過激黨之を争ふ三十日議事章程の討議に當り議會自ら制定會の稱を避け王の解散權を認む是時過激黨數派に分れ議席百二十を有す法律家ワルデック。ウンルー等其首領たり國民未だ立憲制に習はず政黨の派別未だ全く明ならず知名の政治家は出てフランクフルト府に議し次流の人士等始てヘルリン府に國家の利害を論ず議員中法律家百。僧徒教員八十。官吏亦八十を以て數へ農商工合して僅に百席を有す故を以て農商工業を代表する者較少く改進過激の二派議會を蓋ふ而して改進黨首領を欠く舊聯合州會の反對黨或既に内閣に入り或獨逸議會に議員たり改進黨其多數に頼り議會を掩はんを欲せば必ず内閣と相結ひ内閣をして之を率ゐしめざるへからず内閣之に苦む時に

ヘルリン府の人心動き屢議會に迫る議會制する能はず内閣若し改進黨と相結ばば府民の要求を寛容せざるへからす而して之を寛容せば王怒らん王素より保守主義を悦ぶ自由主義を目して天に違へるものと爲し動もすれば之を歴せんを欲す總理カムプハウゼン閣員シュエーリン纒に旨に稱ふ自餘の閣員難局に處する能はず辭せんとすれば輒旨に忤ひ怯懦を以て罵らる議會勅語に奉答せんとす議員ツンケル提議して旨に稱へ奉答せんとす内閣切に之を望む議會内閣を信する厚し而して改進黨の一部未だ其議を決せず總理カムプハウゼン閣員ハンゼマン瀝り辭せんとす乃奉答するに決し起草委員を擧ぐ委員未だ報せず六月八日過激黨ヘレンツ議を提し三月街戦の死者は國家の爲に斃れたる者なりと認め以て革命の効を彰はさん欲す審議兩日に亘り十九票の多數を以て敗る過激黨勢を失ふ遊民漸く集り議會を圍み閣員ハインリッホフンアルコム議員等侮辱せらる府日に騒然たり府民兵起て安寧を保たんとす遊民之に激し兵を帯ひんを欲し武器陳列

アウエルス
ワルド總理
と爲る

館を襲はんを唱ふ政府備へす十五日夜遊民陳列館に入る衛兵退く陸軍大臣伯爵カッツ則辭す二十五日自餘閣員相踵て辭し獨ハンゼマン留るルードルフ・フン・アウエルスワルド入て總理と爲り將官シュレッケンスタイン議會議長ミルデ・ロドベルツス・メルケル・ギールケ・クエールニッテ等閣員たり内閣先つヘルリン府の安寧を保たんとし巡查を置く又勉めて慰撫し過激黨を懐けんとす過激黨憲法案を即決せんを欲す陳列館襲撃の日ワルドック・ワクスムート兩議員議を提して憲法案を委員に付し修正せしめんとす過激黨之を争ひ敗る内閣院議に従ひ尙府民兵の編制・貴族獨稅權の廢止・町村制の制定に關する法案を提するを約す内閣の政略大に旨に稱ふ而して獨逸議會との交渉日に難し獨逸政府方に内閣を組織す知名の普魯西人多く聘せらる殊にカムプハウゼンを總理にベッケラートを外務大臣に擧げんとす二士辭す亦ストックマル・ブンゼンを徵さんどす亦辭す公ライニンゲン乃總理と爲りポイケル陸軍大臣に任すベッケラート已を得ず大藏に當るヘルリン府漸く安

封建黨

君侯議會

シュワイド
ニツの變

ベッケラー
ト

し而して所謂封建黨起る七月一日以降クロイツツァイツング新聞を機關紙と爲し君侯議會を開くプロウクムメロウ其議長たり廣く貴族の間に氣脈を通し貴族の特權を維持せんとす偶シュワイドニツ町（昔魯西）ア州西南部に在リ州都ブレスタウ府を距るの變ありシュワイドニツ城（昔魯西）西南十四里に在リ州都ブレスタウ府を距るの變ありシュワイドニツ城司令官邑民を侮る邑兵其第に迫る司令官乃兵一中隊を召し自ら衛る衛兵邑兵を撃ち十四人を斃す八月九日ブレスタウ府議員スタイン議を提し勅して將校に諭し軍隊務て市民と相軋らざらんを求む議會を容れ陸軍大臣シュレツケンスタイン亦強て之を争はず獨王大に議會の軍事に容喙するを怒り勅令を下さす内閣已を得ず議會に告て云ふ八月九日の議決を行はは其弊測るへからす則之を却くと過激黨大に怒り改進黨亦喜はずヘルリン府民兵亦安んぜず區會を開き議會の議を貫かんと欲す九月七日議決の却下を議す出席者總數三百六十二其二百十九直に八月九日の議決を行はしめんとす王聽かず内閣亦從ふ能はず乃辭す獨逸議會又時を同うして敗る王因てベッケラートを召還し

アフェル總
理と爲る

ウンルー議

之を用ひんと欲すベッケラート外柔に内剛王事に勤むるも爲に自由主義を改めず奏して勅令を軍隊に下し以て議會の意を慊かしめ軍制を革めて現役期を縮め獨逸議會の議定せる法律及審議中の獨逸憲法を認めんと請ふ王未た之を許すに意なし而して猶ベッケラートを用ひんとし惡篤の書を賜ひ其特に起て閣員に列し因て其聲望を内閣に添へしむベッケラート動かす固く己の主義を執る王已を得ず將官アフェルを總理とすドエンホフ、アイヒマン、ポニン等閣員たり將官ウランゲル、シュレス、井グより歸りヘルリン府を鎮す新閣員多く文武の官僚に屬す總理治を勵む改進黨硬派首領ウンルーをして勅諭案を草せしめて陸軍に諭し以て議會の望に協へ九月二十四日ワルデアク案人身保護法を布く而して内閣人心を收むる能はず十月十二日憲法案の議緒に就く憲法案冒頭に天佑に頼り普魯西に王たる朕フリードリヒ・ヴィルヘルム云々どあり議會天佑に頼りの句を削る王憚はず議場日に騒然議長グラボウ之を制す衆員從はず辭すウンルー之に代りワルデアク副議長と爲る府民

長ワルデック副議長と爲る

ブランデンブルグ總理と爲る

又騷擾す時に報井エナ府より至る曰く府民起てり帝奔れり府民大政を行ふ議會を移せりエルラナナ。井ンチシグレーツ二將進て府を攻むと府民井エナ府民を稱し之を援けんを欲す三十一日ワルデック議を提して政府の井エナ府民を援けんを求む議場騷然たり遊民亦議事堂に迫るロドベルツス案を修正し獨逸政府をして井エナ府民を援けしめんとす議會修正案を容る總理亦之に従ふ王益憚はす明日報至る曰く井ンチシグレーツ。井エナ府を取ると王乃兵を以てベルリン府を壓せんとし命をウランゲルに下し戒嚴命を布くを許すウランゲル陸軍大臣プフェルの職を解かんを請ふ王内閣を免し伯爵ブランデンブルグ^{イドヴィヒ・ヘルム}に勅して總理せしむ十一月二日總理議會に就職を報す議會驚きウンル^{市に在り市名園勝地に遣り王に見えて總理を他に命せんを請はん}とす王之を見さらんとす而して遂に延くウンル^{に宮むを以て著る}奏請す王對へす別房に入らんとす^{ユニクスベル}府^{東普魯四州都にしてベルリン府を距}

議會をブランデンブルグに移す

員ヤコビ亦遣中に在り粗野禮に嫻はす呼て曰く陛下尙臣等の言を聴くを欲せざるか王願て曰く然りと乃嘆して曰く王公常に實を聴くを欲せず之を通患と爲すと王怒る侍從武官マントイフェル^{伯爵ヒスマルク・シエンハッセン}を薦むるも王目して固陋事を誤る者と爲し用ひす九日に至りマントイフェル^{ライデンベルグ・ストロータ}三閣員を従へ議會に臨み停會の命を傳へ兼て二十七日ブランデンブルグ町に^{ベルリン府を距る四十五里ハーフエル川に開會するを告く議員等謂ふ}埃地利帝其議會をクレムゾエル村^{モラ}に^{東部}に移し井ンチシグレーツ。井エナ府を鎮む王蓋之に倣ふなりと乃抗議して命に違はす停會遷徙を不法なりと爲し開會の地を議長の専決に任す十日昧爽兵未だ府に入らず府民兵司令官少佐リムフレ内閣の命を拒み議事堂を警めす議長乃五時を以て議を開く午前中兵入り議事堂の四邊を警む府民兵亦堂前に備ふ總督ウランゲル駭たす議員停會の命に違

ふを待つ是時府民既に擾亂に倦み政客の妄舉を患ふ軍隊の入るを觀大に喜ぶ府民兵の志氣爲に沮喪す議會國人に激し國法を保たしめ抗議して散す十一日議員復議事堂に至る入る能はず議を一旅館に開く政府府民兵を解き之に備ふ明日更に戒嚴令を布き二十名以上の會合を禁す府民兵已に散す其將校等議員勞働者組合員と俱に相會し自ら處する所を議すワルブク亦與る煽して亂を作さしめんとす衆聽かす空しく散す十三日議員等復集る政府目するに議員等禁を犯し集會するを以てし兵をして之を散せしむ兵至れば已に閉つ明日復會す閉つ十五日復會しヤコビ等提出の租稅徵集拒絕案に對するキルヒマンの報告あり兵至る議員或指揮官少佐ヘルワルト・フォン・ピッタンフェルトに請ひ少時場を避く議長則案を票決に付し全員賛して散す國人亂に倦み議會の決議に従はず地方或は擾る政府即之を鎮む二十七日ブランデンブルグ町に開會せんとす議員定數に滿たす臨時議長議員の尙至るを待つ十二月一日議員至る者二百五十九人に達す議長ウンルーの黨人

ブ
ラン
デ
ン
ブ
ル
グ
議
會

欽
定
憲
法
を
布
く

其至るを期し四日まで停會せんと欲す多數議員聽かず黨人乃場を去り復定數を欠く議員等代理人を召集せんとす臨時議長之を票決せしむ出席議員百七十二賛する者七十二棄權する者八十二停會に決し七日を以て更に會せんとす議會元憲法案を協賛せん爲に集る而して今や紛亂を極め議すへからず王則五日を以て解散を命じ欽定憲法を布く欽定憲法はワルブク案に基き些少の訂正を加ふ訂正せる條項中議會閉會の間緊急の事起れるに當り法律に代る勅令を下し内閣其責を負ひ次回の議會其當否を議する規定今憲法第六十三條あり即佛蘭西舊憲法第十四條の意にして實に職七月革命の亂原を爲せるもの人政府の此條を用ふるを慎まんとす期す而して内閣頻に之を用ひ撰擧法陪審制施行法特別裁判權廢止法農商に關する法令等大凡公共を利すへきものを發布す國民悅服し頌賀の表廷に滿つ獨逸議會亦王を賛す王悅ひ大捷を得たるに比す

墺地利の鎮撫

奥地利已にロムバルディアに提つ而して帝國の形勢舊に依て危し七月
 二十二日議會井エナ府に會し憲法を制定せんとす議員多くはスラブ
 種族に屬し獨逸語を解せず或蒙昧の小農にして田園所有者を憎む井
 エナ府辯護士シュミット議長となりチエヒ部族のストローバ。ポール部族
 のスモルカ副議長たり獨逸スラブ兩種族分れて二黨を成す議事を開
 き先上奏して帝の還幸を請ふ帝之を許し八月十二日病を力て國都に
 還る尋て封建制の遺習なる雜事雜役廢止案を議す議員クドリ議を提
 して一舉に之を廢せんを欲す議論紛出議延て八月八日より九月七日
 に亘る内閣固く田園所有者の損害を償はんを求む農民黨怒て之を争
 ふ議會遂にラッセルの議を採り或は償ひ或は償はすして雜事雜役を廢
 す九月九日帝之を裁可す是時に當り洪葛利大に奮起し其議員百人井
 エナ府に來り帝のブダペスト府に臨まんを請ふ是より先き帝洪葛利
 部の紛擾を憂ひ其分裂せざらんを欲しクロアチア等の自立せんとす
 るを制しクロアチア太守エムラナを罷む太守命を奉せずクロアチ

ア黨と相結ひ洪葛利政府に抗し六月五日クロアチア。スラチニア。ダル
 マチア三國の議會をアグラム町アロアチに召すスラチニア。ダルマチア
 二國應せずスラチニアは洪葛利に従ひダルマチアは其議員を井エナ
 府に遣り洪葛利南境のセルブ部族緩にクロアチアに従ふ而してクロ
 アチア黨奥地利部南スラブ種族の地カルニオラ。カリンチア。イストリ
 ア等の數國を合せ南部を統一して南スラブ王國を置き特制を布き外
 務大藏陸軍の事を奥地利部と共にせんと欲す帝怒りエムラナチエヒをイ
 ンスブルク行在所に召す乃徐に程に上り六月中旬入朝し自ら辨す帝
 怒を釋き其議を容れヨハン親王をして洪葛利部の紛擾を釋かしむ時
 にセルブ部族已に起ち政務委員を置くストラチニコ。サチニ。之か首領
 たりエムラナチエヒのインスブルクに在る洪葛利兵セルブ部族をカルロ
 ツ村に撃て利あらずクロアチア議會之に乗し自ら宣して解散する能
 はざるものと爲し帝に請ひ復エムラナチエヒを任せんを求む七月九日エ
 ムラナチエヒ。クロアチア議會の解散すへからざるを認め兼て之に停會を

洪葛利

命し急に井エナ府に之きヨハン親王洪葛利太守スタファン親王洪葛利
總理バッチアニーニと會同し調和を計る是時南スラフ種族の紛擾漸く
熄み洪葛利の形勢日に動く帝嚮に六月二十六日を以て太守親王に假
すに王權を以てす爾來洪葛利内閣獨立國の權を行ひ交際官を列國に
遣り陸軍を編み國債を募り紙幣を行ふコースト大藏に當り施政の方
針を決す七月二日洪葛利議會國都に集る十一日大藏大臣議會に臨み
兵二十萬金二千百萬圓を求む大臣方に病む力めて演ずる二時掖に仆
る衆員大聲呼はつて言ふ誓て資を給せん請ふ軍費支出の要を告げよ
と大臣則蘇し對て云ふ塊地利は宜しくロムバルチアを割くへしと後
數日此言を改めて私見と爲し更に云ふ洪葛利制歴の後帝を翼けて和
を構し以て帝室の尊嚴を保ち併て伊太利國民の望に副ふへしと八月
三日議員テレキ議を提し洪葛利は獨逸の統一を助けさらんとす議會
之に従ふ議會亦議定して塊地利紙幣の流通を禁し銀貨を塊地利部に
輸出するを許さす洪葛利國債を起し時に洪葛利大隊を置く帝嚮はす

エルラナ

二十二日太守親王の王權を解き洪葛利國債募集及軍隊編成法を廢し
セルブクロアト兩部族の鎮壓を止め洪葛利閣員及クロアチア太守エ
ルラチナをして井エナ府に開く議に參せしむ帝又書を太守親王に下
して云ふ洪葛利の政略は全國を危うするものなり三月以降帝の洪葛
利に許せる所は自餘諸國の協賛を埃て其効を得るものなりとマラー
ル黨首領等帝の意の在る所を察し總理バッチアニーニは井エナ府に勅
書の撤回を請ひコーストは洪葛利議會に國家の危急を論し全權を求
む是に至り議員百名を井エナ府に遣り總理を助け併て帝の國都に臨
まんを請はしむ議員井エナ府に至り四日を以て帝エルラチナの官位
を復せるを聞く後數日又報を得たり曰くエルラチナ兵四萬を率ゐる洪
葛利境を踏えンダベスト府に向ふと總理怒て辭し急に國都に歸るコ
ースト將にチクタールと爲らんとす總理輕舉して事體を重うせる
を悔い留て新内閣を組織し更に塊地利政府に要する所ありエルラチ
ナ。ドナウ河。パルトン湖 洪葛利西部の大湖にして國都アダベスト府を
距る西南二十餘里に在り東北より西南に延長

ナニ洪葛利
を伐つ

ステファン
親王辭す

里長二十里幅二の間を進み國都に迫る而して帝會て其進撃を許さず埃地利政府爲に出師を準備せず又班師を命する能はずエルラナチュ素桀整常に誇て云ふ勅命に従はざる二十一度帝の意に負くも帝の爲に戦はんと太守親王エルラナチュに説き退かしめんとす乃九月二十一日バラトン湖に泛ひエルラナチュの本營地シメス村に至り之を船に迎へ説く所あらんとすエルラナチュ親王を疑ひ船に上らす親王亦エルラナチュ勅命を奉し進むと爲し洪葛利軍隊を捨て井エナ府に至り二十四日職を辭し其邑シツェムブルグ村今昔魯西ヘッセンナツサウに閑居して薨す太守親王已に辭す帝亦願みす即日命を洪葛利軍隊に下しエルラナチュを撃つを禁し明日マイラトを太守代理に男爵ワイを總理に將官フムヘルグを洪葛利總督に任す洪葛利内閣未だ之に副署せず總督急にフダベスト府に之き前總理ハツチアーノイの副署を得んとすハツチアーノイ亦總督と會せんを欲し已に國都を去り其本營に在りコッスート權を國都に專らす已に二十二日議會コッスートニアリイマダラシシエメレ

遊民ラムベ
ルグを斬る

等六員を擧て國防委員と爲し内閣の事に與らしむラムヘルグの國都に至るを聞くコッスート議會をしてラムヘルグ若し勅命に従ひ總督の事を視は則國事犯を以て之を論せしむ遊民爲に激しラムヘルグを切す國民兵已を得すラムヘルグを捕て護る二十八日朝兵ラムヘルグを護しドナウ河橋を過く遊民の一群之を襲ひ斧鎌の屬を以てラムヘルグを斬る已にしてエルラナチュシエークスフェエールワール町フダベストの西南十五里に在り獨逸名の東邊エレンツェ村に敗れ埃地利境に退く其部將ロート兵一萬を率ゐ獨後の洪葛利將ゴエルゲイベルツェル等之を圍み十月七日之をオツラ村シエークスフェエールの南十二里に在りに降す前三日帝勅してエルラナチュを洪葛利太守に任し戒嚴令を洪葛利全國に布き議會を解散す則旨に従はず戰て事を決せんとすコッスート權を專らし國人皆之を推す井エナ府民埃地利軍隊又起て洪葛利を助く帝復奔る是より先き井エナ府民埃地利全國の一統を欲しマツァール種族の分離せんとするを惡む幾もなく洪葛利議會の民主主義其勢力を府民に及ぼし

埃地利議會のスラブ種族の勢威將に獨逸種族を蓋はんとす九月初埃地利議會議定して通譯官を置き十員請求せば埃地利全國各種言語を用て議を提するを得スラブ種族議員之を利し益民主主義を張る内閣工事の賃銀を減す勞働者怒り亂を作す政府之を鎮む九月中遊民復起ち十三日頗擾る政府纒に之を弭む而して過激黨の其中央委員を置くを禁する能はず俱樂部復起り僧徒等益人心を動かす閣員及スラブ種族議員等固よりマジョール種族の奮起を喜はず府民則マジョール種族に黨し遊説して之を助けんとす已にして兵洪葛利に起る帝陸軍大臣ラツールに命し十月六日を以て井エナ鎮兵一聯隊を洪葛利に遣りエルラナナを援けしむ軍隊帝都の歡樂に慣れ民主主義を喜ひ出てマジョール種族を撃つを欲せず陸軍大臣ガリナア兵一聯隊を遣り強て往かしめんとす聽かず郭外の府民之を援けマジョール橋に戦ふガリナア聯隊司令官斃れ反兵之に捷つ報至り市内擾れ警鐘響き反兵の砲轟き兵を帯へる國民兵街路に填つ閣員正に陸軍大臣と相會す群衆其第を圍み

戦を止めんを求む之を許す衆尙第に入らんとす衛兵百六十隊一門を擁し第内に在り之を拒かんとす陸軍大臣聽さず門を開かしむ閣員奔り大臣匿る衆入る衆大臣猶第に在るを聞き疾呼して其首を索む議員スモルカ、フィシユホーフ遂に兵勇を衆中に募り大臣を護し武器陳列館に避けしめんとす勞働者二十人許誓て其力を致す兵勇寡く遊民多く遊民大臣を衛兵の間に捕へ棍鎗の類を以て之を殺し其屍を燈柱に懸く衆踵て武器陳列館を襲て武器を奪ひ數多の街壘を築き之を守る夜に入り衆府に據る議會調停を試みんとす議長ストローバフ及ナミ部族議員已にブラハ府に奔り殘餘の議員スモルカを議長と爲し安寧委員を置き司令官伯爵アウエルスベルグに請ひ戦を罷めんを求め委員をシエンプルン離宮井エナ府西端井イネルに遣り帝に謁し平民内閣を命せんを請はしむ帝之を許す明旦報あり味爽帝離宮を去りオルムエツ町に奔ると勅書に云ふ帝抑壓に苦む井エナ府民を救ひ殘暴に虐けらるる自由を助けんと府民兵の至るを期し自ら禦かんとす議會安寧委員

俱に勉て與らず參事會又俱樂部黨と争はず俱樂部黨メッセンハウゼルを國民兵司令官に波蘭人ベムを常備國民兵司令官に擧げ變に備ふ時にエルラナチ、洪葛利境を踰え井エナ府に進まんとすアウエルスベルグ之に會す已にして帝井ンヂシグレーツを總督としエルラナチ、アウエルスベルグ二將をして之に屬せしむ井ンヂシグレーツ已に十月十一日を以て奏し入て援けんを請ふ帝公を大將に拜し埃地利陸軍總督に任す後五日公の拜任を公にす大將南北二軍を率ゐる井エナ府に迫る獨逸議會獨逸内閣俱に人を差て府民を勵し普魯西議會又同情を寄す皆事に益なし獨洪葛利將モガ、エルラナチ、を追て國境に在り洪葛利議會命して府民を援けしむ進まず幾もなく井ンヂシグレーツ府を圍む益急なり乃ライタ川ドナウ河の支流にして埃地利洪葛利兩部の境を利部をチスライタニア(ライタ以外の諸國)と稱すを濟り三十日シユエヒヤト村井エナ府を距る東南二里餘に在るに戰ふ府民スタファン寺の塔に登り戰を望むモガ遂に敗る時に府園中に在る已に五日二十八日井ンヂシグレーツ郭外の北

井ンヂシグレーツ。井エナを撃つ

議會をクレムムエルに徙す

部を取る司令官メッセンハウゼル降を勧め職を辭す參事會其議を容れ將に降らんとす會洪葛利兵至るメッセンハウゼル。フエンネル。フエンネル。ネベルグと俱に復將たりモガ敗れて退き三十一日井ンヂシグレーツ命して府を砲撃せしむ夜其兵府に入り戒嚴令を布き軍法會議を開き有罪者を刑す獨逸議會議員ブルム。フロエーベル等亦捕へらる軍法會議ブルムを殺しフロエーベルを縦ち渠魁メッセンハウゼル等二十餘名を誅す帝已に二十二日を以て停會を議會に命す議會従はず軍隊の入るに及び俄に散し命に従ふ帝ナミ部族議員の議を容れ議會をクレムムエル村オムムツ町の南に在るに移し十一月二十二日を以て開會せしむ議會僻邑に集り猶國民の權利を議し其憲法起草委員案を稿する四ヶ月聲望頓に墜ち聞ゆる所なし十一月二十一日帝フリクス。シッセル。ベルグを總理に伯爵フランツ。スタチオン埃地利ロイド會社創業者を内務にブルック北獨逸の村を商務に任し司法にクラウス大藏に當る故の如し十二月二日午前八時皇族閣員宮内官吏大將井ンヂシグレーツ。大將エルラナチ等

フェルチナ
ンド第一位
をフラン
ツ・ヨセフ
に禪る

第九章 革命の鎮壓 三百六十
オルムエツ行在所に相會し帝位を其姪フランツ・ヨセフ即今帝に禪る太
弟フランツ・カレル當に立つへし而して辭す長子フランツ・ヨセフ乃立
つフランツ・ヨセフ歳甫て十八嘗てインスブルック町に在り後シエンプ
ルン離宮に移る命を聞き大に驚く帝勅して曰く天爾を佑けよ懋めよ
やと總理均一の制度を奥地利全國に布かんとす帝既に洪葛利の特制
を裁可す總理之に苦み禪位を勧め因て其策を行はんとす然れども洪
葛利に臨まんに其國民の推戴に頼り王位に即かざるへからす洪葛
利國民帝の禪位を聞き則大に怒る

洪葛利の裁定

一八四八年
奥地利洪葛
利を伐つ

千八百四十八年十二月二日洪葛利王フェルチナンドの位を禪る洪葛利
抗議して王の禪位を認めず奥地利帝則洪葛利を挫かんと欲し十二月
中伯爵シュリック北ガリチアより將官シムニヒ西北モラフアより井ンデシ
グレート・ドナウ河右岸を下り伯爵メグレント西スタイリアを發し齊し
く洪葛利を討つ洪葛利兵皆却くゴメルゲイ・井ンデシグレートに當りべ

一八四九年

洪葛利議會
デブレツ
ンに移る

ルツェル・メグントを拒きしも相合して戦ひ利あらず俱に國都に退く國
都守るへからす明年一月一日議會及國防委員國都を棄てナシノ河名遠
の東八里にしてドナウ河に入り出で南流して國の中央を貫きカルロ井ツ村
を渡りデブレツ市東國都を距るに退くセルツェル・シオルノク村國都を距
ニヒに當り兼て右岸を下る井ンデシグレートを却かさんとす而して兵
寡く爲す能はず北山間に入り一月末シエス郡獨逸名のカルバチア山
諸嶺を取る是より先き奥地利將シュリック・ガリチアを發しシエス郡を經
洪葛利兵を破り十二月十一日カサ村獨逸名カサ村獨逸名に在り險要を稱すに入
る一月四日陸軍大臣メシプロス・シュリックをカサ村に撃ち敗るシュリック進
でトカイ村カサ村の東南二十三里に在リチシを襲ふ新陸軍大臣クラフカ
城きて此に據るシュリック捷つ能はずゴメルゲイのシエス郡を取るに及び
シュリック・ゴメルゲイ・クラフカ二將の間に介し兵寡くして戦ふ能はず二將
將に相合せんとすシュリック乃西南に退き井ンデシグレートに投し之に

カポルナの戦

説き俱にトカイ村に進て其敗を補はんとす井ンヂシグレーツ之に従ふ波蘭人デムピンスキ洪葛利總督に任し諸將を率ゐ其後を躡む二月二十六日兩軍エゲル町獨逸名エケラウの邊カポルナ村に戦ふ洪葛利兵破れ退てナシ河を濟る諸將敗をデムピンスキに歸し令に従はず大統領コッスト元デムピンスキを用ひ諸將を制せんとす而して諸將之を罷めんを求む乃在て之を聽す

トランシルワニア

洪葛利兵已に國北に敗るるも國東トランシルワニアに勝つ千八百四十八年九月トランシルワニアの獨逸ルーマン二種族マツァール種族に反す大佐ウルバン七日を以て其ルーマン種聯隊を率ゐ埃地利帝を奉すルーマン種乃國民兵を編み従はざる村落を徇へ數週日の後トランシルワニア地方を定むシニクレル部族マツァール種族の一部山間に據り僅に自ら守るトランシルワニア總督アポネル西進して他の部隊を援けんとす未だ發せず波蘭人ベム井エナ府を脱れ洪葛利に入り兵を募りトランシルワニアに向ひ十二月二十五日コロシツワール町を取る明年一月南進

露西亞埃地利を援く

セルブ邊境

してシニエン村獨逸名ヘルマンスタットトランシルワニアを襲はんとすウルバン拒く能はず東北ゴナ國に退く總督アポネル捷つへからざるを知り露西亞將ルニアル貴族の亂をワラヒア地方に鎮めたるに會し請てシニエン獨逸名クロンスタットトランシルワニアに據らしめんとす露西亞帝喜て之を許し二月二日ルニアル國境を踰るアポネル二邑の埃地利鎮兵を合しベムを撃つベムマロス川に退き洪葛利國南の援兵を合しアポネルを撃つウルバン又ゴナよりトランシルワニアに入る亦撃て之を退くベム尋て復シニエンを撃つ露西亞兵退きロイタルツルム嶺シニエン村南東八里に在リトランシを度りワラヒアに入るアポネル亦ワラヒアに逃るベムトランシルワニアを定む獨ツェラフエールワール城獨逸名カレルスアルクマロスフエヘル未だ降らす餘黨亦山間に據る露西亞兵次てブラソフ町を去る埃地利亦洪葛利國南に敗るセルブ部族本斯地に居りクロアト部族と相合しマツァール種と戦ひ自立せんと欲す三月四日埃地利帝憲法を欽

定して之を全国に行はんとす南スラブ種族諸國自立の企圖爲に滅す
 是より先きセルブ部族ストラトミロフを推しパンチョフ村（洪葛利南
 テメス川に臨むセルビアに據り毎に洪葛利兵を撃てエルセツ。ベチエレ
 國境を距る緩に二里餘ク二邑（二邑俱に洪葛利國南に在りに退く此に至り人心沮喪す三月中ヘルツェ
 ル國南に向ひチシ河の右岸に戦ひ屢捷つ更に在岸に渡りチシ。テメス
 二川間の地を平け下てドナウ河を渡り五月中パンチョフ村に入るセル
 ブ部族悉く降る

井ンチシグレーツカボルナ村に捷て進まずゴエルゲイ洪葛利兵五萬を
 督し三月末チシ河をトカイ村及其南ボロシニコ村に渡りワシニョニス
 村（トカイ村の東北八里に在り國を經國都に向ふ四月二日右翼隊シリツク
 をハトワン村（シリツク村の東北十二里に在りに撃ち之をゴドムルロ村（國都
 北六里に在りに退く四日左翼隊タビオビチケ村（國都の東南東に在りにエルラチヤ
 と遇ひ撃て之を敗る六日ゴエルゲイ進てゴドムルロ村に井ンチシグレ
 ツと戦ふ井ンチシグレーツ遂に退き其兵を國都の後に合せんとすゴ

ゴドムル
ロの戦

埃地利洪葛
利を棄つ

デブレツェ
ン議會洪葛
利の獨立を
發表しコッ
スリートと大
統領と爲す

ルゲイ之を追ふ部將クラブカ別隊を率ゐドナウ河左岸を溯りコマ
 ロム城（獨逸名コホルン國都の西北二十里に在りを救はんとす埃地利將
 シムニコ城を圍む急なりクラブカ。ナツサルロ村（コマロム城を距る東
 川に在りに戦ひ埃地利兵を破るコマロム城の圍則解く埃地利其師の連
 敗を聞き大に驚き十二日井ンチシグレーツを召還し將官エルデンを
 して之に代らしむエルデン乃ベスト府（國都の東に在りを棄て兵一萬を瑞
 西人將官ヘンツに與へ以てブメ府（國都の南に在りを守らしめ師を擧て國
 境に退く二十一日マツァール種族殆洪葛利全國を定む是より先きコッス
 ート軍中に在りゴドムルロ戰捷の後ハプスブルグ。ロートリンゲン家
 即埃地を廢せんとすゴエルゲイ之を諫む聽かず議を議會に提す反對黨
 其必ず敗れんを測り黙して論せずコッスートの黨人皆其議に従ふ千八
 百四十九年四月十四日議會デブレツェ市の新教寺に會すコッスート講
 壇に登り洪葛利及其附庸國の分離を宣す後數日議會コッスートを擧て
 洪葛利共和國大統領と爲す大統領乃シメレを總理に任すゴエルゲイ。ホ

埃地利帝援
を露西亞帝
に乞ふ

ルクト。チコヰ。ナア。カシミル。パナア。ノイ等閣員たり大統領速に政
府を國都に移さんと欲す陸軍大臣ゴエルゲイ總督と爲り埃地利兵を國
境に退け尙ヰエナ府を取らんと欲す乃大統領の議に従ひ五月三日
マ府を圍み二十一日之を下すヘンツ之に死す洪葛利盡く平く是日埃
地利帝フランツヨセフ露西亞帝ニコライ第一を波蘭ワルシワ府に訪
ひ其入援を謝し併て洪葛利征討の策を畫す是より先キエルデンの
スト府を棄て埃地利境に退く埃地利帝援を露西亞に乞ふ露西亞帝波
蘭の流氓洪葛利の事に與るを以てマワール種の奮起を目するに歐羅
巴革命黨の戮力して兵を擧ぐるものと爲し大に喜て之を諾す五月一
日ヰエナ新聞紙已に露西亞の入援を賀す洪葛利の人或は佛蘭西の同
盟を得んを期し或は露西亞埃地利同盟の幾もなく解けんを測る而し
て皆期する所に違ふ大統領コッスート總理シメレ等國を賂して戦はん
とす乃十八日國民に檄す其意に云ふ敵進まは到る處衆皆去れ村落を
燒き蓄穀を廢てよ道路橋梁井泉を毀てど人露西亞兵を野に逆ふるを

露西亞バ
スキエナ
キエナ
洪葛利に入
る

欲せず勉て之を避け兵を合して埃地利兵に當らんとすヘム且トラン
シルワニアを出てコマロム城に入らんとす男爵ハイナウ埃地利兵
を率て進む六月中ゴエルゲイ。コマロム城を出てワグ川コマロム城外にドナウ河
を渡り埃地利兵の進路を遮らんとす埃地利兵の大部隊ドナウ河
右岸に集り其兵左岸に少なし而して其將ハイナウ洪葛利兵を拒き屢
之を破る六月二十一日洪葛利兵大にペレド村埃地利境に近しに敗る二十八
日埃地利帝親ら將としヨエル町遠名ラドナウ河支流ラリア川
の壘を撃つハイナウ先鋒たり洪葛利總督ゴエルゲイ策していふ露西
亞兵已に南下す埃地利兵應にドナウ河左岸を下り之と合せんを勉む
へしと乃ドナウ河右岸に寡兵を置き専ら左岸に備ふ故を以てヨエル
の防備甚薄し乃陥る嚮に露西亞大將バスキエナ兵八萬を率ひ十四
日を以てカルパチア山の嶺を度り南下す波蘭人ヰンツキ兵八千を率
ひ嶺南を守る兵寡く戦ふ能はず國都に退く六月末露西亞兵已にトカ
イ村を取り一部隊をデブレツェン市に遣り之を略す露西亞兵若し直に

國都及ワーツ村獨逸名北八里ドナウ河に臨む距を指して進まば洪葛利兵當に露西亞埃地利二軍の間に介在すへし大統領コッスート。クラファカ。チャニイ之を察し總督に説き速に兵を擧てチシマ。マロス兩河の野に退かしめんとす總督其聲望を恃み従はず七月一日大統領總督の兵權を解き之をメシプロスに授くゴエルグイ猶兵を率る三日及十一日コマール。コム城外に埃地利將ハイナウと戦ふこと兩度クラファカをしてコマール。コム城を守らしめチシマ河に退かんとす是時露西亞兵已にドナウ河に迫るゴエルグイ。ワーツに至り始めて其兵二萬七千を以るゴドエル。ロエ村を經チシマ河に達する能はざるを知る乃復北進し迂回してトカイ村に退きチシマ河の津に露西亞兵の數部隊を破り河東を進みデブレツェン市。ナツワール。ラド獨逸名十五里餘チシマ河の支流セベス。コン。コ川に臨む南を經八月九日オラド城ナツワール河の支流マロス川に臨むに入る洪葛利兵城を圍む四個月七月一日之を下す乃之を死守せんとす是より先き大統領埃地利將ハイナウのヨニル町に迫り國都爲に危きを觀政府及議會をシニゲ

ゴエルグイ。オラド城に入る

洪葛利議會

シニゲケンに移る

シニゲケン

チン市獨逸名南東南四十里オラド河會流の處に在り國都をに移す七月十二日埃地利兵國都を取り二十一日進てシニゲケンに迫る大統領急に兵を徵し之に備へんとす時にゴエルグイは猶トカイ村の北に在り入て援ふ能はずヘルツェル兵二萬を率るチシマ河中流を守る進てツラ村利西北隔小村に露西亞大將バスキエ。キチヌを撃ち利わらず將官エツタル亦兵二萬を率る國南に戦ひエルラチヌを退けんとす十四日ヘラニス村シニゲケン市を距に戦ひ大に捷つ七月末大統領ヘルツェル。エツタル二將をして其兵をシニゲケンに合せしめデムピンスキを擧て之に將たらしむデムピンスキ。シニゲケンに拒かず又ハイナウを逆へすシニゲケンを棄てマロス川を溯りオラド城に退かんとす埃地利兵之を躡み八月三日ハイナウ。シニゲケンにシニリック其北にラムヘルグ其南に齊しくチシマ河を濟り五日シニゲケン村に及ぶデムピンスキ戦ひ敗れオラドに退く能はず轉して東南テメスワール城オラド城の南十一里に在り臨む時埃地利兵猶テメスワール城に嬰る會へム。トランシルワ

トランシル
ワニアを失
ふ

ニアに敗れ單身來り投す大統領乃デムビンスキを罷めベムを將とす
 是より先き六月中露西亞將ルニデル。ワラヒアより兵三萬をグローチン
 ヒエルム。ブコナナより兵一萬を率ゐトランシルワニアを侵すベム奮
 て戦ふ利あらず兵日に減す八月五日ナヨ。ツェレンド村（遠名グロツス・シヤ
 レン。アラド郡）に在り激戦し盡く其兵を失ふ乃脱れてオーアラド城に至り更に轉し
 てテメスワール城に之きデムビンスキに代り兵を督す九月城を攻て
 利あらず其兵殆ど盡きゴエルゲイの進て援ふに合する能はず敗餘の兵
 をトランシルワニア境の山間に糾す已にして事爲すへからず僅に土
 耳古に逃る諸將皆敗れ獨ゴエルゲイ。オーアラド城を守る洪葛利の存亡
 ゴエルゲイの一身に懸る大統領亦之を知り十一日チククトールの職を
 ゴエルゲイに譲り國の寶器を抱て土耳其に奔る人ゴエルゲイの戦を繼續
 せんを期せず已に七月末ゴエルゲイ。コッスートに謀り閣員と偕に和を露
 西亞大將バスキエキチヌと議す當時デムビンスキ未だ敗れず爲にゴエル
 ゲイ和議の條件を提するを得たり已にしてシオレグ。テメスワールに

コッスート
奔る

ゴエルゲイ
降る

敗れ事已む而して露西亞兵に降らんか埃地利則倍怒らん埃地利に降
 らんか則恥を忍ぶ能はずゴエルゲイ固より埃地利に降るの可なるを知
 る而して己に克つ能はず兵二萬三千砲百二十九門を以るオーアラド
 城を出て十三日キラゴス村（オ！アラド城を距る
 東北東六里に在り）露西亞將ルニデル
 ルの營に至り降る初露西亞兵の入て援くる爲に甚力を致さず埃地利
 兵専ら戦の衝に當る而してゴエルゲイ露西亞兵に降るバスキエキチヌ傲
 然露西亞帝に報して曰く洪葛利命を闕下に待つと帝洪葛利を埃地利
 帝に還す埃地利帝大に憤り峻刻なる刑を行ふバスキエキチヌ。ゴエルゲイ
 の爲に哀を請ふ埃地利帝在て之を赦しカリンチア國クラーゲンフル
 ト村（國都グラツ市を距る
 西南南二十五里に在り）に居らしむマツァール種族之を目するに賣
 國奴を以てす是時コッスート。ベルツェル。メシアロス。ベム。デムビンスキ及自
 餘の首領等皆已に國外に逃れ獨クラファカ猶コマローム城に據る九月
 二十七日に至り條件を附して降る埃地利政府軍法會議を國都ブダペ
 スト府オーアラド町兩地に開き有罪者を刑し重き者は死に當し輕き

コマローム
城降る

者は監禁追放に處し尙輕き者は兵役に従はしむ前總理パッチァーニイ亦殺さる埃地利帝洪葛利の特制特權を褫ひ洪葛利未だ曾て知らざるの專制を行ふ而してマジョール種族屈せず竊に報復の策を講ず

伊太利の鎮壓

一八四八年
千八百四十八年夏サルヂニアの敗れ井セツノ村に休戦するサルヂニア王カルロ・アルベルト猶ロムバルヂアを收めエネチアに特制を布かしめんを望む英吉利佛蘭西二國之を條件とし和を計らんとす埃地利聽かさらんとす佛蘭西之に迫る乃九月初在て佛蘭西の調停を聽す十日サルヂニア王四國をして會同し和を議せしめんとす埃地利拒む能はず會同地の撰擇及普魯西獨逸露西亞伊太利諸邦の干與如何に託し荏苒日を曠らすサルヂニア兵備を弛むる能はず又軍費の重きに耐へず埃地利の速に決せんを欲し迫るに休戦を解くを以てす井エチアの援れ洪葛利の亂るる人待つに倦み勇斷を政府に求む時に大將ラヂツキイ・ロムバルヂアを治め縦に苛斂を行ふ十一月三百七十萬圓を舉

ロムバルヂ

ア

兵の疑ある者に徴し明年一月に亘り臨時税七百五十萬圓餘を課す又戒嚴令を布き些の罪あれば罰するに峻刑を以てし無辜の者往往刑せらる十月九日埃地利帝勅して直轄領人民に諭し騷擾弭むの後ロムバルヂア・エネチアの議會を召集するを約す人民埃地利のロムバルヂアを割かざるを知り憤る甚し埃地利又休戦中エネチアを復せんと欲す九月中埃地利艦隊トリエスト港を出てエネチア府を鎮さんとす時にサルヂニア艦隊休戦の約を踐み正に去る埃地利の舉を觀復還る佛蘭西又艦隊を遣し戦ふもエネチア府を保護せんを宣言す埃地利二國艦隊と戦ふ能はず又佛蘭西を怒らしむるを欲せず佛蘭西大統領カニエーニョ謂ふサルヂニアをして版圖を拓かしむへからすロムバルヂア・エネチアは合して之を一國と爲し埃地利帝をして之に分臨せしむへしと其外務大臣バスタード乃サルヂニア王の休戦條約を解くを沮み八月十一日以後復エネチアの政を執れるマニンを以て堅く休戦を守らしむ而して速に和を議し列國を會同するを勉め殊に十月中埃地利

サルヂニア

の傾覆に乗るを欲せず英吉利外務大臣バルメアストーン卿佛蘭西の策を喜ばす而して猶之に従ひキエナ府陥落の後始てブリュクセル府に會同せんを提議す埃地利總理シュルツェンベルグ翻て調停を辭すバルメアストーン卿猶干涉を試むシュルツェンベルグ乃明年二月初を以て伯爵コルロレドを英吉利に遣り其干涉を拒むサルヂニア列國の調停に倦む既に久し休戦に際し總理カサチ辭しレニル之に代りアルフィエリ、ペルロネ、ビネルリ等閣員たり議會と偕に妄に戦ふを欲せず聲望日に去る十二月中辭しヴォヘルナ代て總理たり總理亦直に埃地利と争ふを欲せず中央伊太利に立憲制を保護し因て紛議を起さしめんとす是時に當り中央伊太利の形勢大に遷れり八月中埃地利兵を遣りモデナ、パルマ二國に其君を納る而してトスカナの事に容喙する能はず佛蘭西英吉利二國固くトスカナを全く獨立せしむるを要す埃地利争ふ能はず故を以て過激黨トスカナに陸梁し殊に辯護士ジュラツィ、僧ガワツツ、リナルノ市トスカナの要港にして遂に西班牙のバルセロナ港に跋扈し

トスカナ

法皇領

ロッシ

國公内閣議會を無視し放肆を極む總理カポニ教授モンタネルリをリナルノに知事たらしむモンタネルリ民主主義を取り伊太利を統一し其議會をして大に政を新にせしめんと欲す十月中キエナ府騷擾の報至りモンタネルリ、ジュラツィ、愈聲望あり總理辭しモンタネルリ入て代りジュラツィ閣員たり過激黨俱樂部員權を專にし政大に紊る後十四日過激黨又羅馬府に權を專にす五月以來法皇の聲望日に衰へ人其埃地利に黨するを疑ふ七月十四日埃地利兵法皇領北境フルララ町に入る埃地利兵元フルララ城を成る町民糧餉を給せずリヒンスタイン公乃一部隊を以る町を領す町民大に畏る明日兵去る八月二日埃地利兵復法皇領に入りボロニヤ府を領す八日府民起ち埃地利將校三人を殺す乃府を砲撃する四時府民屈せず地方の民争て府に入り府民と合し埃地利兵を撃つ埃地利將男爵エルナン拒く能はず佛蘭西英吉利又異議を唱ふ十五日エルナン兵を率て去る遊民陸梁す法皇の政府之に苦む八月一日法皇の總理伯爵マミアニ辭し伯爵ロッシ内閣に入るロッシ嘗て

佛蘭西王ルイ・フィリップに用ひられ羅馬府駐紮佛蘭西公使たりギブールと友とし善し過激黨之を疑ふ議會職を埃地利に宣せんを求む伯爵十一月十五日まで停會を命す過激黨怒る九月十六日閣員を交送し伯爵總理と爲る是時カニノ公カレル・ポルチアノ・ボナパルテ新聞記者ステルビニ羅馬府過激黨に首領たり互に相憎むる其勢力を墜さす俱樂部の黨人を率ゐる權を擅にせんとす最總理ロッシ閣員ツッキを憎むロッシ・ツッキ俱に千八百三十一年の革命に與り爾來ツッキ獄中に在り是に至り赦され要路に當る時に出てローマニヤ地方を治めガリバルヂをエネチアに遣けんとす羅馬府過激黨因てツッキを以て患と爲さす總理ロッシを除き以て自ら恣にせんとす十一月十五日總理開院式に臨み其政策を宣せんとす總理將に場に入らんとす群衆中盜あり刺て之を殺す過激黨即起ち人之に抗するなし内閣事を視る能はず議會又遊民の暴威に屈す十六日遊民法皇の宮を圍む衛兵僅に百人許之を制する能はず夜に入り法皇其許さんとする所舉無効なるを列國公使に告げ過激黨をして内閣

盜ロッシを殺す

佛蘭西法皇を援く

法皇ナポリに奔る

ナポリ

を組織せしむマミアノ・スタルピニ・ガルレッチ等閣員たり法皇佛蘭西公使を經佛蘭西大統領の助を請ふ大統領乃兵三千五百をナポリニ遣はし港を距る西北十五里に在り羅馬府に遣りクイールセルに全權を與へ法皇廷に至らしむ法皇曩に佛蘭西の入援を疑ふ十一月二十四日バツリア公使伯爵スバウル公務に因リナポリ府に至ると稱し法皇を其從僧に扮しナポリ北境ガエタ城を距る西北十八里ガエタ海に臨むナポリ府に入らしむスバウル更にナポリ府に至リナポリ王及其后を伴ひガエタ城に還る王后僧に法皇を見悅て此に居らしむ法皇已にナポリ王に投すナポリ王フェルチナンド素保守主義を喜ぶ是に至リ法皇亦保守主義を取らざるを得す五月十五日以來ナポリ國漸く安く議會七月一日を以て集り戰を埃地利に宣しシナリア嶋民と和せんと欲す王願みすシナリア嶋征服の準備成り軍隊嶋に上るに及び停會を議會に命す是より先きシナリア憲法制定會三月二十五日を以てパレルモ府に會し四月十三日ナポリ家を廢し七月十日夜王位をサルヂニア王第二子セノッ公に進

む幾もなくサルチニア王クストツツ村に敗るナポリ王シナリア島民の
 勸進を聞きセノワ公若し王位を承けは大に之と戦ひ必ずシナリア島
 を復せんを期し出師を準備す八月二十七日サルチニア王及セノワ公
 勸進を辭す九月三日サトリアノ公フランツエリ兵を督してメッシナ市
 に上り市を砲撃する五日市民シナリア國旗を撤し應敵を止むるも猶
 砲撃を輟めず七日に至り市に入る市街已に荒墟と爲る而して之を燒
 夷する猶三日損害五百萬圓に超ゆフランツエリメッシナ市を燒夷しシ
 ナリア嶋民を畏服せんとす佛蘭西艦隊司令官將官ボーデン之を怒り
 ナポリ兵尙進まば則戦はんとす英吉利艦隊司令官パーケー之を贊す
 二國政府又事後に之を許すナポリ兵進む能はずシナリア嶋西北部を
 領し局外中立を接壤せる地に宣して休戦す英吉利佛蘭西二國休戦を
 利しナポリ皇子をシナリア王と爲し以て和せしめんとすナポリ及シ
 ナリア嶋民從はず議延て七ヶ月に亘り明年三月末戰復起る伊太利の
 紛亂概此の如し之を定むるに三途あり曰く歐羅巴の調停を埃つへし

ナポリ兵シ
 ナリアを伐
 つ

コオヘルチ

一八四九年

ブリュクセル府に列國を會同し調停するか如し曰く伊太利諸邦王公の
 商定に従ふへし曰く伊太利憲法制定會の議決に據るへし而して列國
 調停の事已に破る十二月十六日コオヘルチサルチニアに總理たる直
 に二途を併て行はんとす乃羅馬法皇に説き羅馬府民の説を容れしめ
 トスカナ公をして過激黨の擅權を覆ひナポリ王に親せしめんとし兼
 てモンタネリの説を容れ伊太利議會を起さんとす幾もなく總理伊
 太利議會召集の事行ふへからざるを知る羅馬フイレンツの府民伊太利
 議會に付するに王權を以てし其決議を以て王公を廢し共和制を布か
 んを欲す又サルチニアナポリ二國人の議員たるを許さず唯中央伊太
 利の議會を起さんとす總理固より之を許す能はず羅馬法皇トスカナ
 の二政府埃地利西班牙若はナポリの入寇を恐れ俄にサルチニアと絶
 たす總理法皇の羅馬府に還らんを欲する切なり千八百四十九年二月
 羅馬憲法制定會集る總理其法皇の國に歸らんを請はんとす而して
 過激黨制定會を壓し法皇の歸國を欲せず法皇亦歸國の請を容るる能

はす二月七日カルチナール會法皇に説き兵を埃地利佛蘭西。西班牙。ナ
 ポリに請はしむ九日制定會法皇の君權を廢し羅馬共和國を復すトス
 カナの形勢亦之に類す一月末公事局に處する能はずシエナ町フィレンツ
 南十三里に奔る總理モンタネリ踵て至り中央伊太利憲法制定會召
 集の詔勅案に親署せんを請ふ二月七日公更にサント・ステファノ港シチ
 島北岸に在リメッシーナ市に奔り援をサルチニアに請ふフィレンツェ府遊
 民公の出奔を聞き共和制を布きグエラツツイ。モンタネリ。マッツォニ三人
 をして政を執らしむサルチニア總理の策盡く破る而してトスカナ公
 の援を請ふに會す乃大に悦ひトスカナ將ラウツェルと謀り兵を進め
 んとす未だ進まずラウツェルの兵散す埃地利及羅馬法皇トスカナ公
 に迫りサルチニアの援を辭せしむ十八日公請援の書を撤回す總理猶
 トスカナを援はんとす王及閣員皆拒む二十一日乃辭す王素前總理の
 策を迂なりとし休戦の約を解き戰を埃地利と決せんとす是より先き
 サルチニア議會漸進自由主義を取る故を以て前總理マオベルナ十二

サルチニア
 再埃地利を
 伐つ

月三十日解散を行ふ是歲二月一日新議會集る開院式勅語に王自ら號
 して勸進せられたる上伊太利王と曰ふ議會王を賀す佛蘭西。英吉利二
 國忠言を納る王容るる能はず三月二十日午時休戦の約を解き波蘭人
 フシノフスキを擧て總督と爲し兵八萬五千を領せしむ總督其兵を二
 分し戰線を延長してモルタラ村モルタラ村はエモント東部に在リ國境チチノ川
 二十里よりノツラ村北五里餘に在リに至りフンアラ村フンアラ村はノツラ村の東
 二里餘に在リに近し戰場の津にチチノ川を渡りミラノ府に向はんとす埃地利總督ラ
 デッキイ嚮に流言せしめて云ふ埃地利兵七萬に滿たす將にミンチオ
 川に退かんとすとサルチニア總督之を信し戰を期せず二十日午時サ
 ルチニア兵フンアラ村にチチノ橋を渡る埃地利兵之を防かず別將將
 官ラモリノチチノ。ポー二水會流の處より南ポー河の右岸を守る前二
 日其兵を左岸に移しバキア町バキア町はノツラ川の左岸に在リを偵察する命を得
 たり而して之を怠る二十日時を同うして埃地利兵バキア町の邊にチ
 チノ川を渡りサルチニア兵の右翼隊に迫るサルチニア總督已にラモ